

令和8年度 入札・契約制度に関する手引き

港湾空港等工事・業務における
総合評価落札方式等に関する手引き

令和8年4月

近畿地方整備局(港湾空港関係)

MEMO

【注意喚起】

競争参加資格確認申請書の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出時において、入札説明書に記載の賃上げ対象期間と不整合がないか、提出時に必ずご確認をお願いします。（「賃上げを実施する企業の評価」を参照）

目次(簡易版)

工事		
1	<u>港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン</u>	5
2	<u>総合評価落札方式・等級等</u>	16
3	<u>契約手続きの流れ</u>	45
4	<u>競争参加資格関連</u>	47
5	<u>企業の能力等、配置予定技術者の能力、社会・地域貢献等関連</u>	62
6	<u>技術提案、施工計画関連</u>	90
7	<u>施工体制確認関連</u>	100
8	<u>履行確認関連</u>	104
	建設コンサルタント業務等(プロポーザル方式、総合評価落札方式)	
9	<u>契約方式</u>	107
10	<u>要件設定、総合評価関連</u>	122
11	<u>発注関係事務の適切な運用に向けた発注者間の連携体制の強化等</u>	135

1	港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	5	4	競争参加資格	47
	総合評価落札方式のタイプ選定フロー	8		競争参加資格確認申請書類における省略	48
	品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式【S I 型関連】	10		主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の試行	49
2	総合評価落札方式・等級等	16		主任技術者又は監理技術者の配置変更	51
	二封筒事後審査型	17		任意着手制度	53
	一括審査方式の試行	19		下請け施工実績の評価	54
	評価方式別の配点割合	21		下請け施工実績の評価(港湾しゅんせつ工事の試行)	55
	評価方式別配点:技術提案評価型、施工能力評価型	22		競争参加資格の一部緩和【施工実績の緩和(ブロック製作工事)】	56
	技術提案評価型(S II 型)チャレンジ型の試行	32		出産等が不利にならない技術者評価	58
	施工能力評価型(I 型)海上工事・陸上工事チャレンジ型の試行	33		評価方法 配置予定技術者の施工経験	60
	施工能力評価型(I 型)、(II 型)通信設備チャレンジ型の試行	35		競争参加資格の一部緩和(構成員企業の緩和)	61
	地元企業活用審査型の試行	37	5	企業の能力等、配置予定技術者の能力、社会・地域貢献関連	62
	地元企業活用審査型JV工事の試行	39		工事成績評定に対する加算点の評価方法	64
	地元作業船活用審査型の試行	41		評価対象の表彰一覧	65
	技術提案力の評価	43		海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価	66
	技術者の地域精通度評価(試行)	44		コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰の評価項目の追加について	68
3	契約手続きの流れ	45		インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)の評価	69
				登録基幹技能者の評価	71
				現場従事技能者 評価対象の拡充	72
				工事に適応される各種資格の評価	73
				ICT活用工事の試行	74
				有用な新技術の活用	75
				作業船評価	76
				災害時に対応出来る作業船の評価	81
				災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績の評価	82
				自主的社会的活動の評価	83
				ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組	85
				賃上げを実施する企業の評価	87

6	技術提案評価型、施工能力評価型	90	10	要件設定、総合評価関連	122
	技術提案評価型 評価方法の見直し(「秀」評価を優位に評価)	91		資格要件の設定	123
	施工能力評価型(I型)[標準型]・[施工計画重視型]の評価方法	92		業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し	125
	オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場合の提出書類の緩和	99		業務成績評定対象の拡大	127
7	施工体制の確認	100		過去3年間の表彰実績の評価区分	128
	施工体制確認型	101		他地方整備局での表彰実績を加点対象へ	129
	施工体制の評価方法の変更	102		災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価(業務)	131
	落札者の決定方法	103		技術者の手持ち業務量を評価する試行(近畿試行)	132
8	履行確認	104		総合評価落札方式における落札者の決定方法	133
	履行確認とペナルティ	105		総合評価方式における「履行確実性」を加えた評価	134
建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式		106	11	発注者間の連携体制の強化等	135
9	契約方式	107		発注関係事務に関する相談窓口	136
	発注方式別の配点割合	108			
	発注方式の選定	109			
	発注方式の見直し(複数種類業務の場合)	110			
	具体的な実施手順(プロポーザル方式、総合評価落札方式)	111			
	ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組	116			
	業務チャレンジ型の試行	117			
	若手技術者登用型の試行	119			
	地域貢献度評価の導入	120			
	出産等が不利にならない技術者評価	121			

1. 港湾空港等工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン

(国土交通省港湾局)

総合評価落札方式に関する用語の定義

国土交通省港湾局「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

〔用語の定義〕

総合評価落札方式	価格と価格以外の要素(品質など)を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	<p>総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も大きい者を落札者とする。</p> <p>評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点(入札価格を点数化した値)を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事(港湾工事等)における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。</p>
技術評価点	<p>価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。</p> <p><u>技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点</u></p> <p>※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。</p>
標準点	<p>入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合には不合格とする。</p>
加算点	<p>評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。</p>
施工体制評価点	<p>入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。</p>
総合評価落札方式のタイプ	<p>総合評価落札方式の類型。公共工事の特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。</p>

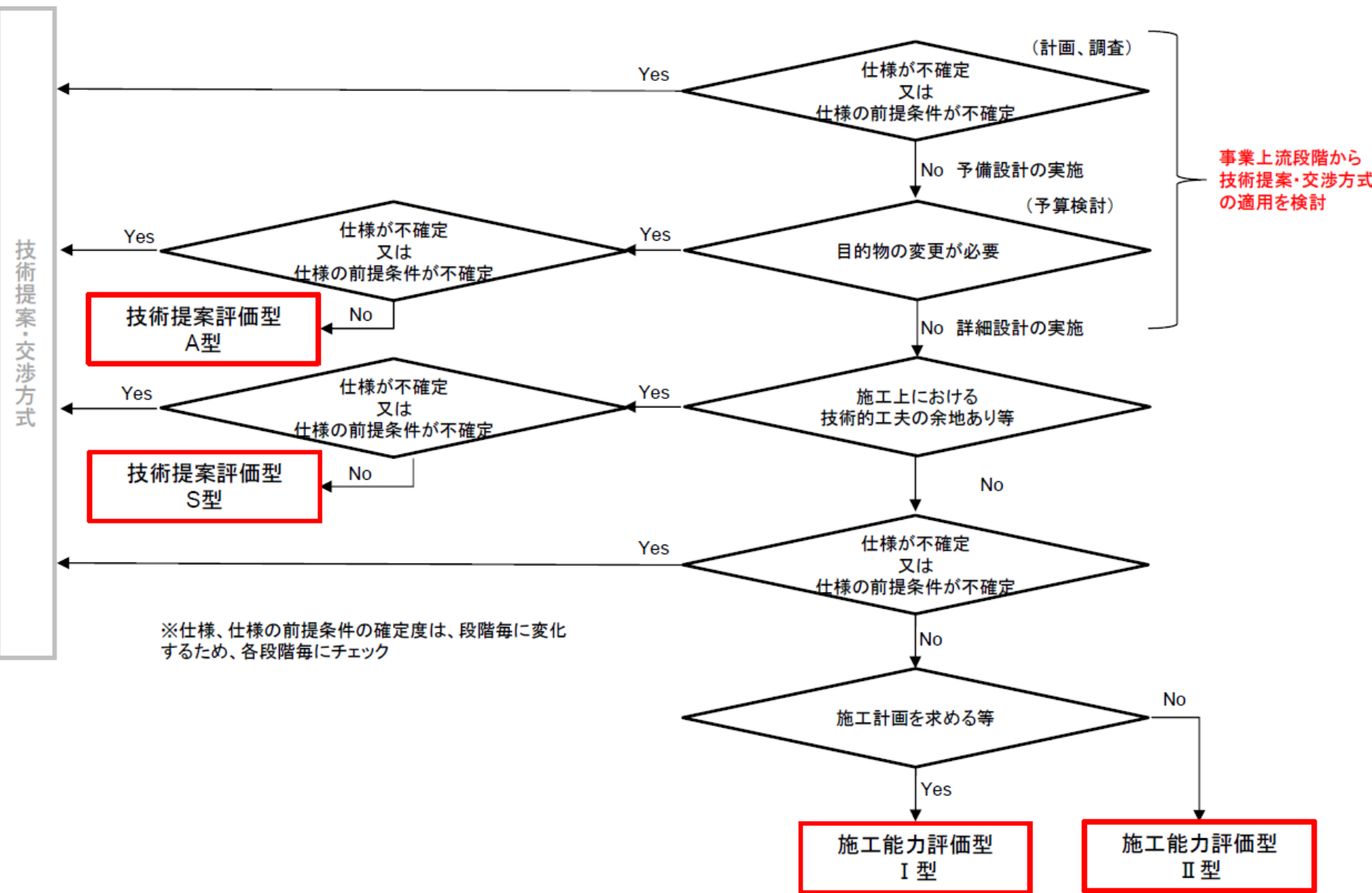
総合評価落札方式の見直し

国土交通省港湾局「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

		施工能力評価型		技術提案評価型						
		Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅠ型、AⅡ型				
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AⅠ: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AⅡ: 有力な構造・工法が複数ある場合				
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案				
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・原則可・不可の二段階で評価(必要に応じ点数化も可)	・点数化して評価	・点数化して評価					
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・必要に応じ	・必須					
	段階選抜	・実施しない	・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ					
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成		・技術提案に基づき予定価格を作成				
評価イメージ			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</div>  <p style="text-align: center;">※は必要に応じて実施</p>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</div>  <p style="text-align: center;">※必要に応じて実施</p>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">企業・技術者の能力等と簡易な技術提案により絞り込み(3~5者程度)※</div>  <p style="text-align: center;">※は必要に応じて実施</p>		
	評価方法	【除算方式*】総合評価値＝ $\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」}}{\text{入札金額}}$		【除算方式*】総合評価値＝ $\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}$ 技術者の能力等と技術提案の得点にはヒアリングの結果等を反映。			【除算方式*】総合評価値＝ $\frac{100 + \text{技術評価点(「技術提案」の得点)}}{\text{入札金額}}$ 「企業・技術者の能力等」は1次選抜時のみ評価。			

総合評価落札方式のタイプ選定フロー

国土交通省港湾局「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」



企業の能力等及び技術者の能力等の評価項目【R7.10～】

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月(令和5年12月一部改定)国土交通省港湾局)を踏まえ、総合評価項目の設定においては、原則として品質確保・向上の観点に特化した内容を設定。(令和7年10月以降公告適用)

評価項目		ガイドライン	近畿設定	備考		
企業の能力等	実績	○	○	同種性の高い工事実績を評価		
	成績	○	○			
	表彰	○	○			
	関連分野での技術開発、新技術の活用	△	△	作業船を評価しない場合に限り、新技術(NETIS等)の活用を評価		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	△	技術提案評価型(SI型)及び施工能力評価型(I型(標準型)、II型)の作業船を評価しない場合に限り、ISOの取得状況を評価		
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	△	○	基幹技能者の配置、当該工事に有益な資格者の配置 ※技術提案力の評価は試行適用工事に限る		
技術者の能力等	実績	○	○	同種性の高い工事実績を評価		
	成績	○	○	企業の能力評価と同様な方式により評価		
	表彰	○	○			
	CPD	△	○			
	資格	△	○	当該工事に有益な資格の有無		
	ヒアリング	△	△	必要に応じて実施		
手持ち工事量		×	×	品質確保・向上の観点から評価しない		
地域 精通度 ・貢献度	使用する作業船の保有状況		△	○	作業船の新造、保有状況を評価(環境基準達成船を優位に評価)※作業船を使用する工事が対象	
	災害時に対応出来る作業船の保有		△	○	災害時迅速に対応する必要がある為、作業船を自保有している企業に限る。※作業船を使用しない工事(港湾土木(ブロック製作等))が対象	
	地理的 条件	本支店営業所の所在地		△	×	
		企業の近隣地域での施工実績の有無		△	△	技術提案評価型(SII型)、施工能力評価型で評価
		監理技術者の近隣地域での実績		△	×	
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業BCP		△	△	技術提案評価型(SII型)、施工能力評価型で評価	
	ボランティア活動等		△	△	災害活動における行政機関からの表彰、海洋環境保全活動についてを評価	
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価		○	○	※		

ガイドライン: 港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月(令和5年12月一部改定) 国土交通省港湾局)

【凡例】 ○: 必須 △: 選択 ×: 非設定

※WTOの場合は、賃上げ加点措置と同様に外数で加点評価

総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている。

しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN(カーボンニュートラル)、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい

(令和6年6月25日システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる**新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型)(技術向上提案))を提案**

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化への取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例: 既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認められておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する^(※)ことを前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体の想定事例>

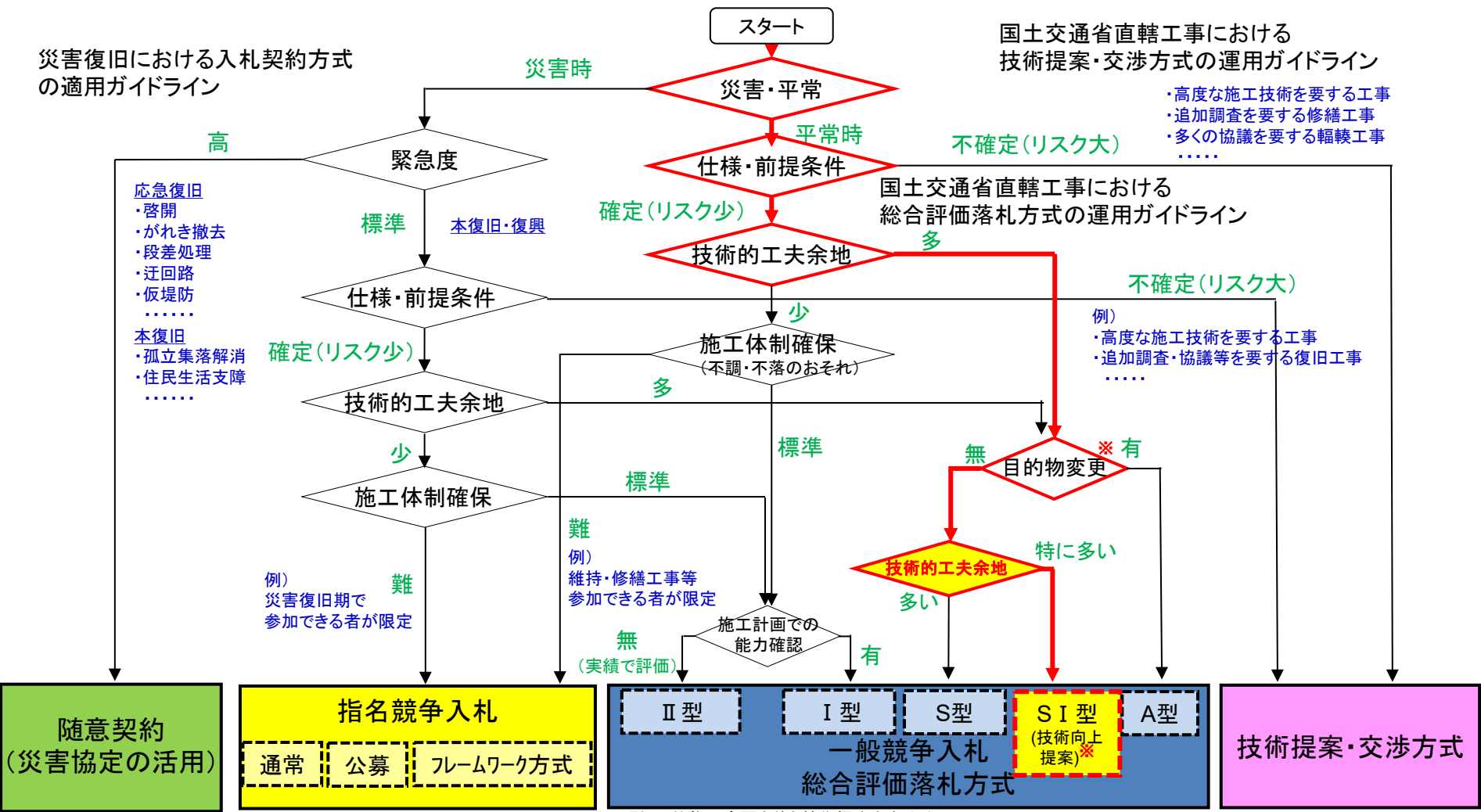
- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・ 港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・ 潜水作業時の安全性の向上
- ③脱炭素化推進に係る資材の採用 等

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

- ・高度な施工技術を要する工事
- ・追加調査を要する修繕工事
- ・多くの協議を要する輻輳工事
-

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン



発注者が任意の特定の者を選定

通常:発注者が有資格者より競争参加者を指名
 公募:公募による審査を通過した者を指名
 フレームワーク方式:公募により選定した者に対し、所定期間内の複数の個別工事を発注

A型:目的物の変更を伴う技術提案を求める
 S型:目的物の変更を伴わない技術提案を求める
S I 型(技術向上提案):仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更や新技術の活用等により品質・環境・安全性等の更なる向上が期待できる場合に技術提案を求める
 I 型:企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める
 II 型:企業・技術者能力を中心に評価(施工計画の提出を求めない)

最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合に、契約の相手方とする

※S I 型(技術向上提案)は軽微な目的物の変更を含む場合もある

S I 型(技術向上提案)の制度概要

観点	S型(現行)	S I 型(技術向上提案)(試行)	S I 型(技術向上提案)(試行)に関する適用事項
対象工事	・発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	・発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事とし、港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件を対象とする	・S型においては、工事難易度Ⅳ以上かつ、予定価格2.5億以上の工事に適用することとなっているが、S I 型(技術向上提案)においては、適用範囲の概念は無く、工事の規模が大きいほど効果的な提案が得られやすいとされている
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める(従来テーマ)	・従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準	・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない ・港湾局で実施中の試行工事において、積算計上することとなっているものについては、技術向上提案テーマとして設定しない
落札者の決定方法	・入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高い者が落札者となる		・入札価格には、技術向上提案部分に要する費用は含めない
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術向上提案は通常技術提案と同時に評価を行い、その評価結果は競争参加資格の確認・通知前に第三者委員会に諮ることを標準とする
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定	・発注者が示した仕様に基づいて設定 ・技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない ・公告図書に上限額を明示。 ・上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定	・発注者は特記仕様書に示した仕様に基づき予定価格を設定し、競争参加者は技術向上提案部分に要する費用を含めない価格で応札を行う
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、契約変更を行い、履行義務を負う。	・発注者より技術向上提案の採用決定通知がなされ、提案が採用された場合は契約変更の対象となる。
発注手続き期間	非WTO: 合計1.5~2か月程度 WTO: 合計2.5~3か月程度【段階選抜無しの場合】	・工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する。	・段階選無しの場合で最大20日間程度長く設定

S I 型(技術向上提案)制度と従来制度との違いを確認するために下表で比較イメージを記す。
ただし、下表は主なポイントや例を記しているため、詳細は入札説明書で確認すること。

	S型WTO【従来】	S I 型(技術向上提案)WTO
目的	標準案に対して、特定の課題等に関する工夫等の提案を求めることで品質等を向上	標準案に対して、一定の範囲内で費用を計上すること前提として、軽微な設計図書の変更を許容した提案を求めることで更なる生産性等を向上
対象工種	制約なし	港湾及び海岸工事 (港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事を想定)
競争参加資格	客観点数、資格、同種等	(左記に同じ)
手続き期間	(標準)	標準より長い
技術提案(配点例)	テーマA:通常技術提案(30点) テーマB:通常技術提案(30点) ※テーマの重要性等に応じてテーマ数や配点を変更	テーマA:通常技術提案(36点) テーマB:技術向上提案(24点) ※合計点に対し1/2~1/3で技術向上提案の配点を設定
提案数(例)	テーマA:1提案2技術×2提案 テーマB:1提案2技術×2提案 ※テーマの重要性等に応じて提案数を変更	(左記に同じ)
テーマの内容	施工上の特定の課題等	・品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上 ・新技術・工法等の活用が期待されるテーマ
評価方法	・効果の度合い ・履行の具体性・確実性 ・10段階評価 ・オーバースペック等あり	・効果の度合い ・履行の具体性・確実性 ・10段階評価 ・オーバースペック等あり(うちオーバースペックを一部緩和)
技術提案の費用	計上なし	技術向上提案の費用を変更契約で計上
履行義務の発生時期	契約時	変更契約時

※上表で、従来と違うところを朱書き表記

R6年度

○・試行に向けた具体の運用、対象工事の選定等の検討

R7年度発注

○技術提案評価S I 型(技術向上提案)の試行を実施

R7年度以降

○S I 型(技術向上提案)及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査(効果・課題の把握)、評価の実施

【試行のフォローアップで確認すべき事項案】

- ・従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の向上に繋がられたか。
- ・技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。
- ・技術提案テーマと技術向上提案テーマの配点のありかたは適切か。

等

○「港湾空港等工事における総合評価方式の運用ガイドライン」の改定

本格運用

2. 総合評価落札方式・等級等

不正が発生しにくい入札・契約制度への見直しに関する基本的な考え方

- ①入札書と技術資料の同時提出方式の採用
⇒ 技術評価点が漏洩したとしても入札価格の調整・操作を防止
- ②競争参加資格確認の事後審査型の採用
⇒ 競争参加者の入札前の判明を防止
- ③予定価格作成後の工事費内訳書確認の採用
⇒ 工事費内訳書に応じた予定価格の不正操作を防止
- ④予定価格の入札後決定の採用
⇒ 入札前の予定価格漏洩を防止
- ⑤積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
⇒ 予定価格、総合評価点、入札参加予定者などの機密情報を知っている者の分離・限定
- ⑥入札参加予定者名のマスキングの徹底
⇒ 入札参加予定者名を秘匿することにより公正な審査・評価を担保

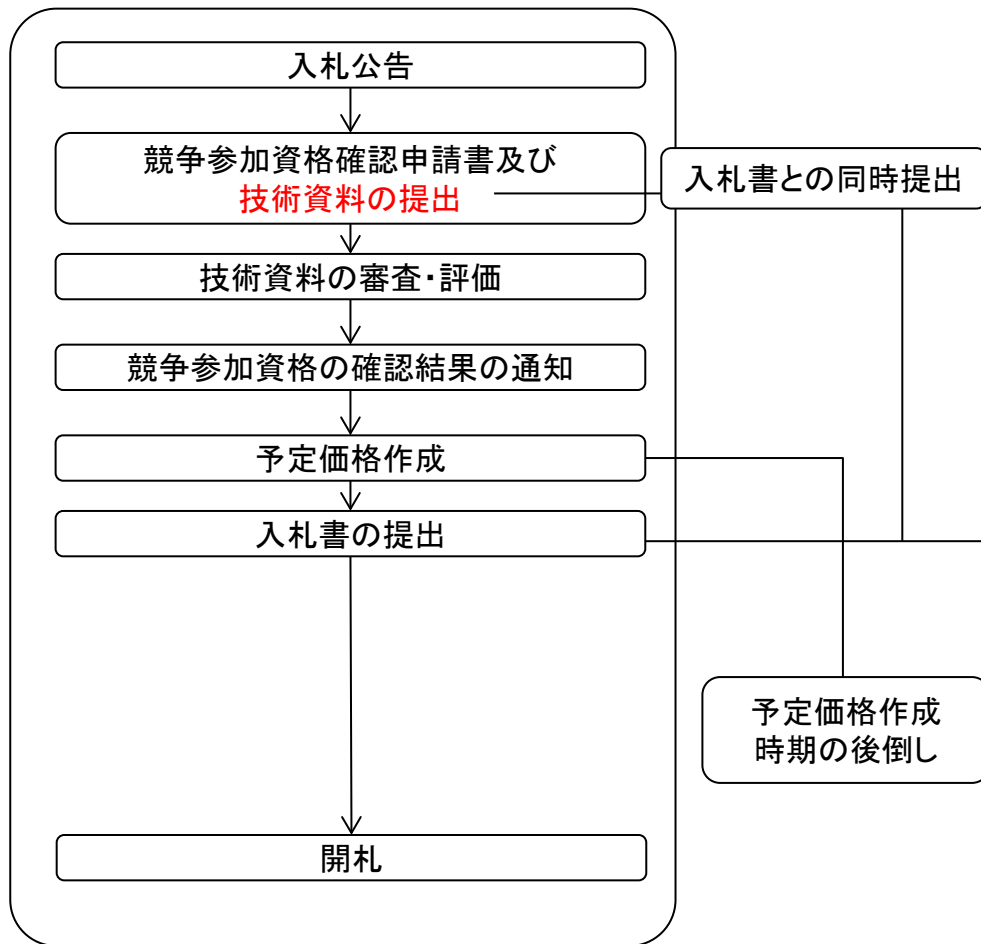
対象工事：港湾土木工事のうち、総合評価落札方式(施工能力評価型(施工計画重視型を除く))を適用する工事
・予定価格が5千万円以上2億3,000万円未満の分任官工事

※R5d発注方式見直しに伴い、難易度Ⅳの1.0億円以上は2封筒対象外

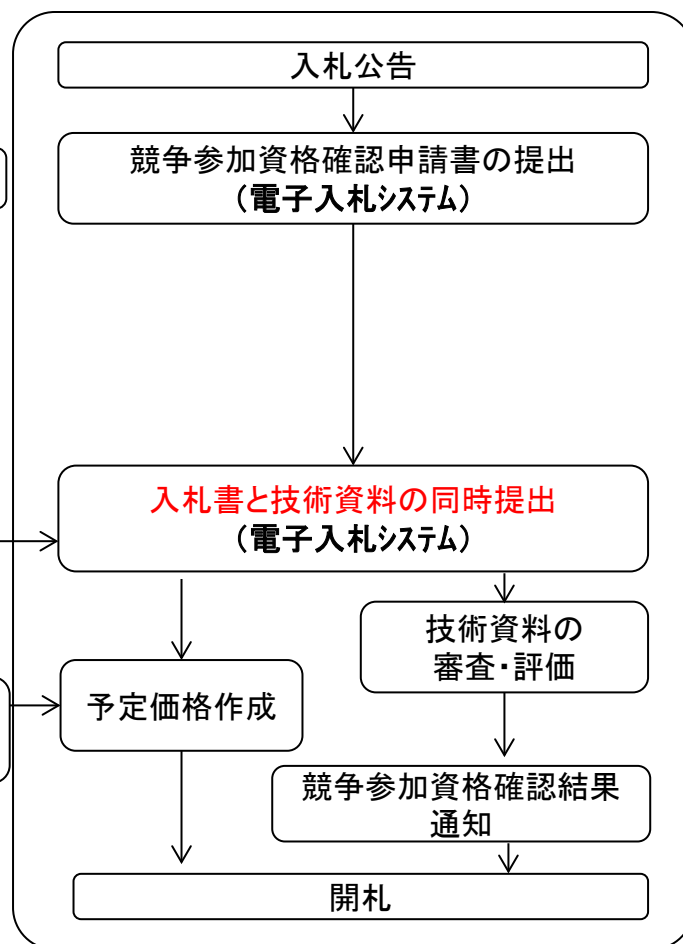
※平成26年度以降、対象工事での実施は必須。

二封筒事後審査型の流れ

(従前の手続)



(見直し後の手続)



※詳細は、港湾空港関係 内部HP 例規集 下記通達参照。

カテゴリ	件名	発出元文書番号	文書日付	発出元	発出元文書番号	文書日付	発出元
入札契約	高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について	国近整経調第590号 国近整品確第15号	H 26.3.11	総括調整官 港湾空港部長	国港総第555号 国港技第117号	H 26.3.11	港湾局 総務課長 技術企画課長
入札契約	「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」の一部改正について				国港総第653号 国港技第107号	R 7.3.3	港湾局 総務課長 港湾局 技術企画課長

一括審査方式の試行(1/2)

目的

総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

概要

- ・競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める技術資料の提出は1つのみとし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。
- ・提出できる配置予定技術者は1名のみとする。
- ・求めるテーマ、施工計画については一括で審査する各工事に共通する項目に限定する。

適用条件

以下の条件をすべて満たす2以上の工事。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ハ) 工事種別及び等級区分が同じ工事
- ニ) 施工地域が近接する工事
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)
- ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事

一括審査方式の試行(2/2)

< 手続の流れ >

複数工事をまとめて1つの公告を行う

工事①、工事②を1つにまとめて公告

参加希望者は希望する工事に対し申請書を提出する。技術資料は whichever 1つの工事に対してのみ提出すればよい。
 ただし**1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみとする。配置予定技術者の変更は認めない。**

申請

A者 ①希望 ②希望	B者 ①希望 ②希望	C者 ①希望 ②なし	D者 ①希望 ②希望	...
------------------	------------------	------------------	------------------	-----

技術資料の審査をおこなう。
 申請者各々の加算点は、希望された工事すべて同じ点数。

加算点

A者 ①50点 ②50点	B者 ①40点 ②40点	C者 ①30点 ② -	D者 ①40点 ②40点	...
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	-----

入札を希望する工事のみ札を入れる。

入札価格

A者 ①500 ②200	B者 ①300 ②300	C者 ①400 ② -	D者 ①500 ②200	...
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	-----

あらかじめ**入札説明書に示した順番(*)**に**開札**をおこない、工事ごとに最も評価点の高い者が落札。
 落札者は配置予定技術者の専任が必要なので、今回公告の他工事を辞退することを要件として課す。

工事①

A者 10.0 →2位	B者 13.3 →落札	C者 7.5 →4位	D者 8.0 →3位	...
-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----

工事②

A者 25.0 →落札	B者 辞退	C者 希望なし	D者 20.0 →2位	...
-------------------	----------	------------	-------------------	-----

評価点例=
 加算点/入札価格
 ×100
 (40/500×100=8.0)

(*)発注時の概算額が大きい工事の順番

評価方式別の配点割合 近畿地方整備局(港湾空港関係)

◆国土交通省港湾局「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、各型の配点割合を以下のとおり設定。
令和8年4月1日以降公告 一部改正

施工能力評価型	II型	総合評価対象 40(30)					売上実績企業に対する加算	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合	
		企業的能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(9)		2(1)			
	II型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30				売上実績企業に対する加算			
		企業的能力等 20		地域・貢献等 10		1			
	I型	競争参加資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 40(30)					売上実績企業に対する加算	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
		企業的能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(9)		2(1)			
	I型 (通信設備チャレンジ型)	競争参加資格対象 施工計画 (可・不可)	総合評価対象 30				売上実績企業に対する加算		
		企業的能力等 20		地域・貢献等 10		1			
	I型 (施工計画重視型)	施工計画	総合評価対象 40				売上実績企業に対する加算	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合	
		20 20	企業的能力等 8 7	技術者の能力等 8 7	地域・貢献等 4 6	2			
I型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型)	施工計画	地元企業の 工事実績等 3 3	企業 の活用状況 6 5	技術者の 能力等 6 5	地域・ 貢献等 2 4	売上実績企業 に対する加算	斜体は作業船を使用する工事の場合		
	20 20	3 3	6 5	6 5	2 4				
I型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型JV工事)	施工計画	地元中小企業の 出資比率 6 6	企業 の能力等 6 5	技術者の 能力等 6 5	地域・ 貢献等 2 4	売上実績企業 に対する加算	斜体は作業船を使用する工事の場合		
	20 20	6 6	6 5	6 5	2 4				
I型 (施工計画重視型) (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	施工計画	総合評価対象 40				売上実績企業 に対する加算	※ 海上・陸上工事力を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。		
	30	企業 の能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4	2				
技術提案評価型	SII型	総合評価対象 50					売上実績企業 に対する加算		
		技術提案 30	企業 の能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	2			
	SII型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					売上実績企業 に対する加算		
		技術提案 30	地元一次下請企業の 工事実績等 5	地元企業 の活用状況 5	企業 の能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	2	
	SII型 (地元作業船活用審査型)	総合評価対象 50					売上実績企業 に対する加算		
		技術提案 30	企業 の能力等 8	技術者の 能力等 7	地域・ 貢献等 5	2			
	SII型 (チャレンジ型)	総合評価対象 40				売上実績企業 に対する加算	※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。		
		技術提案 36	企業 の能力等 2	技術者の 能力等 2	2				
	SI型 (注1)	総合評価対象 60					売上実績企業 に対する加算	※ 技術提案評価型(SI型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。	
		技術提案 40	企業 の能力等 10		技術者の 能力等 10	2			
SI型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					売上実績企業 に対する加算			
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事実績等 5	地元企業 の活用状況 5	企業 の能力等 10	技術者の 能力等 10	2			
S型・WTO (注1)	総合評価対象 60					売上実績企業 に対する加算	WL B 1		
	技術提案 60					2			
A型	総合評価対象 70					売上実績企業 に対する加算	WL B 1		
	技術提案 70					2			

◆上記は施工体制確認型総合評価落札方式適用工事(予定価格が1千万円を超えるものは低入札価格調査対象)の配点割合である。
 施工能力評価型(I型、II型)において、施工体制確認型ではない場合は()を参照。

(注1) 工事内容等により技術提案評価型(SI型)(技術向上提案)を適用することができる。

【技術提案評価型(S型)・WTO】

1テーマ×3提案の場合の配点例

評価項目		平成30年4月より		備考
		配点	加算点	
技術提案	技術提案 テーマ1	60点	60点	1提案あたりの配点は20点

【技術提案評価型(S型)・WTO】

2テーマ×2提案の場合の配点例(ただし、テーマの重要性等に応じて配点を変更する場合がある)

評価項目		平成30年4月より		備考
		配点	加算点	
技術提案	技術提案 テーマ1	30点	60点	1提案あたりの配点は15点 テーマ毎に重み付けを行い、評価の細分化を図る(各テーマが品質確保・向上のみの場合は重みは同じ)
	技術提案 テーマ2	30点		

【技術提案評価型(S I 型(技術向上提案))・WTO】

2テーマ×2提案の場合の配点例

評価項目		令和7年10月より		備考
		配点	加算点	
技術提案	通常技術提案 テーマ1	30～40点	60点	加算点合計に対して技術向上提案の配点が占める割合を1/2～1/3の範囲内なるように設定
	技術向上提案 テーマ2	20～30点		

評価方式別配点：技術提案評価型（S I 型） 作業船評価あり

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

技術提案評価型（S I 型）・作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1～2ターマ(※地元企業活用審査型は1ターマ)×2提案	40点	40点	30点	30～40点	60点
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	－	－	4点	10点	
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	－	－	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	－	－	5点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	2点	Max10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	Max2点	Max1点	Max2点		
	優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)	(1)		
	安全管理優良請負者表彰					
	優良工事等施工者（現場環境向上）表彰					
	技術開発に関する表彰					
	インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)	(1)		
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)		
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)		
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	－	－	－		
技術提案力の評価	－	2点	－			
有用な新技術の活用	－	－	－			
作業船保有状況	Max5点	Max5点	Max5点			
ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	3点	3点	3点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	1点	1点	1点		
	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰					
	工事に適応される各種資格の有無	2点	2点	2点		
	継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				

評価方式別配点：技術提案評価型（S I 型） 作業船評価なし

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

技術提案評価型（S I 型）・作業船を評価しない場合

		標準	技術提案力 評価型	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1～27-マ(※地元企業活用審査型は17-マ)×2提案	40点	40点	30点	30～40点	60点
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	-	-	4点	10点	
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	-	-	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	-	-	5点	Max10点	
企業の 能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	2点		
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	Max2点	Max1点	Max2点		
	優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)	(1)		
	安全管理優良請負者表彰					
	優良工事等施工者（現場環境向上）表彰					
	技術開発に関する表彰					
	インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)	(1)		
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)		
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)		
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-		
	技術提案力の評価	-	2点	-		
	有用な新技術の活用	1点	1点	1点		
ISO9000シリーズ認証取得	1点	1点	1点			
災害時に対応出来る作業船の保有	1点	1点	1点			
ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	3点	3点	3点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	1点	1点	1点		
	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰					
	工事に適応される各種資格の有無	2点	2点	2点		
	継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				

評価方式別配点：技術提案評価型(SII型) 作業船評価あり

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

技術提案評価型(SII型)・作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1テーマ×2提案	30点	30点	30点	30点	30点	50点 (地元企業 活用審査型 は60点)
地元一次下請企業の工事成績	過去5カ年の地元企業工事成績評定の平均	-	-	-	4点	10点	
	過去5カ年の地元企業の下請表彰	-	-	-	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	-	-	-	5点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	2点	7点	
	工事成績評定点	3点	2点	2点	3点		
	表彰		Max1点	Max1点	Max1点	Max1点	
		優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)	(1)	
		安全管理優良請負者表彰					
		優良工事等施工者(現場環境向上)表彰					
		技術開発に関する表彰					
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)					
		コンクリート構造物品質コンテスト					
		工事成績評定優秀企業認定					
	下請の表彰						
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点	Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-	-		
技術提案力の評価	-	2点	-	-			
有用な新技術の活用	-	-	-	-			
ICT活用工事の実施	-	-	2点	-			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	2点	7点	
	工事成績評定点	2点	2点	2点	2点		
	表彰		1点	1点	1点	1点	
		優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)	(1)	
		海外インフラプロジェクト技術者表彰					
	工事に適応される各種資格の有無	1点	1点	1点	1点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点	1点	1点	1点		
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max5点	Max5点	Max5点	Max6点	
	地域内工事の施工実績(標準:技術者、試行:企業)	1点	1点	1点	1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	1点	1点	1点		
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1点	1点	1点	1点		
	自主的社会活動	Max1点	Max1点	Max1点	Max1点		
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点					

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

技術提案評価型 (SII型) ・地元作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	配点	加算点
技術提案	1㊦-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	50点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	8点	
	工事成績評定点	3点	2点	2点		
	表彰		Max1点	Max1点	Max1点	
		優良工事表彰 (局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)	
		安全管理優良請負者表彰				
		優良工事等施工者 (現場環境向上) 表彰				
		技術開発に関する表彰				
		インフラDX大賞 (国土交通大臣賞、優秀賞)	(1)	(1)	(1)	
		コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)	
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)		
下請の表彰	(1)	(1)	(1)			
技能者等の配置	Max2点	Max2点	Max2点			
工事に適応される各種資格の有無	-	-	-			
技術提案力の評価	-	2点	-			
有用な新技術の活用	-	-	-			
ICT活用工事の実施	-	-	2点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	7点	
	工事成績評定点	2点	2点	2点		
	表彰		1点	1点		1点
		優秀建設技術者表彰 海外インフラプロジェクト技術者表彰	(1)	(1)		(1)
	工事に適応される各種資格の有無	1点	1点	1点		
	継続教育 (CPD)の履修実績	1点	1点	1点		
	社会・地域貢献	地元作業船の活用	1点	1点		1点
地域内工事の施工実績 (標準:技術者、試行:企業)		1点	1点	1点		
災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績		1点	1点	1点		
建設業事業継続計画 (BCP) 認定の有無		1点	1点	1点		
自主的社会活動		Max1点	Max1点	Max1点		
ワーク・ライフ・バランスの評価		0.5点	0.5点	0.5点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点				

評価方式別配点:技術提案評価型(SII型) 作業船評価なし(2/2)

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

技術提案評価型 (SII型) ・ 作業船を評価しない場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	配点	加算点	チャレンジ 型 (3提案)	配点	加算点
技術提案	1庁-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	50点	36点	36点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	8点	50点	1点	Max2点	
	工事成績評定点	3点	2点	2点			-		
	表彰	Max1点	Max1点	Max1点			-		
	優良工事表彰 (局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)			-		
	安全管理優良請負者表彰								
	優良工事等施工者 (現場環境向上) 表彰								
	技術開発に関する表彰								
	インフラDX大賞 (国土交通大臣賞、優秀賞)	(1)	(1)	(1)			-		
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)	-				
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)	-				
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)	-				
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点	Max1点				
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-	-				
	技術提案力の評価	-	2点	-	-				
	有用な新技術の活用	1点	1点	1点	-				
ワーク・ライフ・バランスの評価	-	-	-	0.1点					
ICT活用工事の実施	-	-	2点	-					
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	8点	1点	2点		
	工事成績評定点	3点	3点	3点		-			
	表彰	1点	1点	1点		-			
	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)		-			
	海外インフラプロジェクト技術者表彰								
	工事に適応される各種資格の有無	1点	1点	1点		1点			
	継続教育 (CPD)の履修実績	1点	1点	1点		-			
社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	1点	1点	1点	Max4点	-	-		
	地域内工事の施工実績 (標準:技術者、試行:企業)	1点	1点	1点		-			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	1点	1点		-			
	建設業事業継続計画 (BCP) 認定の有無	1点	1点	1点		-			
	自主的社会的活動	Max1点	Max1点	Max1点		-			
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点		-			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点				-0.5点~-2点			

評価方式別配点：施工能力評価型（Ⅰ型）〔標準型〕〔施工計画重視〕

令和6年4月1日以降改正
※港湾空港工事A等級の場合

施工能力評価型（Ⅰ型）〔標準型〕〔施工計画重視型〕

		施工能力評価型（Ⅰ型）		施工能力評価型（Ⅰ型）		施工能力評価型（Ⅰ型）		施工能力評価型（Ⅰ型）			
標準型・施工計画重視型		施工計画重視型		施工計画重視型		標準型		標準型			
施工体制確認		施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型			
作業船の有無		作業船有り		作業船無し		作業船有り		作業船無し			
地域内工事の施工実績		企業		企業		企業		企業			
技術評価項目		配点		加算点		配点		加算点			
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	20点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	可・否	可・否		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	2点	8点	3点	14点	40点	3点	16点	40点
	工事成績評定点	3点		3点		5点			5点		
	表彰	Max1点		Max1点		Max2点			Max2点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)										
	安全管理優良請負者表彰		(1)		(1)		(1)			(1)	
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰										
	技術開発に關しての表彰										
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)		(1)		(1)		(1)			(1)	
	コンクリート構造物品質コンテスト		(1)		(1)		(1)			(1)	
	工事成績評定優秀企業認定		(1)		(1)		(1)			(1)	
下請の表彰		(1)		(1)		(1)			(1)		
技能者等の配置	Max1点		Max1点		Max2点		Max2点		Max2点		
工事に適応される各種資格の有無	—		—		2点		2点		2点		
有用な新技術の活用	—		1点		—		1点		1点		
ISO9000シリーズ認証取得	—		—		—		1点		1点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	2点	8点	4点	14点	4点	16点		
	工事成績評定点	2点		3点		6点		6点			
	表彰	1点		1点		2点		2点			
	優秀建設技術者表彰		(1)		(1)		(1)		(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰										
	工事に適応される各種資格の有無	1点		1点		1点		2点		2点	
	継続教育(CPD)の履修実績	1点		1点		1点		2点		2点	
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点	—	Max4点	Max10点	Max12点	—	Max8点		
	災害時に対応出来る作業船の保有※	—		1点		—		2点		2点	
	地域内工事の施工実績	1点		1点		2点		2点		2点	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点		2点		2点		2点	
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点		2点		2点		2点	
	自主的社會活動	Max1点		Max1点		Max2点		Max2点		Max2点	
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点		0.5点		1点		1点		1点	
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点	

※施工能力評価型（Ⅰ型）〔標準型〕

- ・施工計画の評価であり技術提案ではなく点数評価しないため、評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

※施工能力評価型（Ⅰ型）〔施工計画重視型〕

- ・施工計画(技術提案ではない)を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型に同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。

評価方式別配点：施工能力評価型（I型）〔施工計画重視型〕（1/2）

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

施工能力評価型（I型）〔施工計画重視型〕（海上チャレンジ）（ICT活用工事）

技術評価項目	標準型・施工計画重視型		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）									
	施工計画重視型(海上チャレンジ)		施工計画重視型(海上チャレンジ)		施工計画重視型(海上チャレンジ)		施工計画重視型		施工計画重視型									
	施工体制確認		施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型									
	作業船の有無		作業船有り		作業船有り		作業船有り		作業船無し									
	試行		ICT活用工事		ICT活用工事		ICT活用工事		ICT活用工事									
技術評価項目	配点		加算点	配点		加算点	配点		加算点	配点		加算点						
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項		30点 (15×2項目)	30点	40点	30点 (15×2項目)	30点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点				
企業の能力等	同種工事の施工実績		1点	2点	-	1点	3点	-	1点	7点	-	1点	8点					
工事成績評定点		-	-	-		-	-		2点	-		2点	-	2点	-			
表彰		-	-	-		-	-		Max1点	-		Max1点	-	Max1点	-			
優良工事表彰(局長、事務所長)		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
安全管理優良請負者表彰		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
優良工事等施工者(現場環境向上)表彰		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
技術開発に関する表彰		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
コンクリート構造物品質コンテスト		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
工事成績評定優秀企業認定		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
下請の表彰		-	-	-	-	-	(1)	-	(1)	-	(1)	-						
技能者等の配置		Max1点	-	-	-	-	Max1点	-	Max1点	-	Max1点	-						
工事に適応される各種資格の有無		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有用な新技術の活用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1点	-						
ISO9000シリーズ認証取得		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
ICT活用工事の実施		-	-	2点	-	-	2点	-	2点	-	2点	-						
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験		2点	4点	-	2点	3点	-	2点	7点	-	2点	8点					
工事成績評定点		-	-	-		-	-		2点	-		2点	-	3点	-			
表彰		-	-	-		-	-		1点	-		1点	-	1点	-			
優秀建設技術者表彰		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
海外インフラプロジェクト技術者表彰		-	-	-		-	-		(1)	-		(1)	-	(1)	-			
工事に適応される各種資格の有無		1点	-	-		1点	-		1点	-		1点	-	1点	-			
継続教育(CPD)の履修実績		1点	-	-		-	-		1点	-		1点	-	1点	-			
社会・地域貢献	作業船保有状況		Max4点	Max4点		-	Max4点		Max4点	-		Max5点	Max6点	-	-	Max4点		
災害時に対応出来る作業船の保有		-	-	-			-		-			-	-		-	-	-	1点
地域内工事の施工実績(標準：企業、試行：技術者)		1点	-	-			1点		-			1点	-		1点	-	1点	-
災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績		1点	-	-	1点		-	1点	-		1点	-	1点		-			
建設事業継続計画(BCP)認定の有無		-	-	-	-		-	-	-		1点	-	1点		-			
自主的社会的活動		-	-	-	-		-	-	-		Max1点	-	Max1点		-			
ワーク・ライフ・バランスの評価		0.25点	-	-	0.25点		-	0.25点	-		0.5点	-	0.5点		-			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点		-0.5点～-2点							

※施工能力評価型（I型）〔施工計画重視型〕

- ・施工計画(技術提案ではない)を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型と同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点異なる。

評価方式別配点: 施工能力評価型(I 型) [施工計画重視型] (2 / 2)

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

施工能力評価型(I 型)【施工計画重視型】(陸上チャレンジ)(地元企業活用審査)

		施工能力評価型(I 型)			施工能力評価型(I 型)			施工能力評価型(I 型)		
		標準型・施工計画重視型			施工計画重視型			施工計画重視型		
		施工体制確認			施工体制確認型			施工体制確認型		
		作業船の有無			作業船無し			作業船有り		
		試行			地元企業活用審査型			地元企業活用審査型		
技術評価項目		配 点		加算点	配 点		加算点	配 点		加算点
簡易な施工計画		30点	30点	40点	20点	20点	40点	20点	20点	40点
施工上配慮すべき事項		(15×2項目)			(10×2項目)			(10×2項目)		
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	-	-		2点	6点		2点	6点	
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	-			1点			1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	-			3点			3点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	1点	2点		1点	5点		1点	6点	
	工事成績評定点	-			2点			2点		
	表 彰	-			Max1点			Max1点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)									
	安全管理優良請負者表彰				(1)			(1)		
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰									
	技術開発に關しての表彰									
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)				(1)			(1)		
	コンクリート構造物品質コンテスト				(1)			(1)		
	工事成績評定優秀企業認定				(1)			(1)		
	下請の表彰				(1)			(1)		
	技能者等の配置	Max1点			Max1点			1点		
	工事に適応される各種資格の有無	-			-			-		
	有用な新技術の活用	-			-			1点		
	ISO9000シリーズ認証取得	-			-			-		
	ICT活用工事の実施	-			-			-		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	4点		2点	5点		3点	6点	
	工事成績評定点	-			-			-		
	表 彰	-			1点			1点		
	優秀建設技術者表彰				(1)			(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰									
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点			1点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点			1点			1点		
社会・地域貢献	作業船保有状況	-	Max4点		Max4点	Max4点		-	Max2点	
	災害時に対応出来る作業船の保有	1点			-			1点		
	地域内工事の施工実績(標準:企業、試行:技術者)	1点			1点			1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点			1点			1点		
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1点			-			-		
	自主的社會活動	Max1点			-			-		
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.25点			0.35点			0.35点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点	-2点		-0.5点	-2点		-0.5点	-2点	

評価方式別配点：施工能力評価型(Ⅱ型)

令和6年4月1日以降改正
 ※港湾空港工事A等級の場合

施工能力評価型(Ⅱ型)

		施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅱ型)		
		標準型		標準型		
		施工体制確認型		施工体制確認型		
		作業船有り		作業船無し		
技術評価項目		配点	加算点	配点	加算点	
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項					
企業の能力等	同種工事の施工実績	3点	14点	40点	16点	40点
	工事成績評定点	5点				
	表彰	Max2点				
		優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)	(1)
		安全管理優良請負者表彰				
		イメージアップ優良工事表彰				
		技術開発に関する表彰				
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)				
		コンクリート構造物品質コンテスト				
		工事成績評定優秀企業認定				
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)	(1)	
	技能者等の配置	Max2点		Max2点		
	工事に適応される各種資格の有無	2点		2点		
	有用な新技術の活用	—		1点		
	ISO9000シリーズ認証取得	—		1点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	4点	14点	16点	16点	
	工事成績評定点	6点				
	表彰	2点				
		優秀建設技術者表彰	(2)	(2)	(2)	
		海外インフラプロジェクト技術者表彰				
		工事に適応される各種資格の有無	1点		2点	
	継続教育(GPD)の履修実績	1点		2点		
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max10点	Max12点	Max8点	Max8点	
	災害時に対応出来る作業船の保有	—				
	地域内工事の施工実績(標準:技術者、試行:企業)	2点				
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	2点				
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	2点				
	自主的社会活動	Max2点				
	ワーク・ライフ・バランスの評価	1点		1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点		-0.5点~-2点		

※施工能力評価型(Ⅱ型)

- ・施工計画を求めず、企業の能力等評価のみを行う。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点異なる。

技術提案評価型(SII型)チャレンジ型の試行

受注機会の拡大を図るため、標準型と比して実績評価の比率引き下げるチャレンジ型を試行。



対象工事：受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事に適用

【非WTO技術提案評価型のうち、地元企業活用型等各種試行対象工事を除く】

SII・標準型とSII・チャレンジ型の比較

※なお、下表は本試行開始当時の配点であり今後変わる可能性がある。

評価項目		SII・標準型				SII・チャレンジ型	
		作業船有		作業船無		配点	加算点
		配点	加算点	配点	加算点		
技術提案	技術提案	30点 1テーマ(2提案)		30点 1テーマ(2提案)		36点 1テーマ(2提案)	
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	2点	8点	1点	2点
	工事成績評定点	3点		3点		—	
	表彰	1点		1点		—	
	技能者等の配置	1点		1点		1点	
	有用な新技術の活用	—		1点		—	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	2点	8点	1点	2点
	工事成績評定点	2点		3点		—	
	優秀建設技術者表彰	1点		1点		—	
	工事に適応される各種資格の有無	1点		1点		1点	
	継続教育(CPD)の履修実績	1点		1点		—	
社会・地域貢献	作業船保有状況	4点	MAX6点	—	MAX4点	—	0点
	災害時に対応出来る作業船の保有	—		(1点)※		—	
	地域内工事の施工実績	1点		1点		—	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点		—	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点		—	
	自主的社会的活動	1点		1点		—	
加算点計		50点		50点		40点	

※作業船無欄()は、作業船を使用しない港湾土木工事(ブロック製作等)において設定する。

対象:平成30年4月以降公告工事

社会資本整備重点計画において、大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とする全国の作業船保有水準の維持が位置付けられており、これまで、総合評価で作業船の保有と環境性能の高さを評価することにより、作業船保有企業が安定した工事量を確保できる環境を整え、作業船への設備投資を促してきたところ。

一方、作業船と船員など海上工事力を保有する優良な地域企業であっても、国交省の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在していることから、“海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)”を試行する。

施工能力評価型(I 型)【標準型】【施工計画重視型】

		施工能力評価型(I 型)			施工能力評価型(I 型)		
		標準型・施工計画重視型			施工計画重視型(海上チャレンジ)		
		施工体制確認			施工体制確認型		
		作業船の有無			作業船有り		
		地域内工事の施工実績			企業		
技術評価項目		配点		加算点	配点		加算点
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	20点	40点	30点 (15×2項目)	30点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点		1点	2点	
	工事成績評定点	3点			—		
	表彰	Max1点			—		
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)			—		
	安全管理優良請負者表彰						
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰						
	技術開発に関する表彰						
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)		(1)				
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)					
	工事成績評定優秀企業認定	(1)					
下請の表彰	(1)						
技能者等の配置	Max1点			Max1点			
工事に適応される各種資格の有無	—			—			
有用な新技術の活用	—			—			
ISO9000シリーズ認証取得	—			—			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点		2点	4点	
	工事成績評定点	2点			—		
	優秀建設技術者表彰	1点			—		
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点		
	継続教育(GPD)の履修実績	1点			1点		
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点		Max4点	Max4点	
	災害時に対応出来る作業船の保有	—			—		
	地域内工事の施工実績	1点			1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点			1点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点			—		
自主的社會活動	Max1点			—			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点			-0.5点~-2点		

試行の概要

- ・大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧を可能とする地域の担い手や作業船を確保
- ・企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、作業船保有、施工計画等の加点比率を割増

対象工事

- (平成29年1月以降公告工事)
- ・施工能力評価型(I 型)の適用工事(地域企業参加対象)
 - ・作業船使用が主たる工事
 - ・年間数件程度

対象: 令和2年4月以降公告工事

陸上工事力を保有する優良な地域企業が海上工事の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在している為、陸上工事チャレンジ型を試行する。

試行の概要

- 企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、施工計画等の加点等の加点比率を割増

対象工事

- 舞鶴港 臨港道路上安久線等の工事を想定

施工能力評価型(I 型)【標準型】【施工計画重視型】

技術評価項目	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無 地域内工事の施工実績	施工能力評価型(I 型)		施工能力評価型(I 型)			
		配点	加算点	配点	加算点		
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	20点	40点	30点 (15×2項目)	30点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	1点	2点		
	工事成績評定点	3点		—			
	表彰	Max1点		—			
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)		—			
	安全管理優良請負者表彰						
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰						
	技術開発に関する表彰						
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)		(1)				
	コンクリート構造物品質コンテスト		(1)				
	工事成績評定優秀企業認定		(1)				
下請の表彰	(1)						
技能者等の配置	Max1点		Max1点				
工事に適応される各種資格の有無	—		—				
有用な新技術の活用	—		—				
ISO9000シリーズ認証取得	—		—				
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	2点	4点		
	工事成績評定点	2点		—			
	優秀建設技術者表彰	1点		—			
	工事に適応される各種資格の有無	1点		1点			
	継続教育(CPD)の履修実績	1点		1点			
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点	—	Max4点		
	災害時に対応出来る作業船の保有※	—		1点			
	地域内工事の施工実績	1点		1点			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点			
	自主的社会的活動	Max1点		Max1点			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点			-0.5点~-2点		

※災害時に対応出来る作業船の保有の加算点は、作業船を使用しない港湾土木工事でブロック製作、ケーソン製作に限る

対象:令和4年2月以降公告工事

電気通信工事における監理(主任)技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保の観点より、実績を有さない技術者の受注機会が拡大されるよう、通信設備工事において企業評価をより重視する通信設備チャレンジ型を創設する。

近年の近畿地方整備局港湾空港関係における通信設備工事の入札状況

年度	工事件名	応札状況
R7d	和歌山下津港海岸(海南地区)水門遠方監視設備工事	1者応札
R5d	阪神港出入管理情報システム設置等工事	1者応札
R5d	和歌山下津港みなとカメラ設置等工事	5者応札
R5d	姫路港みなとカメラ設置等工事	4者応札
R5d	和歌山下津港海岸(海南地区)水門遠方監視設備工事	1者応札
R4d	神戸港みなとカメラ設置等工事	2者応札
R3d	電気通信施設等移設工事(和歌山港湾)	1者応札
R2d	舞鶴港和田地区道路(上安久線)みなとカメラ設置工事	1者応札
R1d	和歌山下津港海岸(海南地区)みなとカメラ設置工事	1者応札



通信設備チャレンジ型適用工事

施工能力評価型(Ⅰ型)通信設備チャレンジ型

(1)対象工事

工事種別は通信設備工事(CCTV設備・光ケーブル敷設工事等を予定)

(2)競争参加資格

配置予定技術者について、資格は求めるが、実績は求めない。

(3)総合評価

技術評価点の配点は、企業の能力等(16~20点)、社会・地域貢献(10~14点)とし、配置予定技術者の施工能力については評価しない。

現行の施工能力評価型の配点

項目			施工能力評価型			
			施工体制確認あり			
			I型(標準型)		II型	
			船有	船無	船有	船無
段階選抜	企業能力	実績				
		成績				
	技術者能力	実績				
		成績				
合計						
技術提案評価	技術提案 (工程計画)	テーマ数				
		提案数	可・否			
		技術数				
		用紙 (テーマ当たり)	A4×1			
	地元企業	配点	-		-	
		成績				
		表彰				
		活用				
	企業能力	実績	3	3	3	3
		成績	5	5	5	5
		表彰	2	2	2	2
		技能者	2	2	2	2
		資格	2	2	2	2
		提案力				
		新技術	-	1	-	1
		ISO	-	1	-	1
		ICT				
		作業船保有(災害時)				
		作業船				
	配点	(14)	(16)	(14)	(16)	
14		16	14	16		
技術者能力	実績	4	4	4	4	
	成績	6	6	6	6	
	表彰	2	2	2	2	
	資格	1	2	1	2	
	継続教育	1	2	1	2	
	配点	(14)	(16)	(14)	(16)	
地域貢献等	作業船保有状況	10	-	10	-	
	作業船保有(災害時)	-	-(2)	-	-(2)	
	地域実績	2	2	2	2	
	災害協定・活動	2	2	2	2	
	BCP	2	2	2	2	
	自主的活動	2	2	2	2	
	配点	(18)	(8)	(18)	(8)	
合計	Max12	Max8	Max12	Max8		
合計			(40)	(40)	(40)	(40)



施工能力評価型(通信設備チャレンジ)の配点

項目			施工能力評価型			
			施工体制確認あり			
			I型(標準型)		II型	
			船有	船無	船有	船無
段階選抜	企業能力	実績				
		成績				
	技術者能力	実績				
		成績				
合計						
技術提案評価	技術提案 (工程計画)	テーマ数				
		提案数	可・否			
		技術数				
		用紙 (テーマ当たり)	A4×1			
	地元企業	配点	-		-	
		成績				
		表彰				
		活用				
	企業能力	実績	6	6	6	6
		成績	5	5	5	5
		表彰	0	0	0	0
		技能者	5	5	5	5
		資格	0	0	0	0
		提案力				
		新技術	-	2	-	2
		ISO	-	2	-	2
		ICT				
		作業船保有(災害時)				
		作業船				
	配点	(16)	(20)	(16)	(20)	
16		20	16	20		
技術者能力	実績	-	-	-	-	
	成績	-	-	-	-	
	表彰	-	-	-	-	
	資格	-	-	-	-	
	継続教育	-	-	-	-	
	配点	(0)	(0)	(0)	(0)	
地域貢献等	作業船保有状況	10	-	10	-	
	作業船保有(災害時)	-	-(2)	-	-(2)	
	地域実績	2	2	2	2	
	災害協定・活動	2	2	2	2	
	BCP	3	3	3	3	
	自主的活動	3	3	3	3	
	配点	(20)	(10)	(20)	(10)	
合計	Max10	Max10	Max14	Max10		
合計			(30)	(30)	(30)	(30)

地元企業活用審査型の試行

公共事業のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、元請及び1次下請企業が地元企業の場合の工事成績、下請表彰の有無、地元企業の活用比率を評価する「**地元企業活用審査型総合評価落札方式**」を試行する。

【概要】

(1) 対象工事(R8.1.1公告より拡大)

【旧】港湾土木工事のAランク(WTO案件除く)

【新】港湾5工種のAランク(WTO案件除く)

(2) 評価項目

地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価項目として下記を設定。

- ①元請及び1次下請企業の工事成績
- ②元請及び1次下請企業の下請表彰の有無
- ③地元企業(元請が地元企業の場合を含む)の活用比率
- ④施工体制(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ⑤技術提案または施工計画
- ⑥企業の能力等
- ⑦技術者の能力等

(3) 配点割合

下記を標準とする(SⅡ型の場合)。

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制評価点 30点	加算点 最大60点 (技術提案及び企業の施工能力等)	
			地元企業評価点 最大10点	
地元企業評価点 10点	企業の能力等 7点	技術者の能力等 7点	社会・地域貢献等 6点	技術提案 30点

(4) 地元企業評価項目の評価方法

(ア) 1次下請企業の工事成績(最大4点)

下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)すべてを対象とする。当該企業の同種工事における過去5カ年の平均工事成績評定点が一定の点数以上であることを確約できる場合に加点。

(イ) 1次下請企業の下請表彰(1点)

下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)のうち1者以上を対象とする。過去5カ年の近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係)の下請表彰の有無。

(ウ) 地元企業の活用比率(最大5点)

元請企業を含む地元企業の入札金額に対する予定活用割合に応じて加点。

地元企業活用審査型の評価基準の見直し

競争の公平性確保のため、過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均を段階的に評価する。

【現行】

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点				
地元一次下請企業の工事成績等	過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 (元請が地元企業の場合も含む)	※2	2点	3点	6点		
	過去5カ年の地元企業の下請表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上〇〇点未満であること。 過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の実績がない場合は、令和●年度に元請として完成し、引渡し完了した〇〇府・県発注の工事のうち工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 (元請が地元企業の場合も含む)		1点				
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)	※3	1点			3点	
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む)で評価	※4	3点	3点			
				2点				
				1点				
				0点				
項目	留意点等							
※2	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対しそれぞれ10%以上となる全ての企業を対象とし、各企業が評価基準を満たす実績を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす実績を有する場合も評価する。							
※3	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対し10%以上となる1者以上の企業を対象とし、評価基準を満たす下請け表彰を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす下請け表彰を有する場合も評価する。							
※4	地元企業(元請が地元企業の場合を含む)を当該工事において、入札金額に対し総額で10%以上活用することが確約出来る場合に評価する。							

【見直し】

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点		
地元一次下請企業の工事成績等	過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点 (元請が地元企業の場合も含む)	※2	80点以上	3点	6点
	過去5カ年の地元企業の下請表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)		78点以上から80点未満		
76点以上から78点未満				1.75点(0.87点)		
74点以上から76点未満				1.5点(0.75点)		
72点以上から74点未満				0.75点(0.37点)		
70点以上から72点未満				0.5点(0.25点)		
70点未満	0.25点(0.12点)					
0点	0点					
過去5カ年の地元企業の下請表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)	※3	1点	3点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む)で評価	※4			3点
						2点
						1点
				0点		
項目	留意点等					
※2	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対しそれぞれ10%以上となる全ての企業を対象とし、各企業が評価基準を満たす実績を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす実績を有する場合も評価する。 なお、過去5カ年に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の実績がない場合は、令和●年度に元請として完成し、引渡し完了した〇〇府・県発注の工事のうち工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点で評価することとし、表中()書きのとおり1/2程度とする。					
※3	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対し10%以上となる1者以上の企業を対象とし、評価基準を満たす下請け表彰を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす下請け表彰を有する場合も評価する。					
※4	地元企業(元請が地元企業の場合を含む)を当該工事において、入札金額に対し総額で10%以上活用することが確約出来る場合に評価する。					

対象：令和7年4月以降公告工事

◆地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上9億円※(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。

※令和7年4月1日以降公告案件を対象

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級
- ・予定金額が5億円以上9億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ①地元中小企業の出資比率
- ②施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③技術提案または施工計画
- ④企業の能力等
- ⑤技術者の能力
- ⑥社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①：A等級、A等級(中小)
- ②：A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)(作業船ありの場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)	施工体制 評価点 30点	加算点 最大43点 賞上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)
地元中小企業 評価点 6点	企業の 能力等 5点	技術者の 能力等 5点
地域 貢献 4点	施工計画 20点	地元中小企業評価点 最大6点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価基準		配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	

対象: 令和8年4月以降公告工事

- ◆ 地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上9億円(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。
- ◆ JV代表者のみならず構成員が保有する作業船についても、「社会・地域貢献」の「作業船保有状況」において加点評価を行う試行を併せて実施する。
- ◆ なお、本試行の実施の有無については、評価基準表において明示する。

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・ 港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級
- ・ 予定金額が5億円以上9億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ① 地元中小企業の出資比率
- ② 施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③ 技術提案または施工計画
- ④ 企業の能力等
- ⑤ 技術者の能力
- ⑥ 社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①: A等級、A等級(中小)
- ②: A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(I型(施工計画重視型)(作業船あり)の場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)	施工体制評価点 30点	加算点 最大43点 買上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)
		地元中小企業評価点 最大6点

「作業船保有状況」について、JV代表者及び構成員が保有する作業船(工事に使用する作業船のうち1隻)について、保有形態、新造時期、環境性能に応じて最大4点を加点する。

買上げ 3点
技術提案 20点
社会・地域貢献等 4点
技術者の能力等 5点
企業の能力等 5点
地元中小企業評価点 6点

43点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価内容		評価基準	配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業(単体、代表者が地元企業の場合も含む)の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上 (地元中小企業単体の場合を含む)	6点	6点
		地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
		地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	

地元作業船活用審査型の試行(1/2)

地元作業船の活用を促進する取り組み(技術提案評価型S型(WTO除く) + 施工能力評価型I型が対象)

- 大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行。
- 工事の主要工種において、当該港の所在する府県内に本店を有する地元企業が所有する主作業船(14船種)を活用する場合に加算点を付与。

総合評価における加算点

『地元作業船の活用』の評価は、1.0点を満点とし、当該港の所在する府県内に本店を有している企業の主作業船(港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている14船種)を活用する場合のみを加算の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。但し、作業船の仕様が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上でも良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。

地元企業が保有する作業船の定義

- (1) 地元企業が100%自社保有する船舶
- (2) 親会社である地元企業が50%以上の株式を保有している子会社が100%保有する船舶
- (3) 地元企業の親会社と共有で100%保有する船舶及び地元企業がファイナンスリースする船舶

①ポンプ浚渫船	⑧固定起重機船
②グラブ浚渫船(硬土盤用含む)	⑨クレーン付台船
③バックホウ浚渫船	⑩杭打船
④リクレーマ船	⑪コンクリートミキサー船
⑤バージアンローダ船	⑫ケーソン製作用台船
⑥空気圧送船	⑬深層混合処理船
⑦旋回起重機船(非航・自航)	⑭サンドコンパクション船

企業の能力等	社会・地域貢献	地元作業船の活用	1点	5点
		地域内工事の施工実績	1点	
		災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	
		建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点	
		自主的社会的活動	1点	

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	1点
	該当なし	0

※不履行時は請負工事成績評定から5点減点

地元作業船活用審査型の試行(2/2)

【評価基準表】 従来の評価基準(例)		配点	加算点		
企業の能力等	各種工事の施工実績	より同種性の高い工事	2点	2点	
		同種性の高い工事	1点		
		同種性が認められる工事	0点		
	工事成績評定点	80点以上	3点	3点	
		78点以上から80点未満	2.5点		
		76点以上から78点未満	2点		
		74点以上から76点未満	1.5点		
		72点以上から74点未満	1点		
	表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無等	1点	Max 1点	
		技術者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの配置の有無	1点	Max 1点
登録基幹技能者	1点				
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての各種工事の施工経験	より同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	2点	2点
			担当技術者	1点	
		同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	1点	
			担当技術者	0.5点	
		同種性が認められる工事	監理(主任)技術者 現場代理人	0点	
			担当技術者	0点	
	工事成績評定点	80点以上	2点	2点	
		78点以上から80点未満	1.75点		
		76点以上から78点未満	1.5点		
		74点以上から76点未満	0.75点		
72点以上から74点未満		0.5点			
優秀建設技術者表彰	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	1点	1点		
	工事に適応される各種資格の有無	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格		2資格以上 1点 1資格 0.5点	
継続教育(OPD)の履修実績		履修期間に対応する年度等	1点	MAX 6点	
作業船保有状況	評価の対象となる作業船の種類	保有形態や新造・環境性能達成等	MAX 5点		
社会・地域貢献	地域内工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事	1点	1点	
		上記以外の機関が発注する工事	0.5点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成31年度(令和元年度)から令和2年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)	1点	1点	
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無	0.5点		
	建設事業継続計画(BOP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業	1点	1点	
自主的社会的活動	過去2か年に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動に対する表彰・感謝状	1点			
	過去3か年海洋環境保全活動への支援活動の有無	過去3か年の内、複数回の活動に支援	1点		
過去3か年の内、単年の活動に支援	0.5点				

【評価基準表】 地元作業船(試行)の評価基準		配点	加算点		
企業の能力等	各種工事の施工実績	より同種性の高い工事	2点	2点	
		同種性の高い工事	1点		
		同種性が認められる工事	0点		
	工事成績評定点	80点以上	3点	3点	
		78点以上から80点未満	2.5点		
		76点以上から78点未満	2点		
		74点以上から76点未満	1.5点		
		72点以上から74点未満	1点		
	表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無等	1点	Max 1点	
		技術者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの配置の有無	2点	2点
登録基幹技能者	2点				
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての各種工事の施工経験	より同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	2点	2点
			担当技術者	1点	
		同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	1点	
			担当技術者	0.5点	
		同種性が認められる工事	監理(主任)技術者 現場代理人	0点	
			担当技術者	0点	
	工事成績評定点	80点以上	2点	2点	
		78点以上から80点未満	1.75点		
		76点以上から78点未満	1.5点		
		74点以上から76点未満	0.75点		
72点以上から74点未満		0.5点			
優秀建設技術者表彰	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	1点	1点		
	工事に適応される各種資格の有無	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格		2資格以上 1点 1資格 0.5点	
継続教育(OPD)の履修実績		履修期間に対応する年度等	1点	MAX 6点	
地元作業船の活用	有 1点、無 0点	1点			
社会・地域貢献	地域内工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事	1点	1点	
		上記以外の機関が発注する工事	0.5点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成31年度(令和元年度)から令和2年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)	1点	1点	
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無	0.5点		
	建設事業継続計画(BOP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業	1点	1点	
自主的社会的活動	過去2か年に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動に対する表彰・感謝状	1点			
	過去3か年海洋環境保全活動への支援活動の有無	過去3か年の内、複数回の活動に支援	1点		
過去3か年の内、単年の活動に支援	0.5点				

品質向上等が期待できる企業の技術提案力を向上させるため、企業の能力等の評価項目に「技術提案力の評価」を導入

近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注した技術提案評価型工事のうち、対象工事と同港における同工事種別の工事(分任官発注工事、A等級中小企業対象工事及び一括審査方式による工事を除く)を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件(共同企業体(特定・経常JV)で申請した案件は各構成員をカウントする)について、技術提案の加算点が上位2者(落札者を除く)であった場合に評価する。但し、入札無効、入札辞退、調査基準価格未満及び予定価格超過案件は応募実績としてカウントするが技術提案の加算点順位は評価しない。

「技術提案力の評価」の設定対象工事等

- (1) **設定対象工事**: 評価項目として「技術提案力の評価」を設定する工事は、下記①～③に該当しない本官・A等級・技術提案評価型工事(WTO、チャレンジ型、若手技術者育成型・女性技術者育成型等試行工事は除く)とし、案件毎に設定の適否を判断する。
- ①直近の応募実績の評価対象となる企業が1者の場合
 - ②過去の実績から競争参加希望者が少ないと予想される場合
 - ③新規の特殊工事の場合
- (2) **対象港**: 管内各港対象。但し、当面の間、大阪港、神戸港の工事において試行的・先行的に取り組みを開始(阪神港としての発注工事は除く)。
- (3) **対象工種**: 港湾5工種対象。但し、当面の間、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事において試行的・先行的に取り組みを開始。
- (4) **「技術提案力の評価」の評価対象となる応募実績対象工事**: 「技術提案力の評価」の設定対象工事の公告日までに契約締結した平成27年12月18日以降公告の工事のうち、直近の応募実績を評価対象とする。なお、応募実績は、「技術提案力の評価」の設定対象工事の公告年度の前年度契約実績工事迄をカウント対象とする。
(例:平成28年度公告工事は平成27年12月18日以降公告及び契約した工事の応募実績を対象とするが、平成29年度公告工事以降は、平成28年4月1日以降に契約締結した工事の応募実績をカウント対象とする。)

分類	技術評価項目	評価基準		加算点	
企業の能力等	技術提案力の評価	評価の対象となる直近の入札参加案件の技術提案加算点上位者を評価	申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位1位	2点	2点
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位2位	1点	
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位3位以下	0点	

分類、技術評価項目、評価基準の考え方

→「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月 国土交通省港湾局)

技術者の地域精通度評価(試行) (担い手の確保・育成に向けた新たな取組)

地域に精通した技術者を活用することで、配置技術者の転勤による負荷低減、工事の円滑な実施と品質向上を促す。

評価項目において、地域精通度・貢献等の評価項目を有する施工能力評価型(I型)、技術提案評価型(SII型)の適用対象工事のうち、Aランク企業(=広域異動による転勤負荷、これを一因とする離職者増、若手採用減等の担い手確保に課題あり)を対象とする規模の工事において、工事エリア、工事特性等を鑑みて試行する。平成28年度以降公告工事の中から適宜選択。

施工能力評価型、技術提案評価型における技術者の地域精通度評価の配点

配点: 地域内工事の施工実績(現行: 企業) → 地域内工事の施工実績(試行: 技術者)

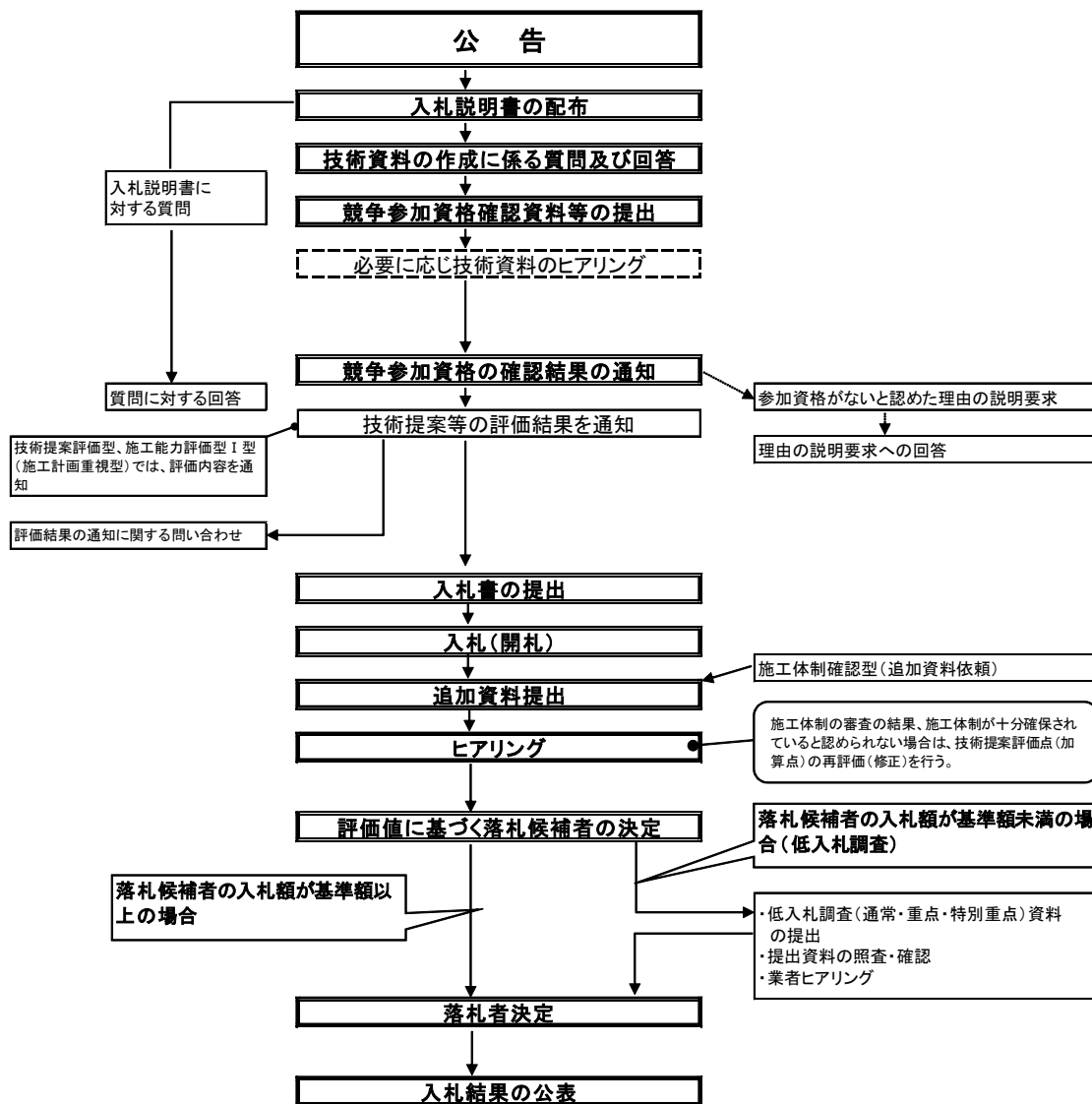
評価項目			評価基準	配点	
地域精通度・貢献等	地域内工事の施工実績	技術者の能力等	当該エリアにおいて、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)	2点 (1点)	2点 (1点)
			当該エリアにおいて、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)、または、当該エリアにおいて、3件以上の工事で、担当技術者として従事	1点 (0.5点)	
			当該エリアにおいて、3件未満の工事で担当技術者として従事	0点	

※(): 当該評価項目の満点が1点の場合の配点(施工能力評価型 I 型【施工計画重視型】、技術提案評価型(SII型))

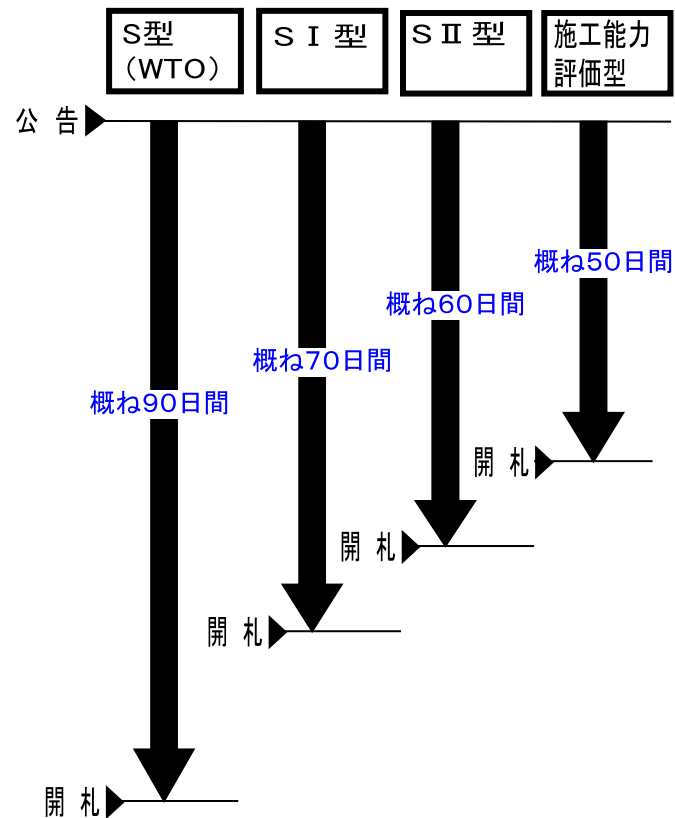
※1: 工事は、公共工事(自治体含む)・民間工事(元下問わず、1,000万円以上)両方を対象とし、また、港湾関係か否かを問わない。自治体工事等についてはCORINS等のデータを活用するほか、民間工事については契約書の写しを提出させ、これをもって実績と見なすことも可とする。また、当該エリアの範囲については都道府県単位を基本とするが、地域の状況等に応じて変更することができる。

3. 契約手続きの流れ

総合評価落札方式の契約事務手続きの流れ



総合評価タイプ別の手続き期間



※ 実際の個別案件毎の手続き期間に関しては、入札説明書を参照ください。

施工能力評価型[施工計画重視型除く]の一部で入札書と技術提案書の同時提出(二封筒事後審査型)を実施。

4. 競争参加資格

競争参加資格確認申請書類における省略

- ペーパーレス、業務改善に資する為、申請内容を確認する添付資料について、年度開始の発注工事申請時に添付した確認資料は、同一年度に限り次回の申請以降の添付を省略することが出来ることとする。
- 確認資料に変更があった時は、変更後の確認資料を添付すること。(表彰の確認資料等)
- 【対象】原則、全ての工事

(1) 競争参加申請書類

従来通り誤謬のないよう記載すること

(2) 競争参加資格確認資料

年度内に提出した以下の申請に係る確認資料に限り、同一年度内は省略可とする。但し資格の更新等、既提出の資料に更新等があった場合は、更新後の資料を提出すること。

(3) 削減例(枚数表示)

削減対象項目 →		競争参加資格				企業の能力等			配置予定技術者の能力		社会・地域貢献等			合計
		一級土木施工管理技士又は同等以上の資格	監理技術者資格者証	監理技術者講習修了証	健康保険証	表彰	有用な新技術の活用	ISO9000シリーズ認証取得	優秀建設技術者表彰	工事に適応される各種資格の有無	作業船保有状況	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	建設事業継続計画(BCP)の認定	
申請時削減一例	A者	▲1.0	▲0.5	▲0.5	▲1.0	▲1.0					▲13.0	▲1.0	▲16.0	▲34
	B者	▲1.0	▲0.5	▲0.5	▲1.0	▲1.0			▲3.0	▲6.0	▲19.0	▲1.0		▲33
	C者	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.0			▲2.0		▲9.0	▲1.0		▲17
	D者	▲1.0	▲0.5	▲0.5	▲1.0	▲2.0		▲3.0	▲1.0		▲11.0	▲1.0		▲21
	E者	▲1.0	▲0.5	▲0.5	▲1.0	▲1.0					▲17.0	▲1.0		▲22
	F者	▲0.25	▲0.25	▲0.25	▲0.25							▲3.0	▲1.0	

対象: 令和6年4月以降公告工事

建設業における若手技術者の活躍に向け、平成30年度から若手技術者登用促進型(工事)を実施してきた。一方、昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題も顕在化している状況である。

そのため、主任(監理)技術者や現場代理人として経験を有さない技術者の育成機会の創出のため、年齢要件の撤廃など、若手技術者登用促進型(工事)の実施内容を改正した。

(1) 試行対象工事

原則、すべての工事が対象

(2) 総合評価落札方式の評価方法等

	評価等の項目	工事難易度 I ~ III 及びWTO未満		工事難易度 IV ~ VI 又はWTO対象	
		主任(監理)技術者等未経験者 + 技術指導者(非専任)		主任(監理)技術者等未経験者 + 技術指導者(専任)	
		主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者 (非専任)	主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者 (専任)
参加資格要件	資格	○	○	○	○
	施工経験		○		○
総合評価での 加点	資格		○		○
	施工経験		○		○
	成績		○		○
	表彰等		○		○

(3) 技術者要件

① 技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。*
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。*

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

② 主任（監理）技術者等未経験者

- ・主任（監理）技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任（監理）技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事（地方整備局等の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を持たないこと。

主任技術者又は監理技術者の配置変更(1/2)

対象:平成30年4月以降公告工事

主任(監理)技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任(監理)技術者の申請をこれまでの複数名から1名のみとし、契約後に技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

(1)対象工事

原則、全ての工事

(2)競争参加申請書類

①監理技術者の申請人数

主任(監理)技術者の申請書類は、1名分のみとし複数申請は認めない(複数申請は参加を認めない)。

②特定建設工事共同企業体(甲型)の競争参加申請書類

競争参加者が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

主任技術者又は監理技術者の配置変更(2/2)

対象:平成30年4月以降公告工事

(3) 主任(監理)技術者の変更

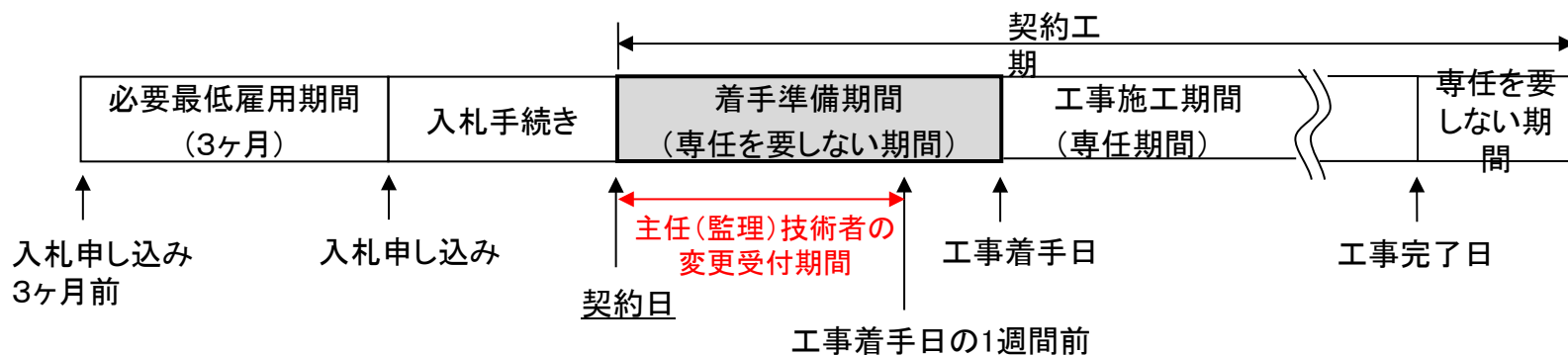
① 変更申請の受付期間

- ・契約日から工事着手日の1週間前まで
- ・工事着手日1週間前を過ぎた日以降は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、入札説明書に示すやむを得ないとして承認された場合

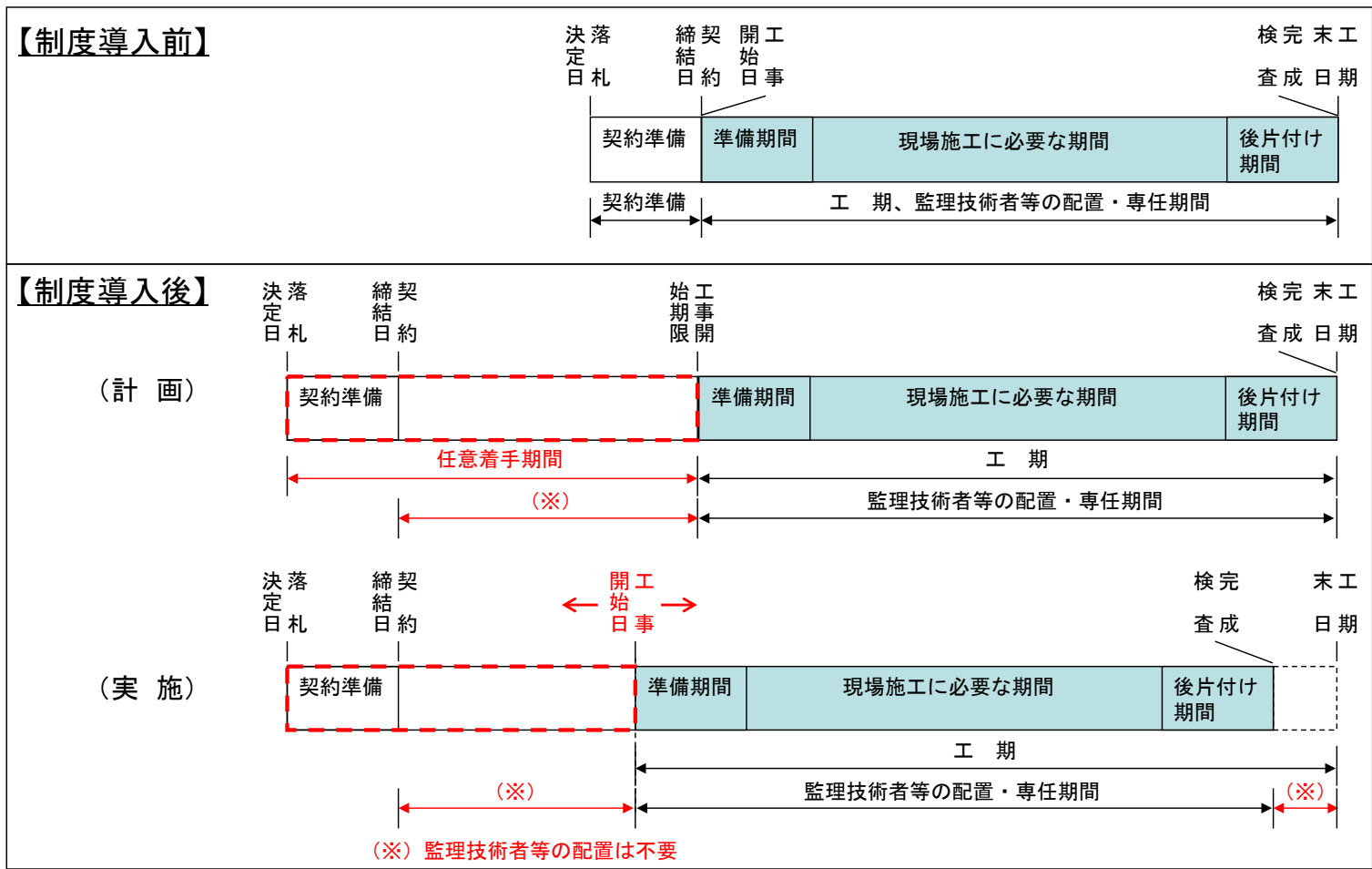
② 変更主任(監理)技術者の条件

- ・入札申込みの3ヶ月以上前から受注者の社員であること。
- ・変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。

また、若手技術者登用型(工事)の採用を取り止める場合には、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる(この場合、技術指導者の配置は要しない)。



- (1) 目的: 適切な工期の設定、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定し、施工時期等の平準化を図る
- (2) 対象: 完成時期に余裕のある工事などにおいて設定が可能
- (3) 制度の概要: 発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、工期末日までに完成させる。
- (4) 任意着手期間: 建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。監理技術者等の配置は不要とし、現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等を行ってはならない。



下請け施工実績の評価(1/2)

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

(1) 対象工事

原則、以下の全ての工事

- ・主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事で作業船の保有等の評価を実施する工事
- ・工事規模が9.0億円未満(WTO対象外工事)

(2) 下請け実績を認める条件

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと

(3) 主作業船一覧表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑥空気圧送船	⑪コンクリートミキサー船
②グラブ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑫ケーソン製作用台船
③バックホウ浚渫船	⑧固定起重機船	⑬深層混合処理船
④リクレーマ船	⑨クレーン付台船	⑭サンドドレーン船
⑤バージアンローダ船	⑩杭打船	⑮サンドコンパクション船

下請け施工実績の評価(2/2)(港湾しゅんせつ工事の試行)

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、グラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を競争参加資格要件の「同種工事の施工実績」として認めるとともに、総合評価においても「同種工事の施工実績」の加点対象とする。

ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は、元請け施工実績の1/2の評価とする。

(1) 対象工事

原則、A中小及びBランクにおける工種区分「港湾等しゅんせつ工事」(WTO 対象工事を除く)とする。

(2) 下請け実績を認める条件

発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」の元請け実績がない場合に、下請け実績を同種実績として認める場合は、以下のすべてを満足した場合である。

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有のグラブ浚渫船を使用したこと。

(3) 評価基準表(I 型(標準型)の例)

I 型(標準型)

I 型(標準型)(下請施工実績評価型)

評価項目	評価内容		評価基準	配点	
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事 ●●	3点 (1.5点)	
		同種性の高い工事 ▲▲	1.5点 (0.75点)		
		同種性が認められる工事 ■■	0点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事 ●●	監理(主任)技術者 4点 (2点) 現場代理人 担当技術者 2点 (1点)	
			同種性が認められる工事 ■■	監理(主任)技術者 1点 (0.5点) 現場代理人 担当技術者 0.5点 (0.25点)	

評価項目	評価内容		評価基準	配点
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事【元請】 ●●	3点 (1.5点)
		より同種性の高い工事【一次下請】 ▲▲	1.5点 (0.75点)	
		同種性の高い工事【元請】 ■■	1.5点 (0.75点)	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事【元請・一次下請】 ■■	0点
			より同種性の高い工事【元請】 ●●	監理(主任)技術者 4点 (2点) 現場代理人 担当技術者 2点 (1点) 主任技術者 2点 (1点)
		より同種性の高い工事【一次下請】 ■■	監理(主任)技術者 1点 (0.5点) 現場代理人 担当技術者 0.5点 (0.25点) 主任技術者 0.5点 (0.25点)	
		同種性が認められる工事【元請】 ■■	1点 (0.5点)	
		同種性が認められる工事【一次下請】 ■■	0.5点 (0.25点)	

競争参加資格の一部緩和 【施工実績の緩和(ブロック製作工事)】(1/2)

受注機会の確保及び競争環境の適正化の観点から、競争参加資格要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績の緩和を行い、地元企業の活性化を図ることとする。

■対象工事:ブロック製作工事

※ただし他工事においても、地域の実情により適切な企業数が確保できない理由で、競争環境が整わない場合でも本試行を適用する場合がある。

■入札説明書の競争参加資格の変更イメージ

【現行の入札説明書】 過去15年間の実績  期間の制限なし 【緩和案の入札説明書】

(1) 平成〇年4月1日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

....

また、当該施工実績が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第5第2項に規定する工事成績評点表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工実績を有することとする。

....

....

(2)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

....

① 平成〇年4月1日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。

....

また、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工経験を有することとする。

なお、施工経験として記載した同種工事の工期に対して従事期間が短い場合については、工事の規模に関わらず、〇〇〇〇〇〇を製作した工種の70%以上の期間(変更があった場合は最終の実施工程を対象とする)従事していなければならない。

(1) ~~平成〇年4月1日以降~~、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

....

また、当該施工実績が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第5第2項に規定する工事成績評点表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工実績を有することとする。

....

....

(2)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

....

① ~~平成〇年4月1日以降~~、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。

....

また、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工経験を有することとする。

なお、施工経験として記載した同種工事の工期に対して従事期間が短い場合については、工事の規模に関わらず、〇〇〇〇〇〇を製作した工種の70%以上の期間(変更があった場合は最終の実施工程を対象とする)従事していなければならない。

■評価基準表の変更イメージ(I 型(標準型)の例)

【現行の評価基準表】

【緩和案の評価基準表】

評価項目	評価内容		評価基準	配点				
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	(過去15年間)より同種性の高い工事	●●	3点 (1.5点)	3点		
			(過去15年間)同種性の高い工事	▲▲	1.5点 (0.75点)			
			(過去15年間)同種性が認められる工事	■	0点			
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	80点以上		5点	5点		
			78点以上から80点未満		4点			
			76点以上から78点未満		3点			
			74点以上から76点未満		2点			
			72点以上から74点未満		1点			
			70点以上から72点未満		0.5点			
			70点未満		0点			
					0点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	(過去15年間)より同種性の高い工事	●	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)	4点	
				●	担当技術者	2点 (1点)		
				■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)		
			(過去15年間)同種性が認められる工事	■	担当技術者	0.5点 (0.25点)		
				80点以上		6点		6点
				78点以上から80点未満		5点		
76点以上から78点未満		4点						
74点以上から76点未満		3点						
72点以上から74点未満		2点						
70点以上から72点未満		1点						
70点未満		0点						
		0点						

評価項目	評価内容		評価基準	配点				
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	(過去15年間)平成○年4月1日以降に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事	■■	3点 (1.5点)	3点		
			(16年以上前)平成○年3月31日以前に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事		0点			
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	80点以上		5点	5点		
			78点以上から80点未満		4点			
			76点以上から78点未満		3点			
			74点以上から76点未満		2点			
			72点以上から74点未満		1点			
			70点以上から72点未満		0.5点			
			70点未満		0点			
					0点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	(過去15年間)平成○年4月1日以降に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事	■	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)	4点	
				■	担当技術者	2点 (1点)		
				■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)		
			(16年以上前)平成○年3月31日以前に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事	■	担当技術者	0.5点 (0.25点)		
				80点以上		6点		6点
				78点以上から80点未満		5点		
76点以上から78点未満		4点						
74点以上から76点未満		3点						
72点以上から74点未満		2点						
70点以上から72点未満		1点						
70点未満		0点						
		0点						

出産等が不利にならない技術者評価

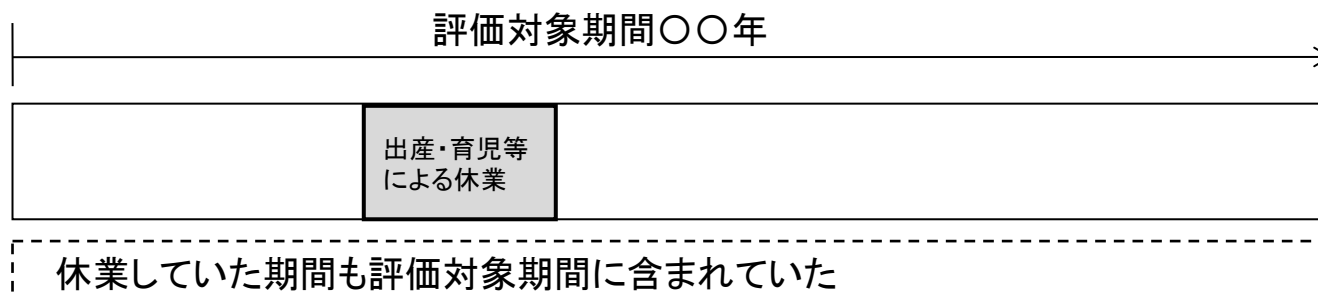
対象：平成29年4月以降公告工事

建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、入札時の技術者評価において技術者の出産・育児・介護休業(以下、「出産等」という。)が不利にならない技術者評価を導入。

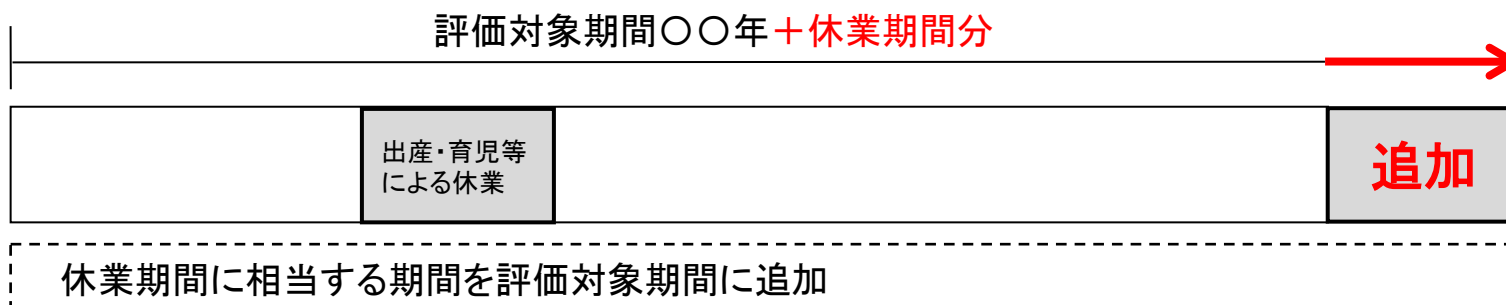
(1) 対象

- ・総合評価落札方式を適用する工事(平成29年4月以降公告工事)。
- ・総合評価における配置予定技術者について、出産等で休業していた期間も考慮して評価。

■評価対象期間【改定前】



■評価対象期間【改定後】



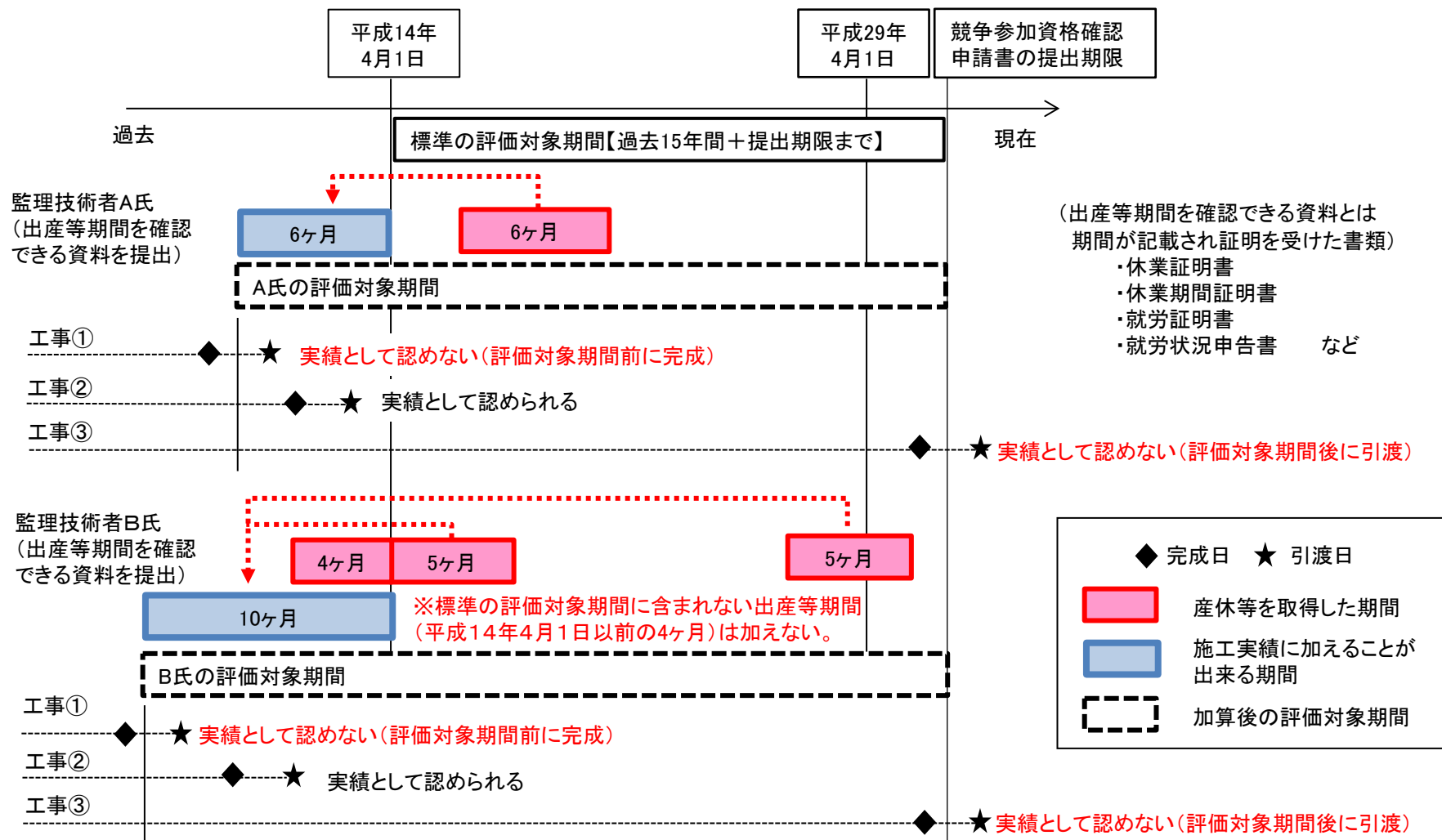
(例)【参加資格要件】過去4年間に〇〇工事の施工実績があること
育児休業を1年間取得していた場合⇒「過去5年間」として取り扱う

出産等が不利にならない技術者評価(評価方法)

(2) 産休等の取得期間を実績として求める期間の考え方

対象：平成29年4月以降公告工事

産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」という。)を取得した場合は、出産等期間(日数)に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。



評価方法 配置予定技術者の施工経験

令和6年4月1日以降公告で一部改正

以下に示す課題への対応として、現場代理人として従事した工事の経験について、監理(主任)技術者経験と同等の加点の対象とするとともに、担当技術者の工事の経験についても、人材育成に配慮し、評価の対象(1/2評価)とする。

- ・企業の施工能力として、施工実績を有する技術者の配置に対して加点されるため、入札参加者の立場から常に最高評価の監理(主任)技術者の実績を持つ経験豊富なベテラン技術者を配置することになり、工事を受注することで、その経験者はさらに実績が蓄積されることが繰り返され、若手技術者に監理(主任)技術者としての実績が付きにくい状況にある。
- ・技術者の高齢化が進む中、企業は若手技術者育成のため、監理(主任)技術者と同等の資格を有した者を現場代理人として配置することで、技術者としての経験を積ませているが、現場代理人としての経験が次回の工事の総合評価において低評価となる状況にある。
- ・これまで監理(主任)技術者あるいは現場代理人に求める施工経験のうち、「同種性の高い工事(数量要件あり)」など3段階の評価としていた。令和6年4月以降公告の工事より、「同種性が認められる工事(数量要件なし)」についても加点対象(1/2評価)とする配点基準の緩和を図る。

配点例(直轄実績の場合) ※令和6年4月1日以降の公告案件

	(企業) 同種工事実績	(技術者) 監理技術者経験	(技術者) 現場代理人経験	(技術者) 担当技術者経験
より同種性の高い工事	2	2	2	1
同種性が認められる 工事(同種工事)	0	0.5	0.5	0.25

※2点満点の場合

※1 現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、同種工事の施工経験で競争参加資格として求める資格を有し従事した場合に限る。

※2 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の1/2とする。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。

競争参加資格の一部緩和

(構成員企業の要件として設定している同種工事の施工数量要件の更なる緩和)

対象: 令和6年4月以降公告工事

競争参加者が**甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員の企業に対して同種工事の数量要件は課さない。**
 また、代表者以外の構成員の技術者に対して同種工事の施工経験は求めない。
 また、競争参加者が甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。
 (契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。)

～平成26年3月迄

平成26年3月～平成27年12月迄

平成27年3月～平成30年3月迄

平成30年4月以降公告～

令和6年4月以降公告～

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同上

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	施工経験は求めない

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	同種工事の施工実績(数量要件は課さない)
技術者	施工経験は求めない

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

5. 企業の能力等、配置予定技術者の能力、社会・地域貢献関連

配置予定技術者の能力について、現場代理人や担当技術者として従事した施工経験で当該工事の競争参加資格として求める資格を有していない場合、競争参加資格としては認めているものの、加点はされない状況であった。

今回その内容を見直し、現場代理人や担当技術者として従事した施工経験であれば、当該工事の競争参加資格として求める資格を有していない場合でも加点する評価の緩和を図る。

施工能力評価型 (I 型)【施工計画重視型】の例

現
行

評価項目	評価内容			評価基準		注釈	配点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事	(より同種性の高い工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※6	2点 (1点)	2点	
					担当技術者		1点 (0.5点)		
			同種性が認められる工事	(同種性が認められる工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人		※7		0.5点 (0.25点)
					担当技術者				0.25点 (0.12点)

項目	留意点等
※6	「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。
※7	競争参加資格の確認資料として提出のあった施工経験に基づいて評価を行う。 また、現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、当該工事の競争参加資格として求める資格を有し従事した同種工事の施工経験に限る。 国土交通省又は他省庁発注工事の施工経験の場合を優位に評価し、その他の工事の施工経験の場合は、その評価を1/2とする(表中()書き参照)。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項の政令で定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。 また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された工事については、港湾空港関係の工事に限る。

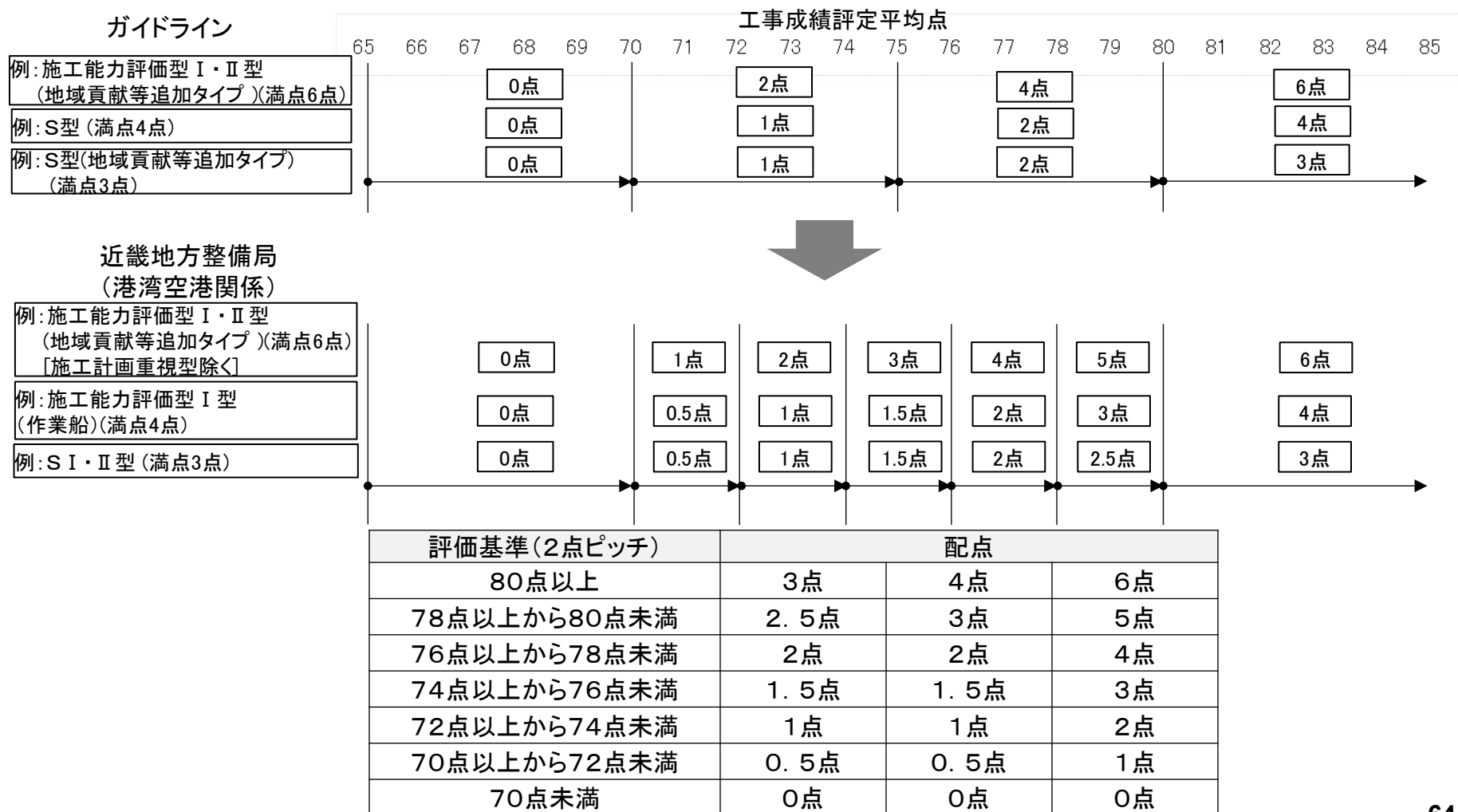
見
直
し

評価項目	評価内容			評価基準		注釈	配点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事	(より同種性の高い工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※6	2点 (1点)	2点	
					担当技術者		1点 (0.5点)		
			同種性が認められる工事	(同種性が認められる工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人		※7		0.5点 (0.25点)
					担当技術者				0.25点 (0.12点)

項目	留意点等
※6	「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。
※7	競争参加資格の確認資料として提出のあった施工経験に基づいて評価を行う。 また、現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、当該工事の競争参加資格として求める資格を有し従事した同種工事の施工経験に限る。 国土交通省又は他省庁発注工事の施工経験の場合を優位に評価し、その他の工事の施工経験の場合は、その評価を1/2とする(表中()書き参照)。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項の政令で定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。 また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された工事については、港湾空港関係の工事に限る。

工事成績評定に対する加算点の評価方法

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月 国土交通省港湾局)で示された工事成績評定の加算点の評価方法では、成績点70点と74点を持つ企業、75点と79点を持つ企業が同評価として例示されている。近畿地方整備局(港湾空港関係)では、工事成績評定をより忠実に反映するため、技術提案評価型、施工能力評価型の工事成績評価基準として成績点2点ピッチ評価とする。なお、技術者の成績評価基準も同様とする。



評価対象の表彰一覧

	表彰の名称	評価基準	留意点等
企業	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	<p>過去5カ年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関する表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡し完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。</p> <p>「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。</p> <p>「工事成績評定優秀企業認定」について、プラチナカードの場合は上段、ゴールドカードの場合は下段()の加点とする。</p>
	安全管理優良請負者表彰		
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰(旧名称:イメージアップ優良工事表彰)		
	技術開発に関する表彰		
	コンクリート構造物品質コンテストの表彰	過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)(旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡し完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無	
	工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日時点で有効な、近畿地方整備局(港湾空港関係)発注工事における「工事成績評定優秀企業」としての認定の有無	
下請の表彰	過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無		
配置予定技術者	優秀建設技術者表彰	過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引き渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	<p>「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。</p> <p>優秀建設技術者表彰については過去5カ年のうち、1箇年でも表彰実績があれば評価する。また、過去5カ年については、当該期間内に完成・引き渡し完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。</p> <p>「優秀建設技術者表彰」は、局長表彰:○点、事務所長表彰:○点、「海外インフラプロジェクト技術者表彰」は、国土交通大臣賞:○点、奨励賞:○点とする。</p>
	海外インフラプロジェクト技術者表彰	「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により表彰された港湾空港関係の工事における表彰の有無	

※総合評価方式や試行内容によって適用の有無などが変わる可能性があるため、具体の表彰要件は入札説明書において確認すること。

※工事・業務ともに評価対象

対象: 令和4年4月1日以降公告の工事

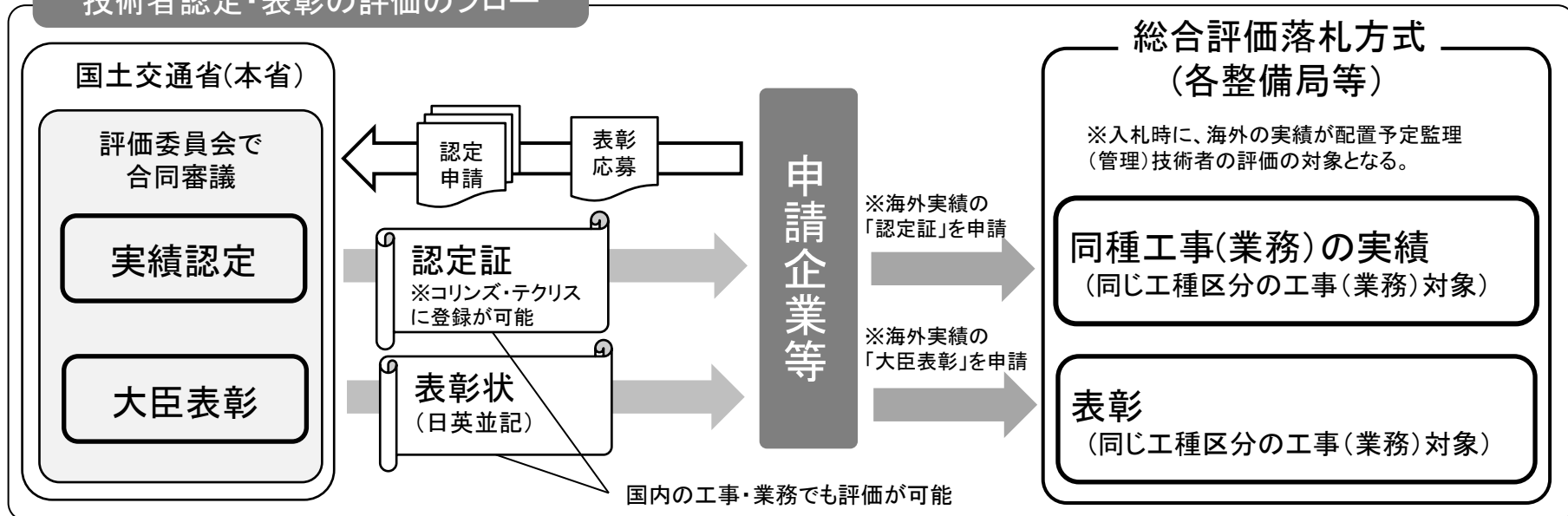
背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要。
- 一方、直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース(コリンズ・テクリス)への登録には、発注者の確認(サイン)が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内公共工事の調達において評価されない。
- 国内の公共工事において、海外工事等の実績を評価する仕組みが必要。

目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

技術者認定・表彰の評価のフロー



対象: 令和4年4月1日以降公告の工事

(例) 技術提案評価型S型(WTO以外) 標準タイプ

評価項目		評価基準	配点		総合評価	
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点	3点		10点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	4点	4点		
		75点以上80点未満	2点			
70点以上75点未満 70点未満		1点 0点				
③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり	1点	1点			
	表彰なし	0点				
④その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0~2点	2点			
技術者の能力等	●技術者の実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	4点	4点	10点	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	2点			
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点			
	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	80点以上	4点		4点
			75点以上80点未満	2点		
			70点以上75点未満	1点		
			70点未満	0点		
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績		80点以上	4点		4点
75点以上80点未満			2点			
70点以上75点未満 70点未満			1点 0点			
●技術者の表彰	去 〇年間の工事を対象(※5)	表彰あり	1点	1点		
		表彰なし	0点			
⑧その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点			
⑨技術提案		高い効果が期待できる	4点	4点 (※3)	40点 (※3)	
		効果が期待できる	2点			(×5提案 ×2ターマ)
		一般的事項のみの記載となっている	0点			

※企業の実績・成績・表彰は、評価しない。
 ※但し、工事における「企業の能力等」、業務における「参加表明者の経験及び能力」については、競争参加者が国内工事等の実績を有しておらず、海外認定・表彰制度により認定された実績を有している場合は、同種・類似工事又は同種・類似業務の実績として評価できることとする。

●技術者の実績
 認定された海外実績も、国内工事等と同様に評価

※海外インフラプロジェクト技術者表彰は「港湾空港関係」受賞者に限る
 ※海外インフラプロジェクト認定者(実績)は、コリンズ登録時の公共事業の分野が「港湾分野」又は「空港分野」のものに限る

●技術者の成績
 海外実績の表彰も、同様に評価

・評価基準
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞→近畿地方整備局局長表彰と同等
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞→近畿地方整備局港湾空港部長・事務所長表彰と同等

見直し後 (令和8年4月1日以降に公告する案件を対象)

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点	
企業の能力等	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	※3	1点 (0.5点)	
	安全管理優良請負者表彰				
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰)				
	技術開発に関しての表彰				
	表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)		1点 (0.5点)	
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無		1点	
	工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)の「工事成績評定優秀企業」として認定された企業		1点	
下請の表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点			
技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、港湾潜水技士、 コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者の配置の有無	登録基幹技能者	※4	2点	
		建設マスター 建設ジュニアマスター			① 鉄筋、型枠、コンクリート圧送【ケーソン製作に適應】 ② 海上起重【浚渫工、ケーソン・ブロック等据付、海上地盤改良工に適應】
		港湾潜水技士			① とび工、大工、コンクリート工【ケーソン製作に適應】 ② しゅんせつ工、建設機械運転工【浚渫工に適應】 ③ 建設機械運転工、潜水士(潜水作業がある場合)【ケーソン・ブロック等据付に適應】 ④ 建設機械運転工【海上地盤改良工に適應】
		特別港湾潜水技士 一級港湾潜水技士		1点	
コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	2点 (1点)			

※3: 過去5ヵ年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関しての表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡しが完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。

※4: 本工事に対応する基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、港湾潜水技士又は**コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者**を配置できる場合に評価する。「**コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者**」は、特別優秀技能者:上段、優秀技能者及び優良技能者:下段()の点数とする。

インフラDX大賞(旧：i-Construction大賞)の評価

品確法改正において、情報通信技術の活用等を通じてその生産性の向上を図るよう位置付けられており、i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を受賞している企業は総合評価において加点対象とする。ただし、優良工事表彰(局長、事務所長)、安全管理優良表彰等との重複した加点評価は行わない。又、建設業の担い手育成の観点より、建設ジュニアマスターの顕彰を受けている現場従事者を配置した場合も加点評価する。

i-Construction大賞評価対象(R4.4.1以降)

過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無。



インフラDX大賞(旧：i-Construction大賞)評価対象(R5.3.1以降)

過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における受賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の有無。
※スタートアップ奨励賞は対象外

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の能力等	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	1点 (0.5点)
	安全管理優良請負者表彰		
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰)		
	技術開発に関しての表彰		
	コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	1点 (0.5点)
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無	1点
工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日時点で有効な、近畿地方整備局(港湾空港関係)発注工事における「工事成績評定優秀企業」としての認定の有無	1点 (0.5点)	
下請の表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点	

工事成績評定優秀企業認定の一部改正(条件明示)

■ 現行

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点			
企業の能力等	表彰	優良工事表彰(局長、事務所長) 安全管理優良請負者表彰 優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰) 技術開発に関する表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	※3	1点 (0.5点)		
		コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	1点 (0.5点)
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無	1点
		工事成績評定優秀企業認定				競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)の「工事成績評定優秀企業」として認定された企業	1点
		下請の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点

項目	留意点等
※3	過去5ヵ年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関する表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡しが完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。



■ 改正(条件明示)

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点			
企業の能力等	表彰	優良工事表彰(局長、事務所長) 安全管理優良請負者表彰 優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰) 技術開発に関する表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	※3	1点 (0.5点)		
		コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	1点 (0.5点)
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無	1点
		工事成績評定優秀企業認定				競争参加資格確認申請書の提出期限の日時点で有効な、近畿地方整備局(港湾空港関係)発注工事における「工事成績評定優秀企業」としての認定の有無	1点 (0.5点)
		下請の表彰				過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点

項目	留意点等
※3	過去5ヵ年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関する表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡しが完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。「工事成績評定優秀企業認定」について、プラチナカードの場合は上段、ゴールドカードの場合は下段()の加点とする。

登録基幹技能者の評価

施工現場の生産性の向上、建設生産物の品質確保及び技能労働者の活用などを目的として、平成22年度から現場従事技能者の配置に対して、適用工種が含まれる標準Ⅰ型を対象に試行を実施してきた。今後、公共構造物の品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには若手技術者を含め、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。

このため、非WTOの「施工能力評価型」及び「技術提案評価型」において適用工種に含まれる工事に適用する。

登録基幹技能者の意義・役割

○品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に従事する技能労働者の中核をなす職長等の果たす役割が重要。

○職長等を中心とした技能労働者の中から、①施工方法等の提案・調整、②適切な人員配置、作業方法、手順等の構成、③一般の技能者の施工に係る指示、指導、④前工程・後工程の連絡調整を行うことのできる者を「基幹技能者」として位置づけ、その確保・育成・活用を促進することにより、施工現場の生産性の向上・建設生産物の品質の確保を図る。

港湾工事における適用例

配置を求める工種	明示する対象登録基幹技能者
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送
浚 渫 工	海上起重
ケーソン・ブロック等据付	海上起重
海上地盤改良工	海上起重

※工種を勘案し、上記適用例以外の対象基幹技能者の設定が必要な場合があることに留意(PC、グラウト、圧接、電気、造園他)。

※対象とした登録基幹技能者については履行確認が必要であるため現地条件(施工方針等)を勘案の上、設定すること。

現場従事技能者 評価対象の拡充

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として、登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターに加えて、令和5年度から「港湾潜水技士（特別又は一級）」を現場従事技能者（元請又は下請け）として配置する場合に対しても加算点を付与する取り組みを試行。

評価基準

技術評価項目		評価基準		配点	
				施工能力評価型 I型【標準型】、II型	技術提案評価型 SI型・SII型 施工能力評価型 I型【施工計画重視型】
企業の 能力等	技術者等 の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、 港湾潜水技士 の配置の有無	登録基幹技能者	2点	1点
			建設マスター 建設ジュニアマスター		
			特別港湾潜水技士		
			一級港湾潜水技士	1点	0.5点

※①記載する技能者は、元請又は下請企業（専門工事業者）と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

※②本工事における該当工種の施工期間すべてに従事できること。**港湾潜水技士は潜水作業がある工種がある場合に評価対象とする。**

※①、②を満足する登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、**港湾潜水技士**の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

港湾工事における適用例

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者の種類	対象となる建設マスター及び建設ジュニアマスターの職種※
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工
ケーソン・ブロック等据付	海上起重	建設機械運転工 (潜水作業が有る場合：潜水士)
海上地盤改良工	海上起重	建設機械運転工
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送	とび工、大工、コンクリート工

※主要工種を対象とし詳細は個別工事の入札説明書参照。

工事に適応される各種資格の評価

建設生産物の品質確保・向上及び技術者の育成などを目的として、配置予定技術者の持つ資格について、競争参加資格として求める国家資格等の他に、当該工事に対して有益な資格の有無により加点の対象とする。また、当該工事(当該工事の全ての工種)において有益な資格を持つ技術者の配置に対しても加点の対象とする。

評価項目	評価基準	資格	配点	
			施工能力評価型 I型(標準型)・II型	左記以外
企業の能力	配置予定の現場代理人等の保有する右記に定める資格	下表参照	2資格以上 2点、 1資格 1点	加点なし
配置予定技術者の能力	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格		1～2点	

評価対象資格

資格名	適応工事
土木学会認定土木技術者(1級以上)	港湾5工種の工事に適応
技術士、APECエンジニア	全工事に適応(当該工事に該当する部門に限る)
労働安全コンサルタント	全工事に適応
海上工事施工管理技術者() ※()には次頁以降のⅠ～Ⅲ類を選択して記載	海上工事において作業船を使用する場合に適応
コンクリート(主任)技士	コンクリート工事に適応
舗装施工管理技術者	舗装工事に適応
造園施工管理技士	造園等土木工事に適応
コンクリート診断士、コンクリート構造診断士	コンクリート構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
海洋・港湾構造物設計士	港湾3工種(港湾土木、港湾等しゅんせつ、港湾等鋼構造物)の工事に適応
海洋・港湾構造物維持管理士	港湾構造物全般の老朽化対策・維持補修工事に適応
土木鋼構造診断士	鋼構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
構造物診断士	土木構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
プレストレストコンクリート技士	プレストレストコンクリート構造物工事に適応
空港工事施工管理技術者	空港工事に適応

対象：令和2年4月以降公告工事

ICT活用工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する工事であり、近畿地方整備局 港湾空港部では、平成29年6月以降に公告する工事の一部について、総合評価落札方式においてICT活用工事を実施する場合に加点評価する試行を行う。

■総合評価落札方式に関する事項

➤ ICT ■■工(発注者指定型)

発注者の指定によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式における加点評価は行わない。
(評価項目を設けない)

➤ ICT ■■工(施工者希望型)

施工者の希望によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について加点評価する。
(評価項目を設ける)

➤ 各発注方式における共通事項

ICT活用工事における技術提案(施工計画)について、発注者指定型の場合又は施工者希望型でICTの活用を希望した場合は、標準仕様のICT技術の提案は加点評価の対象外とし、標準仕様のICT技術を応用した提案はその応用部分(付加的な内容)についてのみ評価対象とする。

■評価項目及び評価基準(上記2.の評価項目設定例)

評価項目	評価内容		評価基準		配点
企業の能力等	ICT活用工事の実施	右記に示す内容を全ての段階で全面的に活用する場合のみ評価する。	【ICT●●工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形計測・3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品	【ICT●●工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品	2点

■工事成績評定における措置

「企業の能力等」に関する評価項目が不履行となった場合は、工事成績評定を最大5点減点する。

※評価基準の設定は特記仕様書に追随する。

有用な新技術の活用

(現行)技術提案評価型:「企業の能力等」評価における「有用な新技術の活用」

技術提案の各提案において、新技術を活用した施工方法が(加点)評価されたものを本項目の評価対象とし、申請された技術のグレードに応じて評価。



●新技術の活用促進の観点から踏まえ、当該工事において有用となる新技術の活用申請(目的、有用性を記載)があれば、技術提案の加点評価とは独立して「企業の能力等の評価」において「有用な新技術の活用」として評価の対象とする。

●「有用な新技術の活用」申請により加点評価されたにも関わらず活用していない場合、評価項目の未実施として、工事成績評定を減ずることとする(-5点)。

※ 新技術を含む技術提案が「加算点付与の対象としない(実施義務なし)」と通知された場合においても「有用な新技術の活用」を申請し加点評価された場合は、履行義務が発生する。なお、新技術を含む技術提案が「加算点付与の対象としない(実施不可)」及び当該工事において有用で無いと判断される場合は、「企業の能力等の評価」における「有用な新技術の活用」は評価対象外とする。

【平成27年12月18日以降公告工事から適用】

【評価基準表】

分類	技術評価項目		評価基準		留意点等	配点	
企業の能力等	企業の能力等	有用な新技術の活用	新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の有無	NETIS登録技術のうち、右記に位置付けられているもの及び港湾関連民間技術の確認審査・評価事業に評価された技術の活用(審査基準日は「申請書の提出期限日」とする)	※	1点	1点
				「推奨技術」 「準推奨技術」 「評価促進技術」 「活用促進技術」 「設計比較対象技術」 「少実績優良技術」 「活用促進技術」(旧) 「港湾関連民間技術」		0.5点	

○ 留意点等

項目	留意点等
※	<p>本工事において、新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の活用を本項目の評価対象とする。但し、1件の技術のみ評価し、複数技術の申請があった場合は1件目のみ評価の対象とする。</p> <p>NETIS登録技術における評価は、活用効果評価に基づいて有効な新技術の活用促進技術に指定されたものが対象であり、NETISに登録されているのみでは評価の対象としない。(なお、記載にあたっては、自社開発、他社開発は問わないものとする。)(審査基準日は「申請書の提出期限日」とする)</p> <p>詳細は申請書様式の留意事項を確認すること。</p>

作業船評価(1/5) 作業船の使用の有無

1-4. 作業船新造を促すための入札契約時における作業船評価の取組の強化

新造船の減少と老朽船の増加に伴い、港湾整備事業の円滑な実施への懸念



作業船の新造を促すための方策

資格審査における作業船評価

国土交通省地方整備局(港湾空港部)が発注する工事を受注するうえで必要となる資格審査において、作業船保有企業を優位に評価し、有資格業者名簿に登録

入札契約時における作業船評価

総合評価落札方式を適用する工事において、工事に使用する作業船の保有並びに優れた環境性能を有する作業船を保有する企業を優位に評価

税制優遇

買い換え特例(所得税、法人税の圧縮記帳)

作業船評価内容と配点ウェイトの拡大

作業船保有と環境性能の高さをこれまで以上に評価し、作業船保有企業へも安定した工事量を確保できる環境を整え、これにより作業船等新たな設備投資を促し老朽化対策を図る。

令和6年4月以降改正

作業船評価(2/5) 「作業船評価」の見直し

港灣工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港灣工事の品質確保のために、これまで作業船の財産の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきた。作業船保有企業へも安定した工事量を確保するため、作業船の分類に応じた評価点の見直しを行う。

■実施概要

当該工事に使用する作業船^(注1)に限り評価する。なお、作業船を専ら「付属作業船」^(注2)として使用する場合の総合評価における加点評価を明確にする(専ら「主作業船」^(注2)として使用する場合の1/2とする)。

注1: 当該工事に使用する以下の作業船に限り評価する。

- ①ポンプ浚渫船 ②グラブ浚渫船 ③バックホウ浚渫船 ④リクレーマ船 ⑤バージアンローダ船 ⑥空気圧送船 ⑦旋回起重機船 ⑧固定起重機船 ⑨クレーン付台船 ⑩杭打船 ⑪コンクリートミキサー船 ⑫ケーソン製作用台船 ⑬深層混合処理船 ⑭サンドドレーン船 ⑮サンドコンパクション船

注2: 作業船の分類は、「(一社)日本作業船協会による作業船の分類」を参照

技術評価項目	評価基準		配点	M a x 5 点	
作業船保有状況	保有形態	自社保有又は共有(保有保険支払比率50%以上)	2点(1点)		
		共有(保有・保険支払比率20%以上50%未満)	1点(0.5点)		
		共有(保有・保険支払比率20%未満)	0.5点(0.25点)		
	新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	出資持ち分比率50%以上	3点(1.5点)		
		出資持ち分比率20%以上50%未満	1.5点(0.75点)		
		出資持ち分比率20%未満	0.75点(0.37点)		
	環境性能	環境基準達成(平成22年改正後)	出資持ち分比率50%以上		2点(1点)
			出資持ち分比率20%以上50%未満		1点(0.5点)
			出資持ち分比率20%未満		0.5点(0.25点)
		環境基準達成(平成22年改正前)	出資持ち分比率50%以上	1点(0.5点)	
出資持ち分比率20%以上50%未満			0.5点(0.25点)		
出資持ち分比率20%未満			0.25点(0.12点)		
環境基準未達成		0点			

※()は、専ら「付属作業船」として使用する場合

作業船評価(3/5) (参考)主作業船一覧

作業船の船種

下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象（規格は問わない）とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

作業船評価(4/5) 窒素酸化物の放出量基準

窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分130回転未満 のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が 14.4以下 であること。
二 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下 であること。
三 ディーゼル機関であつて、 定格出力が130kWを超え 、かつ、 定格回転数が毎分2,000回転以上 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 7.7以下 であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

国際大気汚染防止原動機証書【海防法】

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

国際大気汚染防止原動機証書 (見本)

国際大気汚染防止原動機証書
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)により改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度(rpm) Rated power(kW) and speed(rpm)	原動機承認番号 Engines approval number
ヤンマー株式会社 Yanmar Co., Ltd.	6EY26LW	0527FHBE	D2	1,840 kW 750 rpm	I2KB00627

この証書は、以下の事項を証明する。
THIS IS TO CERTIFY

- 上記の原動機は、条約附属書VIによって義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと。
- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調整部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に当たって、すべての上記において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。
This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

神戸において発給した。
Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

(Himeji) YAMAMOTO
General Manager of Kobe Branch

国際大気汚染防止原動機証書(BIAPP証書)の追加
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (BIAPP Certificate)

構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

注記
Notes:

- この記録及びその付属品は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
- This Record and its attachments shall be permanently attached to the BIAPP Certificate. The BIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 記録は、いかなる言語、文字、図又はサインでもである。発給国の公用語が採用されている場合において記録の不一致がある場合には、発給国の公用語による記録が優先する。
- The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 別段の定めがない限り、「規則」上の他の附属書Vの規則(以下、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」)に対する要件とは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則によって義務づけられた要件をいう。
- Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex V of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

1. 原動機の要目
Particulars of the engine

- 1.1 原動機製作者等の名称及び住所 ヤンマー株式会社
兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1
Name and address of manufacturer Yanmar Co., Ltd.
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 1.2 原動機の製造場所 尼崎工場
兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1
Place of engine build Amagasaki Plant
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 1.3 原動機の製造年月日 2011年10月28日
Date of engine build 28 October 2011
- 1.4 放出量確認等の場所 尼崎市、日本
Place of pre-certification survey Amagasaki, Japan
- 1.5 放出量確認等の年月日 2012年1月20日
Date of pre-certification survey 20 January 2012
- 1.6 原動機の型式番号 6EY26LW
Engine type and model number
- 1.7 原動機製造番号 0527FHBE
Engine serial number
- 1.8 原動機ファミリー 又は 原動機グループ の代表 又は 代表以外 の原動機(適用のある場合)
If applicable, the engine is a parent engine or a member engine of the following engine family or engine group 6EY26LWC
- 1.9 個別の原動機又は原動機ファミリー / 原動機グループの詳細:
Individual engine or engine family / engine group details:

1.9.1 代表原動機の承認番号 11MM00338
Approval reference

1.9.2 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲 1,400 kW
Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges 750 rpm

1.9.3 原動機の使用形態 D2
Test cycle(s)

1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様 DM grade(ISO8217)
Parent engine(s) test fuel oil specification

1.9.5 窒素酸化物放出基準値 (g/kWh)、規則 13.4又は13.4a(該当しないものを採捨すること)
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.4 or 13.4a (delete as appropriate) 9.6 g/kWh

1.9.6 代表原動機の放出値 (g/kWh)
Parent engine(s) emission value (g/kWh) 8.4 g/kWh

2. 原動機取扱手引書の要目
Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the BIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

- 2.1 原動機取扱手引書文書番号/承認番号 G2-51695-3840 / I2KB00627TF
Technical file identification/approval number
- 2.2 原動機取扱手引書承認年月日 2012年1月20日
Technical file approval date 20 January 2012

3. 船上における原動機の定期的検査の方法
Specifications for the onboard NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the BIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

- 3.1 機関パラメータチェック法
Engine parameter check method:
3.1.1 識別番号/承認番号 G2-51695-3860 / I2KB00627TF
Identification / approval number
- 3.1.2 承認年月日 2012年1月20日
Approval date 20 January 2012
- 3.2 直接計測及びモニタリング法
Direct measurement and monitoring method:
3.2.1 識別番号/承認番号 ---
Identification / approval number
- 3.2.2 承認年月日 ---
Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従って、簡易計測法を利用することができる。
Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

神戸において発給した。
Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

(Himeji) YAMAMOTO
General Manager of Kobe Branch

災害時に対応出来る作業船の評価

対象: 令和2年4月1日以降公告の工事

作業船の保有・維持は、大規模災害時の航路啓開、応急復旧作業のために必要不可欠である為、総合評価において災害時に迅速に対応できる作業船を自社保有している企業に対して加点評価を行う。

■実施概要

作業船を使用しない港湾土木工事(ブロック製作、ケーソン製作に限る)で以下の条件を満足する災害時に対応出来る作業船を自社保有することに対して評価する。

- ◆ 条件1. 迅速に対応する必要がある為、以下の作業船を「自社保有」している企業(自社保有には親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有又は親会社と共有で100%所有している船舶及び申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶を含む)
- ◆ 条件2. 各種協会を通じて、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結がある企業確認資料: 所有、船舶種別が確認出来る登記簿等の写し

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| ①ポンプ浚渫船 | ⑥空気圧送船 | ⑪コンクリートミキサー船 |
| ②グラブ浚渫船 | ⑦旋回起重機船 | ⑫ケーソン製作用台船 |
| ③バックホウ浚渫船 | ⑧固定起重機船 | ⑬深層混合処理船 |
| ④リクレーマ船 | ⑨クレーン付台船 | ⑭サンドドレーン船 |
| ⑤バージアンローダ船 | ⑩杭打船 | ⑮サンドコンパクション船 |

技術評価項目		評価基準	配点
社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	上記①～⑮に記載する災害時に対応出来る作業船の保有を評価する。	1点

対象：平成31年4月以降公告工事

[SⅡ型、I型(施工計画重視型)、I型、Ⅱ型]

発災時において、航路啓開などの応急復旧工事や本復旧工事を迅速に推進するために、災害協定に基づく相互協力体制の充実強化を図るべく、総合評価において災害対応の活動実績等の評価を行う。

■実施概要

災害協定の締結の有無に加え、協定に基づく活動実績がある場合に優位に評価を行う。

評価項目		配点	評価基準
社会・地域貢献等	災害協定の締結の有無 ・ 協定に基づく活動実績	1.0	過去2カ年(平成〇〇年度から平成〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動の活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の実績)がある
		0.5	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結がある

1.0(max)

企業における社会貢献の更なる向上を目的とし、総合評価において海洋環境保全活動の評価を実施して来たが、令和5年度の新型コロナウイルス感染症の5類感染症の移行を受けて、評価する実績対象期間を「過去4カ年」から「過去2カ年」に戻す。

■実施概要

過去2カ年の内、海洋環境保全活動の実績がある場合に評価を行う。

【現行】

評価項目		評価基準	配点		
社会・地域 貢献	自主的社会活動	過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	2点	Max 2点	
		過去4カ年(令和●年度から令和●年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	過去4カ年の内、複数年の活動に支援		1点
			過去4カ年の内、単年の活動に支援		0.5点



【見直し】

評価項目		評価基準	配点		
社会・地域 貢献	自主的社会活動	過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	2点	Max 2点	
		過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	過去2カ年の内、複数年の活動に支援		1点
			過去2カ年の内、単年の活動に支援		0.5点

自主的社会活動の評価の見直し(2/2)

1. 各定義

(1) 海洋環境保全活動

- ・藻場等の造成の推進活動や、海底ゴミの回収、海浜・干潟の清掃活動、海洋環境保全に対する理解を深めるための学習会やイベント等の他、当局が海洋環境保全活動として認めたもの。

(2) 恒常的な活動

- ・年1回以上の活動を複数年に渡って計画的に実施しているもの。

(3) 団体

- ・団体(活動拠点、公共・非公共、営利・非営利は問わない)が恒常的に活動を行っていることが条件。

(4) 行動を伴う支援活動

- ・金銭的支援のみではなく、複数社員の人的支援(受付業務等の直接関係のないものは除く)や資機材、場所の提供といった具体性のあるもの(金銭的支援がなく行動のみのものも含む)。

(5) 活動場所および頻度

- ・評価(加点)の対象となる活動は、近畿地方整備局(港湾空港部)管内での活動に限る。対象期間中(※過去2カ年)に管内で複数回開催されるものについては、全ての活動に支援する必要はなく、1箇所／回以上の支援を評価。

2. 証明資料

- ・団体が恒常的に活動を行っていることが分かる規約や沿革、活動実績等。
- ・支援活動の内容が分かる団体が発行する活動証明、パンフレット、新聞、雑誌等(社内報も可)の紹介記事、または参加者自らが作成した報告書(写真複数枚を含む)。

3. 工事成績評定点の減点

- ・証明資料において、企業自らが作成した報告書等に虚偽の記載があった場合や、恒常的に行われていない実態が判明した場合(天候等でやむを得ず中止になった場合を除く)は、工事成績評定点において減点するものとする。

4. その他

- ・工事のイメージアップとして行った実績は除く。

対象: 令和7年10月1日以降公告工事

港湾土木工事(WTO政府調達対象事業)の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施してきたところである。

今般、更なる取組拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての公共工事等(測量・調査及び建設コンサルタント等業務を含む)に拡大することとする。

【対象工事】

総合評価落札方式及び企画競争方式(プロポーザル方式を含む)における全ての公共工事等(測量・調査及び建設コンサルタント等業務を含む)

②港湾空港工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事、
段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約(外数)

【工事の配点例】

①契約業者取扱要領(昭和55年12月1日国管第3722号)第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事(以下「港湾空港工事」という。)|に係るA等級の工事及び港湾空港工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事
段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等 その他自由設定項目	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	企業の能力等の合計配点の2.5～5.0%

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	技術提案の配点の0.5%※

※0.5%以上の整数で適宜設定

③ ①②以外の工事

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等 その他自由設定項目	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	企業の能力等の合計配点の1.0～2.5%

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 段階的選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。この場合、総合評価段階での評価は行わない。
- ※5 本評価による①、③のケースの配点は、企業の能力等の「過去〇年間の同種工事実績」もしくは「その他の自由設定項目」のいずれかから行うものとする。この際「過去〇年間の同種工事実績」と「その他の自由設定項目」の合計配点数の変更は行わないものとする。ただし、配点についてこれによりがたい場合は地域の実情や各局の運用状況に応じ適切に設定することを妨げない。
- ※6 本評価による②のケースの配点は、外数で評価を行う。

対象: 令和7年10月1日以降公告工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

※下表は、港湾空港工事WTO、港湾空港工事A等級の場合の配点例である

◆工事における配点内訳について(R7.10～) ※作業船を使用する工事

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		S型	SI型	SII型	I型	I型	II型
		WTO	標準	標準	施工計画重視型	標準型	
技術提案	技術提案(テーマ)	60	40	30	-	-	-
	施工計画	-	-	-	20	可・否	-
企業の能力等	実績、成績、表彰等	-	13	7	7	14	14
	WLB(港湾空港工事A等級の場合) ^{※1}		0.5	-	-	-	-
	配点		(13.5) Max10	(7.0) 7	(7.0) 7	(14.0) 14	(14.0) 14
配置予定技術者の能力	実績、成績、表彰等	-	10	7	7	14	14
社会・地域貢献	作業船保有状況等	-	-	9	9	18	18
	WLB(港湾空港工事A等級の場合) ^{※1}			0.5	0.5	1	1
	配点			(9.5) MAX6	(9.5) MAX6	(19.0) MAX12	(19.0) MAX12
合計		(60.0) 60	(63.5) 60	(53.5) 50	(43.5) 40	(47.0) 40	(47.0) 40
賃上げを実施する企業に対する加点		4	4	3	3	3	3
WLB(港湾空港工事)		1	-	-	-	-	-

※1) 発注等級を拡大した場合は、低い等級に合わせて評価、配点を行う。

※共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれかがワーク・ライフ・バランス等推進企業であれば加点対象とする。

賃上げを実施する企業の評価(1/3)

対象: 令和8年4月以降公告工事

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う取り組みを開始。

1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての政府調達。

2 評価の項目

以下のいずれかを入札者が選択可能

- (1) 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を大企業3%以上、中小企業1.5%以上増加させる旨を従業員に表明。
- (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を大企業3%以上、中小企業1.5%以上増加させる旨を従業員に表明。

※ 中小企業等においては、「給与総額」でも可

3 評価の方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して総合評価における加算点を約3%相当以上加算。

加点にあたり評価者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。(但し、表明した賃上げが履行できなかった場合は減点措置有)

賃上げを実施する企業の評価(2/3)

対象: 令和8年4月以降公告工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

工事における配点内訳 賃上げ加点 (一例)

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		WTO (S型)	(SI型)	(SII型)	I型(施工 計画重視)	I型	II型
技術提案等	技術提案(テーマ)	60点	40点	30点	—	—	—
	施工計画	—	—	—	20点	—	—
企業能力	実績、成績、作業船保有等	—	10点	7点	7点	14点	14点
技術者能力	実績、成績、資格等	—	10点	7点	7点	14点	14点
地域貢献等		—	—	6点	6点	12点	12点
小計		60点	60点	50点	40点	40点	40点
賃上げを実施する企業に対する加点		2点 4点	2点 4点	2点 3点	2点 3点	2点 3点	2点 3点
合計		62点 64点	62点 64点	52点 53点	42点 43点	42点 43点	42点 43点

6.25%	6.25%	5.66%	6.98%	6.98%	6.98%
3.3%	3.3%	4.0%	5.0%	5.0%	5.0%

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲

▲5点	▲5点	▲4点	▲4点	▲4点	▲4点
▲3点	▲3点	▲3点	▲3点	▲3点	▲3点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。

※上記の合計は、ワークライフバランスの点数を除く

賃上げを実施する企業の評価(3/3)

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

対象: 令和8年4月以降公告業務

業務における配点内訳 賃上げ加点(一例)

評価項目		技術点			
		標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	84点	72点	—
	技術提案(評価テーマ)	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	60点
小計		360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業に対する加点		11点 19点	9点 16点	5点 8点	2点 4点
合計		371点 379点	309点 316点	149点 152点	62点 64点

 3.1% ~~5.01%~~ 3.0% ~~5.06%~~ 3.5% ~~5.26%~~ 3.3% ~~6.25%~~

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲

~~▲20点~~
▲12点

~~▲17点~~
▲10点

~~▲0点~~
▲6点

~~▲5点~~
▲3点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。

※上記の合計は、ワークライフバランスの点数を除く。

6. 技術提案評価型、施工能力評価型

対象：令和3年4月1日以降公告の工事

1. 技術提案の提案数

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))に基づき、技術提案評価型の指定テーマ数等について、状況に応じ運用を緩和する。

発注区分	テーマ・提案数 (H30.4.1以降)	備考
技術提案評価型 (S型・WTO)	1～2テーマ×2～3提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する。なお、社会情勢によっては提案数を減らすことができる。
技術提案評価型 (SI型)	1～2テーマ×2提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する。なお、社会情勢によっては提案数を減らすことができる。
技術提案評価型 (SII型・WTO)	1テーマ×2提案	社会情勢によっては提案数を減らすことができる。
施工能力評価型 (I型) (施工計画重視型)	2提案	施工上配慮すべき事項の提案数

※建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))

3. 講じるべき具体的な対策 (3)建設現場 (vi)入札契約に関する対応

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号)により、・総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応

◆評価方法

技術提案に対して、効果の度合い(提案内容の的確性、効果を発揮する範囲・度合い)および履行の具体性・確実性(提案内容の具体性、履行の確実性)について、それぞれ評価し、その組み合わせに応じて**6段階**で得点を付与する方式とする。

◆配点基準(着目点及び提案の目的が適切な場合)

	効果・有効性(効果の度合い) 六段階(A~F)段階で評価					
	←					
三段階(a~c)評価 履行の具体性・確実性	非常に優れている ◎+	より高い ◎	高い ○+	ある ○	小さい ▲	△、-、 ×
	より高い ◎	高い ○+	ある ○	小さい ▲	△、-、 ×	△、-、 ×
	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×

凡例

- 加点対象:実施義務あり
- △ 加点なし:実施義務あり
- 、× 加点なし:実施義務なし

評価	内容
効果の度合い	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、六段階評価とする。 ①提案内容の的確性 ②効果を発揮する範囲・度合い など
履行の具体性・確実性	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、三段階評価とする。 ①提案内容の仕様(NETIS登録、効果の度合いを裏付ける文献・実績など) ②実施箇所・範囲 ③期間・頻度 など

◆入札説明書の配点例(1テーマ30点の配点で、1テーマに2提案を求める場合)

評価	配点		評価基準	通知
	テーマA (1提案あたり)	テーマB (1提案あたり)		
◎+	15点	15点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が非常に優れているもの。	○:可(評価する、実施義務あり)
◎	12.5点	12.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性がより高いもの。	
○+	11点	11点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が高いもの。	
○	9.5点	9.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性があるもの。	
▲	7.5点	7.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が小さいもの。	
△	0点	0点	着目点及び提案の目的が適切でなく、当局標準施工に近い又は通常配慮すべき事項のもの。	△:否(評価しない、実施義務あり)
-	0点	0点	着目点及び提案の目的が適切でなく、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が上記以外のもの。 オーバースペックに該当するもの。等	-:否(評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	0点	0点	支障等があるため予め履行を求めないもの 等	×:否(提案と見なさない、不採用であり実施不可)

新

◆評価方法

技術提案に対して、効果の度合い(提案内容の的確性、効果を発揮する範囲・度合い)および履行の具体性・確実性(提案内容の具体性、履行の確実性)について、それぞれ評価し、その組み合わせに応じて**10段階**で得点を付与する方式とする。

◆配点基準(着目点及び提案の目的が適切な場合)

		効果・有効性(効果の度合い) 六段階(A~F)段階で評価					
		←					
三段階(a~c)評価 履行の具体性・確実性	非常に優れている 【2段階】 ◎+	より高い 【2段階】 ◎	高い 【2段階】 ○+	ある 【2段階】 ○	小さい ▲	△、-、 ×	
	より高い 【2段階】 ◎	高い 【2段階】 ○+	ある 【2段階】 ○	小さい ▲	△、-、 ×	△、-、 ×	
	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	△、-、 ×	

凡例

- 加点対象:実施義務あり
- △ 加点なし:実施義務あり
- 、× 加点なし:実施義務なし

評価	内容
効果の度合い	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、六段階評価とする。 ①提案内容の的確性 ②効果を発揮する範囲・度合い など
履行の具体性・確実性	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、三段階評価とする。 ①提案内容の仕様(NETIS登録、効果の度合いを裏付ける文献・実績など) ②実施箇所・範囲 ③期間・頻度 など

◆入札説明書の配点例(1テーマ30点の配点で、1テーマに2提案を求める場合)

評価	配点割合 (1提案あたり)	配点(1提案あたり)		評価基準	通知
		テーマA	テーマB		
◎+	100% 85%	15.0点 12.7点	15.0点 12.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が非常に優れているもの。	○:可(評価する、実施義務あり) △:否(評価しない、実施義務あり) -:否(評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める ×:否(提案と見なさない、不採用であり実施不可)
◎	75% 70%	11.2点 10.5点	11.2点 10.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性がより高いもの。	
○+	65% 60%	9.7点 9.0点	9.7点 9.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が高いもの。	
○	50% 40%	7.5点 6.0点	7.5点 6.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性があるもの。	
▲	30%	4.5点	4.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が小さいもの。	
△	0%	0点	0点	着目点及び提案の目的が適切でなく、当局標準施工に近い又は通常配慮すべき事項のもの。	
-	0%	0点	0点	着目点及び提案の目的が適切でなく、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が上記以外のもの。 オーバースペックに該当するもの。等	
×	0%	0点	0点	支障等があるため予め履行を求めないもの。等	

令和7年4月以降公告工事

◆評価基準及び通知方法の明瞭化による透明性の確保

【配点例:WTO対象工事、加算点60点(2テーマ×2提案(15点))の場合】

※技術提案(1つの提案)の評価を**今までの6段階から10段階に細分化して評価を行う。**

※各提案の満点に各評価の配点割合を乗じて点数を算出する(小数第2位を切り捨て)。

評価	配点(旧)	配点割合(新)	配点(新)	評価基準	通知
◎+	15.0点	100% 85%	15.0点 12.7点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 非常に優れているもの 。	○:可(評価する、実施義務あり)
◎	12.5点	75% 70%	11.2点 10.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が より高いもの 。	
○+	11.0点	65% 60%	9.7点 9.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 高いもの 。	
○	9.5点	50% 40%	7.5点 6.0点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が あるもの 。	
▲	7.5点	30%	4.5点	着目点及び提案の目的が適切で、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が 小さいもの 。	
△	0点	0%	0%	着目点及び提案の目的が適切でなく、当局標準施工に近い又は通常配慮すべき事項のもの。	△:否(評価しない、実施義務あり)
—	0点	0%	0%	着目点及び提案の目的が適切でなく、効果・有効性及び履行の具体性・確実性が上記以外のもの。オーバースペックに該当するもの。等	—:否(評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	0点	0%	0%	支障等があるため予め履行を求めないもの 等	×:否(提案と見なさない、不採用であり実施不可)

注)なお、技術提案が無い場合(全てが「×:否」と通知された場合を含む)で、標準案の施工計画の提出がない場合、競争参加資格を認めない。

加点をしている評価分類「◎+」~「▲」に対して、10段階に細分化して加算(提案毎の満点数に対して、配点割合を乗じて加算点を算出)

「評価」は「◎+」~「×」の8分類で表現(今までどおり)

施工能力評価型(Ⅰ型)[標準型]の評価方法

対象:平成29年4月以降公告工事

◆評価方法

- ・「施工計画と配慮事項」について求め、適切性を評価。
- ・不合格の場合、競争参加資格を認めない。

【評価基準】

施工計画	項目	評価	評価基準	通知内容
港湾工事共通仕様書「第1編1-1-5 施工計画書1.(6) 施工方法」に関する具体の手順、工法等の適切性	特記仕様書の「●●工」における施工計画と施工上配慮すべき事項	可	・おおむね適切に記載されている	○
		不可	<ul style="list-style-type: none"> ・支障等があるため実施が認められない場合 ・白紙又は未提出であった場合 ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 	× 不合格

※不合格の場合、競争参加資格を認めない。

対象: 令和5年4月以降公告工事

◆評価方法

- ・施工計画として「施工上配慮すべき事項と工程計画」について求め、総合的に評価を行う。
- ・施工上配慮すべき事項の提案全てが「実施不可」と評価される場合、工程計画において著しく不適切な記載がある場合、施工計画全体を不適切とし競争参加資格を認めない。
- ・**工程計画の提出を不要にする見直しを全件で実施（見直しにより施工計画の配点を変更）**

分類	評価項目	評価基準		配点	加算点合計	
施工計画	施工上配慮すべき事項	①●●工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。	(1)「①工事施工上の留意点」の評価は、工種、工事の規模、現場の状況を踏まえて総合的な評価を行う。	20点 (10点×2項目) ※1	20点 ※2
		②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を、解決又は克服するために必要となる対応策を記述する。	(2)「②留意点に対する対応」の評価は、留意点を解決又は克服するために必要となる対応策について①で記述した留意点との整合性や的確性を踏まえ評価する。 (3)(1)及び(2)を踏まえ総合的な評価を3段階で行う。		

「海上工事チャレンジ型」及び「陸上工事チャレンジ型」の試行の場合： ※1＝30点(15点×2項目)、※2＝30点

対象: 令和5年4月以降公告工事



◆評価方法

「施工上配慮すべき事項」に対して、工事施工上の留意点(重要性とその設定理由)および留意点に対する対応(整合性・的確性)について、その組み合わせに応じて総合的に評価を行い**3段階**で得点を付与する方式とする。

◆配点基準

	①工事施工上の留意点 重要性とその設定理由<二段階評価>	
②留意点に対する対応 (整合性・的確性) <三段階評価>	高い ◎	劣る △
	ある ○	劣る △
	—	—

凡例

	加点対象: 実施義務あり
	加点なし: 実施義務あり
—	加点なし: 実施義務なし

評価	内容
①工事施工上の留意点	・円滑かつ的確に実施するため、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた留意点の重要性。
②留意点に対する対応	・留意点を解決又は克服するために必要となる対応策の的確性及び留意点との整合性。

◆入札説明書の配点例(加算点20点の施工計画重視型の場合)

評価	配点	評価基準	通知
◎	10点	留意点の重要性及び対応策の的確性が高い	○: 可(加点評価する、実施義務あり) △: 否(加点評価しない、実施義務あり)
○	7点	留意点の重要性及び対応策の的確性がある	
△	0点	留意点の重要性は劣るが対応策の的確性がある	
—	0点	留意点の重要性及び対応策の的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。	—: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・支障等があるため予め履行を求めないもの ・不適切である ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 	×: 否(提案と見なさない、実施不可)

対象: 令和7年4月以降公告工事

施工計画に係る評価方法(施工能力評価型Ⅰ型【施工計画重視型】)【向上提案】

1. 工事の評価基準に新たな観点を加えた評価の取り組みを数件試行

・工事施工上の留意点に対して、これまでの観点に加え、施工の効率化やICTの活用等によって生産性、品質または安全性の向上に資する対応策の提案を求める工事に適用

2. 評価基準

評価基準	
①●●工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。
②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を解決又は克服するために必要な対応策について、 生産性を向上する *観点から記述するものとし、的確性及び留意点との整合性が高い提案を優位に評価する。

“留意点に対する対応”に求める方向性
 (ア)生産性の向上 (イ)品質の向上
 (ウ)安全性の向上 (エ)ICTの活用

凡例

■	加点対象: 実施義務あり
■	加点なし: 実施義務あり
-	加点なし: 実施義務なし

◆ 配点基準

②留意点に対する対応 整合性・的確性 △三段階評価	↑	高い ◎	劣る △
		ある 【標準】 ○	劣る △
	↓	-	-

← ①工事施工上の留意点
重要性とその設定理由
△二段階評価

評価	配点	評価基準	通知
◎	10点	留意点の重要性及び対応策の的確性が高い	○: 可(加点評価する、実施義務あり)
○	7点	留意点の重要性及び対応策の的確性がある	
△	0点	留意点の重要性は劣るが対応策の的確性がある	△: 否(加点評価しない、実施義務あり)
-	0点	留意点の重要性及び対応策の的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。	-: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	-	<ul style="list-style-type: none"> 支障等があるため予め履行を求めないもの 不適切である 法令違反に該当する場合 設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 	×: 否(提案と見なさない、実施不可)

対象：令和8年4月以降公告工事

- ◆ 技術提案評価型や施工計画重視型において、公表している「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式)」のうち監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の港湾空港関係において、過去に承諾願を提出し承諾されたものについては、承諾願及び承諾書を添付することで評価対象としてきた。
- ◆ 競争入札への参加機会の拡大を図るため、過去の承諾願および承諾書に限らず、**技術の履行に関する具体性および確実性を担保するものとして、申請者が過去に実施した工事に関して作成・提出し、かつ発注者が受理した施工計画書等の書類**についても、評価対象とすることで提出書類の緩和を図る。

(1) 緩和内容

オーバースペック等と判断される記述のうち、提出された技術が監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、“承諾願および承諾書”に加えて、“**技術の履行に関する具体性および確実性を担保する書類**”を提出することとし、これにより当該技術提案を評価対象とする。併せて、評価対象としない項目の明確化を図る。

(2) 対象工事

技術提案評価型および施工計画重視型

(3) 「技術の履行に関する具体性および確実性」を担保するための書類

地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の港湾空港関係が発注した工事における次の(ア)～(エ)に掲げるいずれかの書類で、入札参加者による**当該技術の施工実績**を確認できるもの

- (ア) 工事関係書類(指示書、承諾書等)
- (イ) 施工計画書(最終版)
- (ウ) 設計図書(特記仕様書、図面)(最終版)
- (エ) 履行報告書(最終版)

なお、入札参加者から上記書類の提出が確認できない場合、問い合わせを行う場合がある。

(4) 評価対象としない項目の追加

- ・ オーバースペック等と判断される記述がある場合
- ・ 技術提案の履行可能性の判断が出来ない場合
- ・ 設計図書で示す協議事項に該当するもの
- ・ 提案を履行することで第三者や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ・ 他機関等との協議・調整が必要となる場合
- ・ 関係法令に違反又は関連基準との不整合が生じる場合
- ・ 現場条件に適合しないと判断される場合

※赤字は新たな取り組みに該当する箇所

7. 施工体制の確認

施工体制確認型 評価項目と評価点

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
施工体制 (施工体制評価点)	品質確保の 実効性	品質確保に対する懸念 について、ヒアリング、 資料等により、その実 効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分 確保され、入札説明書等に記載された要求要件 をより確実に実現できると認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね 確保され、入札説明書等に記載された要求要件 を確実に実現できると認められる場合	5	
			その他	0	
	施工体制確 保の确实性	施工体制確保に対する 懸念について、ヒアリン グ、資料等により、その 确实性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要 な人員及び材料が確保されていることなどにより、 適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等 に記載された要求要件をより確実に実現できると 認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要 な人員及び材料が確保されていることなどにより、 適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等 に記載された要求要件を確実に実現できると認め られる場合	5	
			その他	0	
施工体制の評価 (施工体制評価点)		30点満点			

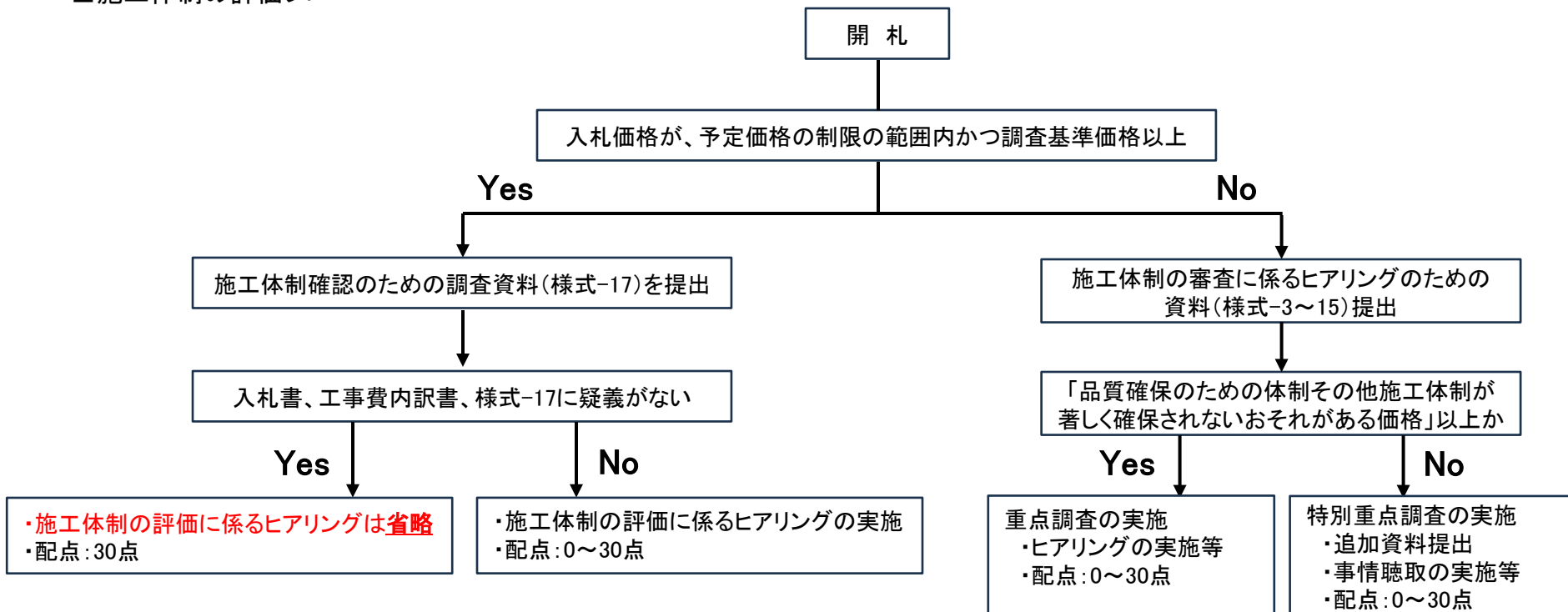
※施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事：予定価格が1千万円を超えるもの(=低入札価格調査対象)

施工体制の評価方法の変更

対象: 令和8年4月以降公告工事

- ◆ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「**施工体制確認型総合評価落札方式**」において、入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ調査基準価格以上で入札した全ての者について、**施工体制確認のための調査資料(様式-17)の提出を求め、電話により施工体制の評価に係るヒアリングを実施してきた。**
- ◆ 入札手続きの迅速化、受発注者双方における負担軽減を図るため、**予定価格の制限の範囲内かつ調査基準価格以上**にあって、**入札書、工事費内訳書、施工体制確認のための調査資料(様式-17)に疑義がないと判断される場合に限り、施工体制の評価に係るヒアリングを省略し、施工体制評価点(30点)を付与**できることとする。

■ 施工体制の評価フロー



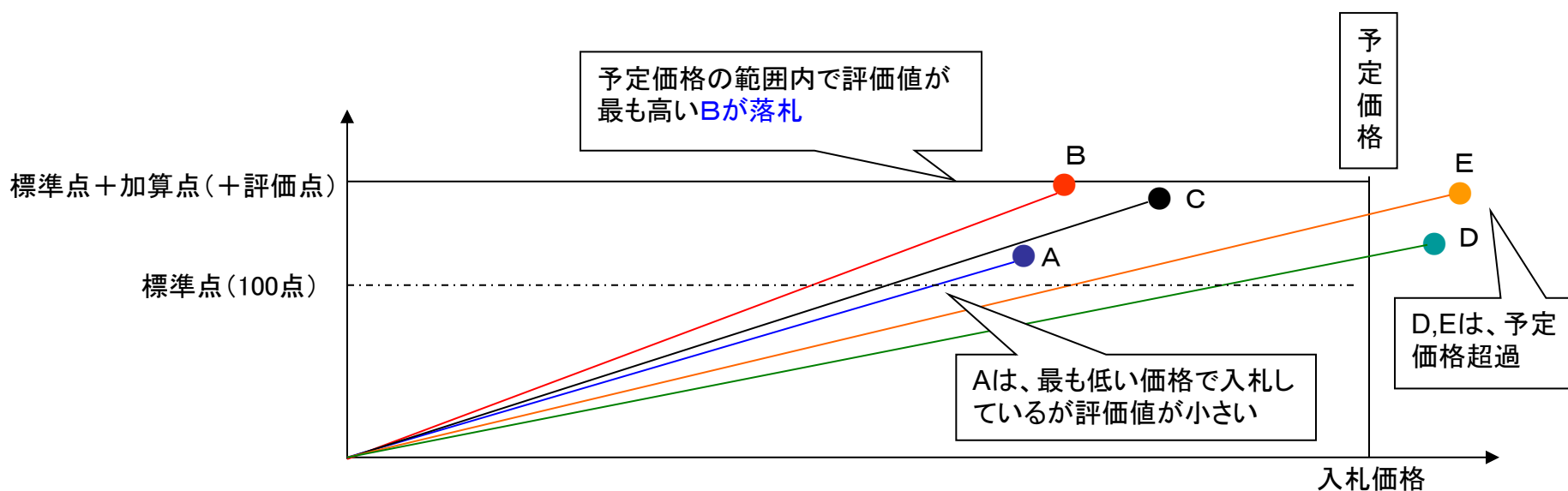
落札者の決定方法

1. 総合評価方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高いものを落札者とする。
2. 技術評価点は、標準点(100点)に技術提案の加算点を加えたものとする。
(施工体制確認型の場合は、更に施工体制評価点を加えるものとする。ただし、施工体制の審査の結果、施工体制が十分確保されると認められない場合は、技術提案の評価に係る加算点は、施工体制評価における満点に対する割合を乗じて算出する。)
3. 加算点は技術提案、施工計画、企業の施工能力等を評価して決定する。

[除算方式]

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点(} + \text{施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$



8. 履行確認

履行確認とペナルティ

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型Ⅰ型(施工計画重視型)における施工計画については、技術提案(施工計画)内容を契約書へ添付するとともに、特記仕様書に施工計画の記載を明記することとしている。このことにより、確実な履行確認及び検査が可能となり技術提案(施工計画)の適正な評価につながる事となる。

なお、受注者の責により、技術提案(施工計画)内容を履行できない場合は、相応のペナルティを課すものとし、請負工事成績評定において、技術提案(施工計画)の項目数に対する達成率により**最大10点の減点措置**を行うとともに、以下の算定式により**違約金を徴収**する。

ただし、技術提案評価型及び施工能力評価型Ⅰ型(施工計画重視型)において、評価結果の通知の際に「履行義務有り」とした技術提案(施工計画)のみを対象とする。

1. 総合評価方式における技術提案に係る減点措置の考え方

○技術提案評価型(A型、S型(WTO)、SⅠ型、SⅡ型)、施工能力評価型Ⅰ型(施工計画重視型)の場合

技術提案(施工計画)に係る項目

提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%未満の場合	工事成績評定を10点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%以上、80%未満の場合	工事成績評定を 5点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が80%以上、100%未満の場合	工事成績評定を 3点減点

○技術提案評価型、施工能力評価型の場合

企業の能力等に関する提案

不履行となった評価項目毎の加点割合が50%を超える場合	工事成績評定を 5点減点
不履行となった評価項目毎の加点割合が50%以下の場合	工事成績評定を 3点減点

2. 総合評価方式における技術提案に係る違約金徴収の考え方

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型(施工計画重視型)における施工計画が履行できなかった場合は、上記「請負工事成績評定」の減点に加え、以下の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。(施工能力評価型Ⅰ型(標準型)、Ⅱ型の場合は違約金の徴収はない。(平成27年9月以降))

$$\text{違約金} = \text{当初請負代金額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初契約時の評価点})$$

注1) 施工後の評価点 = 当初契約時の評価点 - 不履行となった提案評価項目に対して付与された加算点

注2) 当初契約時の評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式

<概要版>

令和8年4月

9. 契約方式

発注方式別の配点割合

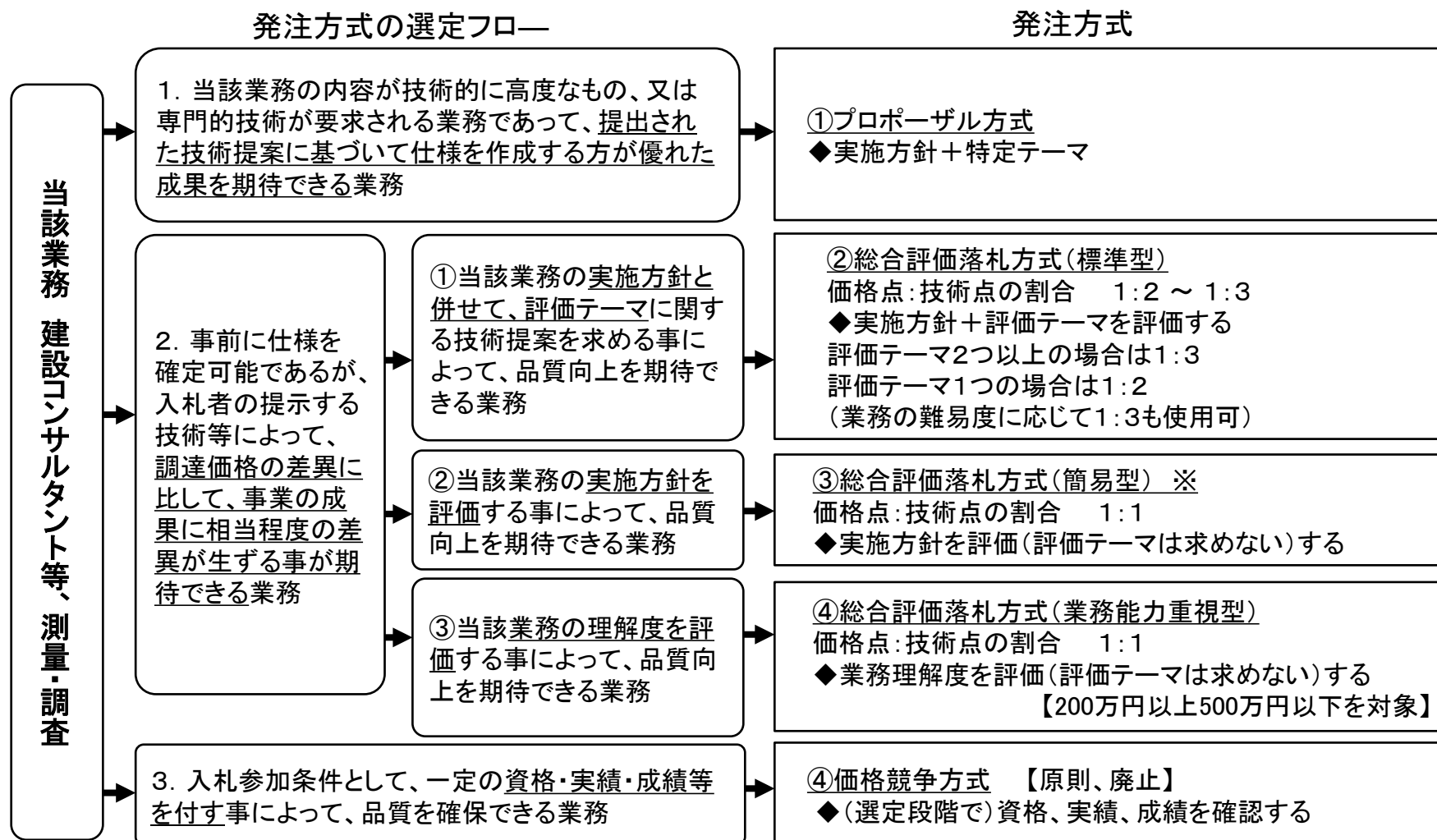
近畿地方整備局(港湾空港関係)

平成29年4月以降改訂
令和8年4月以降一部改訂

発注方式		特定・入札段階の配点イメージ			
プロポーザル方式		25%		75%	
		技術者の資格・実績等 5~10%	技術者の成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%
総合評価落札方式	標準型	(標準型 1 : 3)			
		1		3	
		価格点	技術者の資格・実績等 5~10%	技術者の成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%
	標準型	(標準型 1 : 2)			
		1		2	
		価格点	技術者の資格・実績等 7.5~15%	技術者の成績・表彰 18~25.5%	実施方針 15~30%
	標準型(チャレンジ型)	(標準型(チャレンジ型) 1 : 2)			
		1		2	
		価格点	技術者の資格・地域精通度 または 技術者の資格・成績 19.6~20.1%	実施方針 (履行上の留意点含む) 30.2~30.4%	評価テーマ 49.6~50.0%
簡易型	(簡易型 1 : 1)				
	1		1		
	価格点	技術者の資格・実績等 12.5~25%	技術者の成績・表彰 25~37.5%	実施方針 50%	
簡易型(チャレンジ型)	(簡易型(チャレンジ型) 1 : 1)				
	1		1		
	価格点	技術者の資格・地域精通度 または 技術者の資格・成績 20.0%	実施方針(履行上の留意点含む) 80.0%		
業務能力重視型	(業務能力重視型 1 : 1)				
	1		1		
	価格点	業務理解度			
業務能力重視型(チャレンジ型)	(業務能力重視型(チャレンジ型) 1 : 1)				
	1		1		
	価格点	業務理解度(履行上の留意点含む)			

発注方式の選定 考え方

建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、以下の選定フローに基づき発注を行う。



※500万円以下であっても、総合評価落札方式(簡易型)を選定しても良い。

対象:原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、環境系調査において、水質と底質調査の複数種類を一件で契約し規模に応じて(簡易型1:1)で発注していた案件があった。今後、複数種類の業務の場合、計画・準備、調査実施、取りまとめ等を多面的に行うことで一層の品質向上を目指すために、発注段階で「実施方針と評価テーマに関する技術提案」を求める総合評価落札方式(標準型1:2)へ移行する。

■実施対象

公募を行う総合評価落札方式(標準型1:2)
水質調査、底質調査、底生生物調査等複数の内容の業務を組み合わせる場合。
業務規模が500万円以下の業務能力重視型は対象としない。

【現 行】

総合評価落札方式(簡易型1:1)
実施方針を評価(評価テーマに対する提案は求めない)



【見直し】

総合評価落札方式(標準型1:2)
実施方針、評価テーマに関する技術提案を評価

※ただし、別途採取した水質・底質の分析のみを行う場合など業務が簡易な場合は、簡易型(1:1)を適応可能とする。

発注方式別の具体的な実施手順(プロポーザル方式)

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

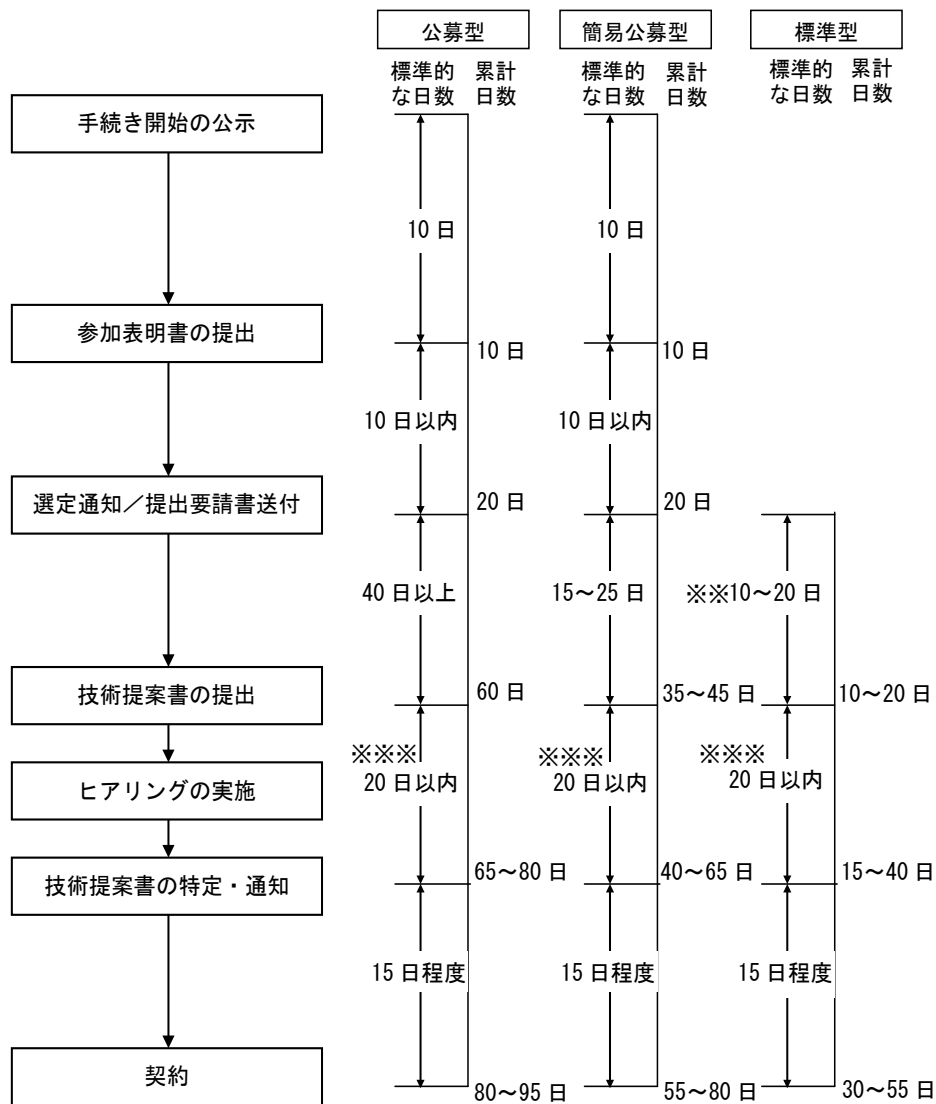


図1 プロポーザル方式の実施手順

※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。
 ※※適宜短縮可能。
 ※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(標準型))

(2) 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

総合評価落札方式(標準型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。
日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。

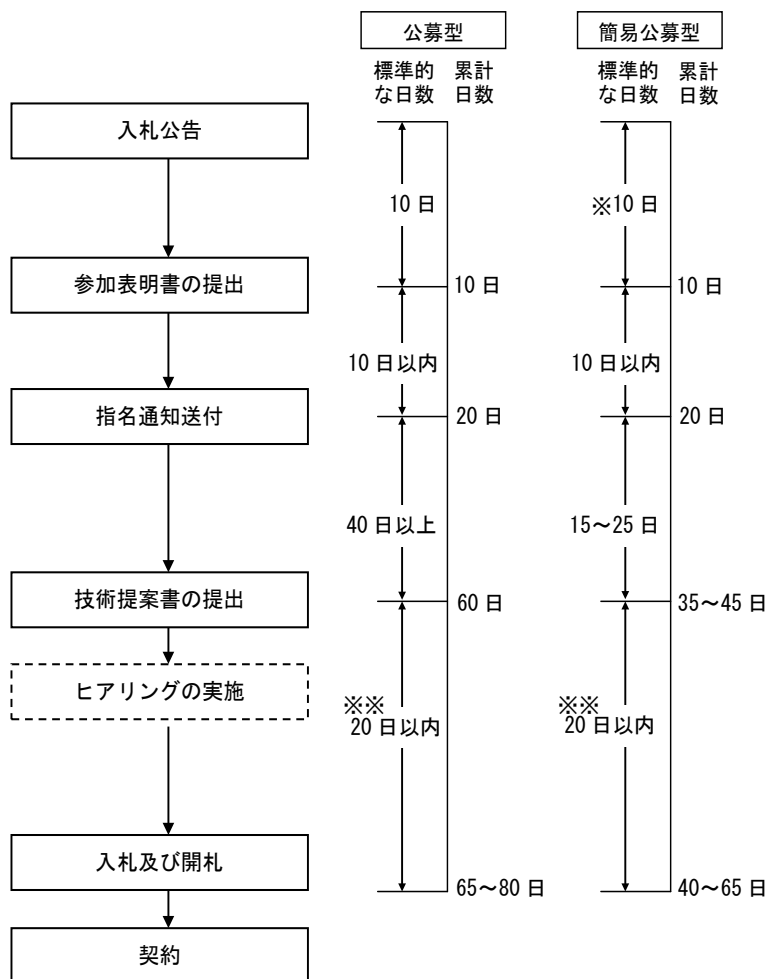


図2 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

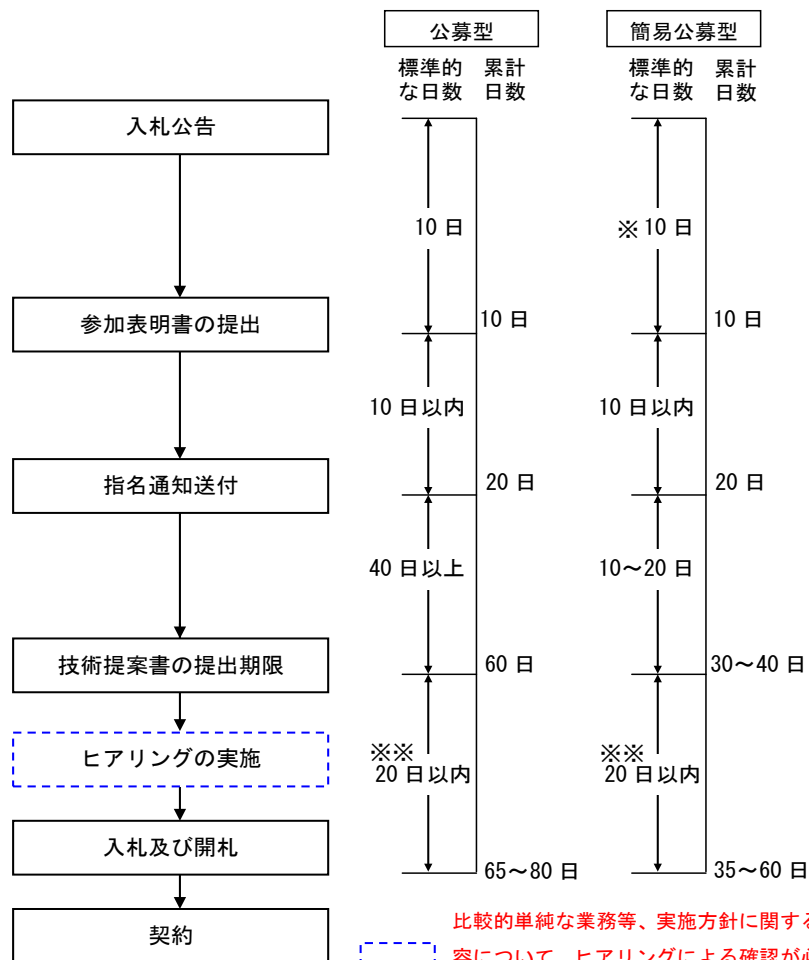
※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(簡易型))

(3) 総合評価落札方式(簡易型)の実施手順

総合評価落札方式(簡易型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



比較的単純な業務等、実施方針に関する技術提案の内容について、ヒアリングによる確認が必要ないと判断される業務で試行的にヒアリングの省略を行う。

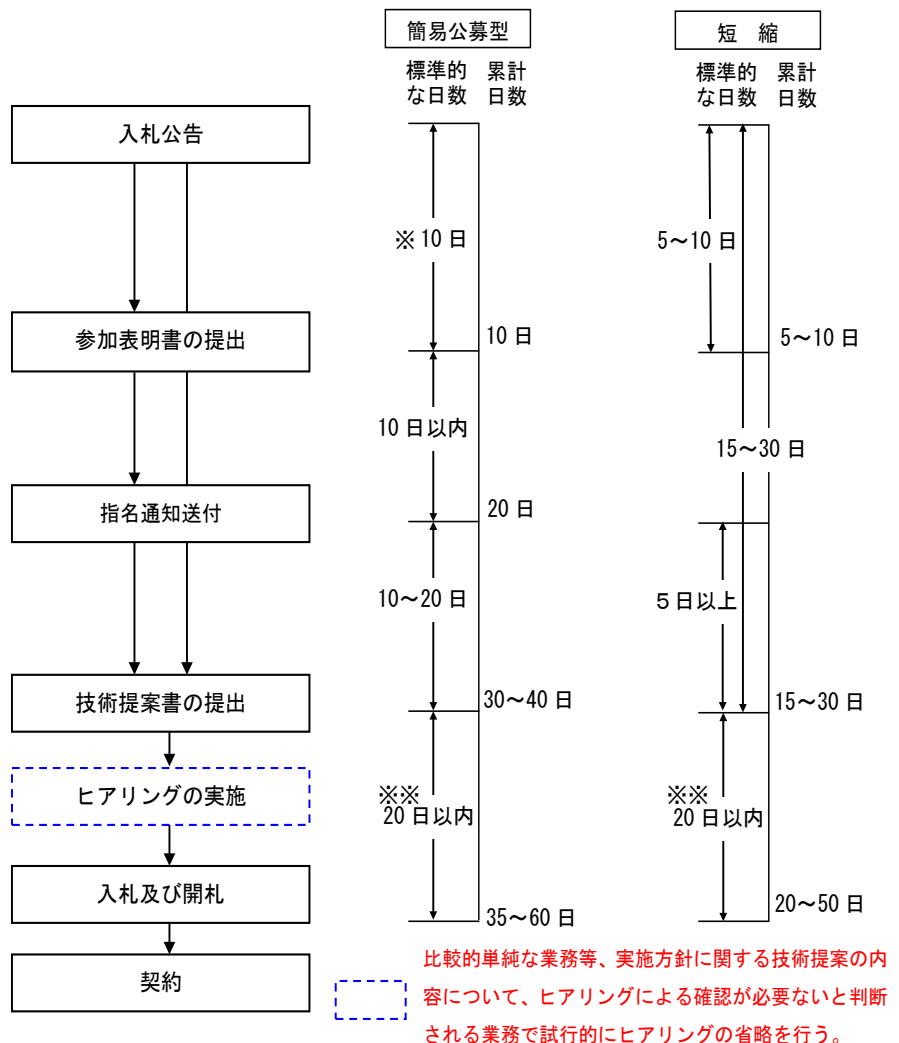
※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図3 総合評価落札方式(簡易型)の実施手順

発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(簡易型))

さらに、総合評価方式(簡易型)では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図3' 総合評価落札方式(簡易型)の実施における手続き期間の短縮

発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(業務能力重視型))

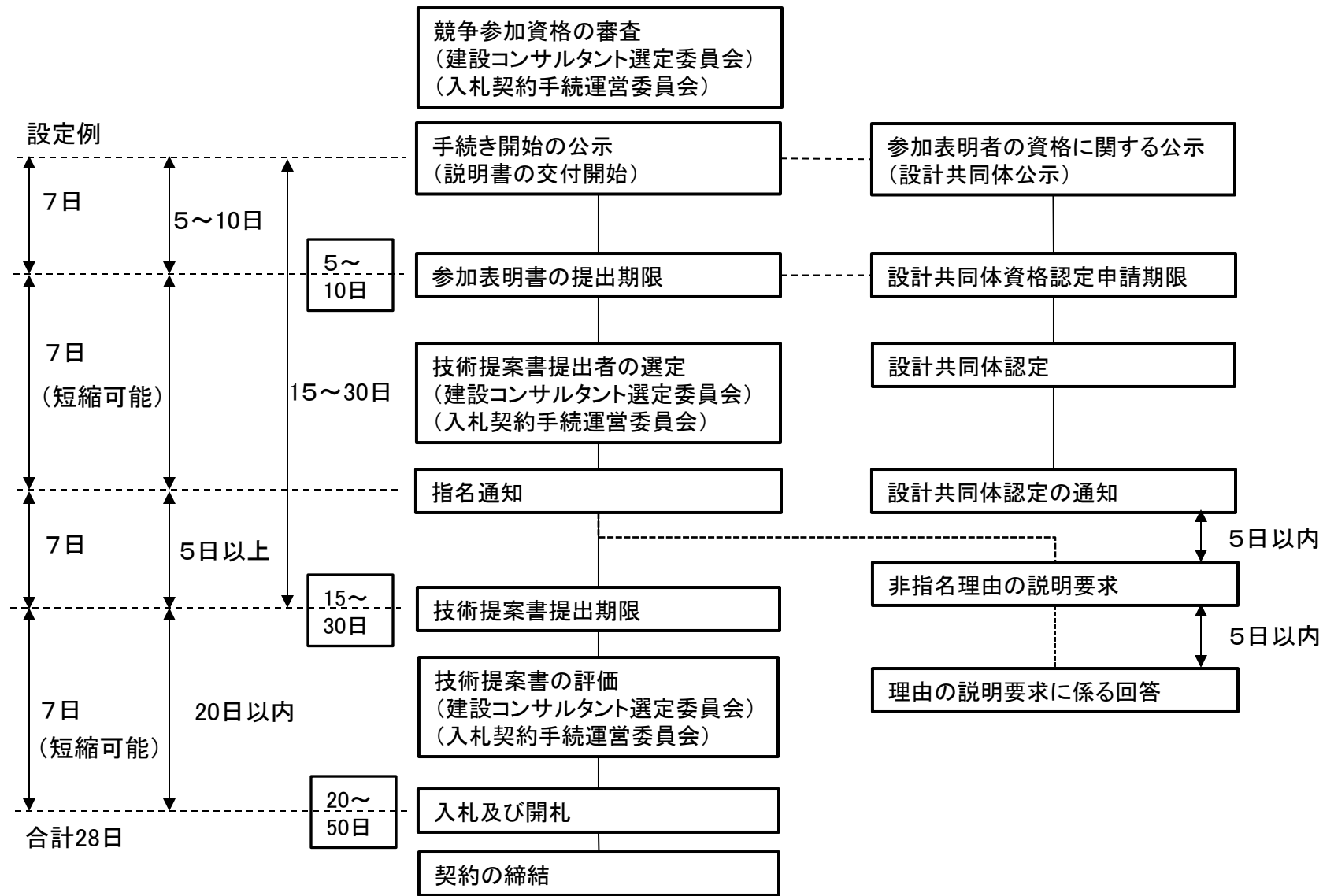


図4 総合評価落札方式(業務能力重視型)の実施手順

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

対象: 令和7年10月1日以降公告業務
令和8年4月以降一部改正

業務: 技術提案、施工計画の評価段階における配点内訳(WLB適応(外数))

評価項目		技術点				
		プロポ	標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	70点	84点	72点	—
	技術提案 (評価テーマ)	200点	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	—	60点
小計		360点	360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業 に対する加点		0点	11点	9点	5点	2点
WLB推進企業に対する加点		2点	2点	2点	1点	1点
合計		362点	381点	318点	153点	65点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置およびWLB推進に対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ前頁の配点割合で準用するものとする。

【目的】

- 業務(測量・調査及び設計等)の総合評価落札方式において、担い手確保や地域企業の活躍機会、若手や女性の活躍機会の確保

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して試行。

- 比較的難易度の低い総合評価落札方式(簡易型および業務能力重視型)の業務を対象。令和8年度公告から総合評価落札方式(標準型(1:2))も対象とする。
- 企業の実績要件は現行のとおり必須。配置予定技術者の実績要件は求めない。ただし標準型は企業要件と同等
- 技術提案書の実施方針において、履行を行う上での留意点が妥当である場合について優位に評価。
- 企業の実績要件は現行の「過去10年間+公示日まで」から「過去15年間+公示日まで」に緩和。
- 分任官発注のうち、過年度に入札参加者数が少数(3者以下)であった案件を対象に数件/年程度を試行。
- 防波堤や岸壁における詳細設計・実施設計(簡易型および業務能力重視型)は、原則チャレンジ型を適用。

■チャレンジ型適用業務の指名段階における要件緩和

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型		
					業務能力重視型	簡易型	標準型1:2
企業の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	有資格者名簿への登録	適/否	適/否	適/否
		成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去○年間(公示日まで)に完了した同種又は類似業務の実績の内容	適/否(10年)	適/否(15年)
	過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※			適/否	適/否	適/否	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の技術者資格	適/否	適/否	適/否
		成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間(公示日まで)に完了した同種又は類似業務の実績の内容	適/否	-
	過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※			適/否	適/否	適/否	

「標準型1:2」にも適用

企業の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和

技術者の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和

※「標準型1:2」については、業務の難易度を鑑みて、配置予定技術者要件にも同種要件(過去15年)を求める。

■チャレンジ型適用業務の技術提案書評価段階における要件緩和 (赤字が令和8年4月公告からの変更事項)

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(標準型1:2))

評価項目	評価の着目点			標準	チャレンジ型		
					測量・調査	建設コンサルタント等	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	8点	28点	36点
		専門技術力	業務試行技術力	同種又は類似業務の実績	8点	—	—
		情報収集力	地域精通度	当該地域の業務の実績	8点	28点	—
	成績・表彰	専門技術力	業務試行技術力	過去3ヶ年業務成績の平均値	36点	—	18点
				過去3ヶ年技術者表彰等	18点	—	—
	実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			42点	42点	42点
実施手順			21点	21点	21点		
工程計画			21点	21点	21点		
評価テーマ	的確性			82点	82点	82点	
	実現性			56点	56点	56点	
合計				300点	278点	276点	

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(簡易型))

評価項目	評価の着目点			標準	チャレンジ型		
					測量・調査	建設コンサルタント等	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	12点	9点	12点
		専門技術力	業務試行技術力	同種又は類似業務の実績	12点	—	—
		情報収集力	地域精通度	当該地域の業務の実績	12点	9点	—
	成績・表彰	専門技術力	業務試行技術力	過去3ヶ年業務成績の平均値	24点	—	6点
				過去3ヶ年技術者表彰等	12点	—	—
	実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			38点	38点	38点
実施手順			17点	17点	17点		
工程計画			17点	17点	17点		
合計				144点	90点	90点	

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(業務能力重視型))

評価項目	評価の着目点		標準	チャレンジ型
業務の理解度	実施上の留意点	履行上の留意点	30点	27点
		3点		
	実施手順		30点	30点
合計			60点	60点

【令和8年度からの更新箇所】

- ・標準型(1:2)を追加
- ・簡易型(1:1)の配点変更
- ・測量・調査と建設コンサルタント等の配点を区分。
- ・業務能力重視型は現行通り

※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する。
(全てのチャレンジ型に適用、個別配点があるのは業務能力重視型のみ)。

【目的】

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者(公告年度の4月1日時点で満40歳未満)が監理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

【実施概要】

技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

【対象案件】

原則、全発注業務案件

■評価の考え方

若手技術者+技術指導者

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する

	評価等の項目	若手管理技術者	技術指導者	備考
競争参加要件	資格	○	○	
	業務実績		○	
総合評価での加点	業務実績		○	
	資格	○		資格は実績ではない
	地域精通度		○	
	成績		○	
	表彰		○	

注1) 技術指導者を配置する場合は、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。

- ① 配置予定技術者の求める資格を有すること。
- ② 定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。(1回/週程度)
- ③ 発注者を行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

注2) 技術指導者を含む複数の者が指導することを妨げない。

注3) 技術指導者は、若手技術者より若くても要件を満足すれば配置可能。

地域貢献度評価の導入【指名段階：絞り込みを行う場合】

【目的】

●企業の災害対応に関する取り組み姿勢について、地域への貢献度を高く評価。

【導入内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して導入する。

●総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）の業務を対象。

●契約手続きにおける競争性をより一層確保する観点から、原則、参加資格要件を満たす企業すべてを指名しているところであるが、**過去の実績等から多数(10者以上)の参加者が見込まれる場合に、指名段階において災害協定の評価を含めた参加表明者及び配置予定管理技術者の技術的能力の評価を行い、配点の高い者から10者を指名する。**

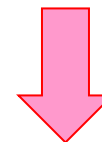
平成29年4月以降改正
平成31年4月以降一部改正

■指名段階評価基準 総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）

評価項目		判断基準	前回		現行					
			評価点	配点	評価点	配点				
企業の経験及び能力	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	①あり 2点 ②上記以外 0点	2点	2点 0点	2点				
		成果の確実性	過去10年間(十公示日)までの同種又は類似業務等の実績		①同種業務の実績あり 13点 ②類似業務の実績あり 6.5点 ③上記以外 指名しない		13点	11点 5.5点 指名しない	11点	
			地域貢献度		参加表明書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結に基づく活動実績等の有無			①近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の実績)がある。 — ②近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結あり — ③上記以外 —		—
	成果の確実性			過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値	①～⑦直轄(港湾空港関係)実績 25点～0点 ⑧直轄(港湾空港関係)実績60点未満 指名しない	25点		25点～0点 指名しない		
		事故又は不誠実な行為		過去3ヶ年の業務表彰の有無	①局長表彰の実績あり 10点 ②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり 5点 ③実績なし 0点		10点	10点 5点 0点	10点	
			小計	①指名停止期間中の場合 指名しない ②～⑤(記載省略) ▲8点～▲3点	—			指名しない ▲8点～▲3点		—
	小計		50点	50点						
	配置予定技術者の経験及び能力	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	①あり 数値化しない ②上記以外 指名しない		—	数値化しない 指名しない	—		
			業務執行技術力	過去10年間(十公示日)までの同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績あり 15点 ②類似業務の実績あり 7.5点 ③上記以外 指名しない		15点		15点 7.5点 指名しない	15点
				小計	過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値				①～⑦直轄(港湾空港関係)実績 25点～0点 ⑧直轄(港湾空港関係)実績60点未満 指名しない	
小計		過去3ヶ年の業務表彰の有無			①局長表彰の実績あり 10点 ②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり 5点 ③実績なし 0点	10点		10点 5点 0点	10点	
		小計	①局長表彰の実績あり 10点 ②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり 5点 ③実績なし 0点		10点		10点 5点 0点	10点		
		小計	50点	50点						
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	(記載省略)	数値化しない		—	数値化しない		—	
合計					100点		100点			

■評価対象(H29. 4)

・公共事業を実施する行政機関(国、地方公共団体)との災害協定の締結を対象とする。
・災害協定の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。



■評価対象(H31. 4)

・近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結及びそれに基づく活動実績を対象とする。
・災害協定の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。

出産等が不利にならない技術者評価

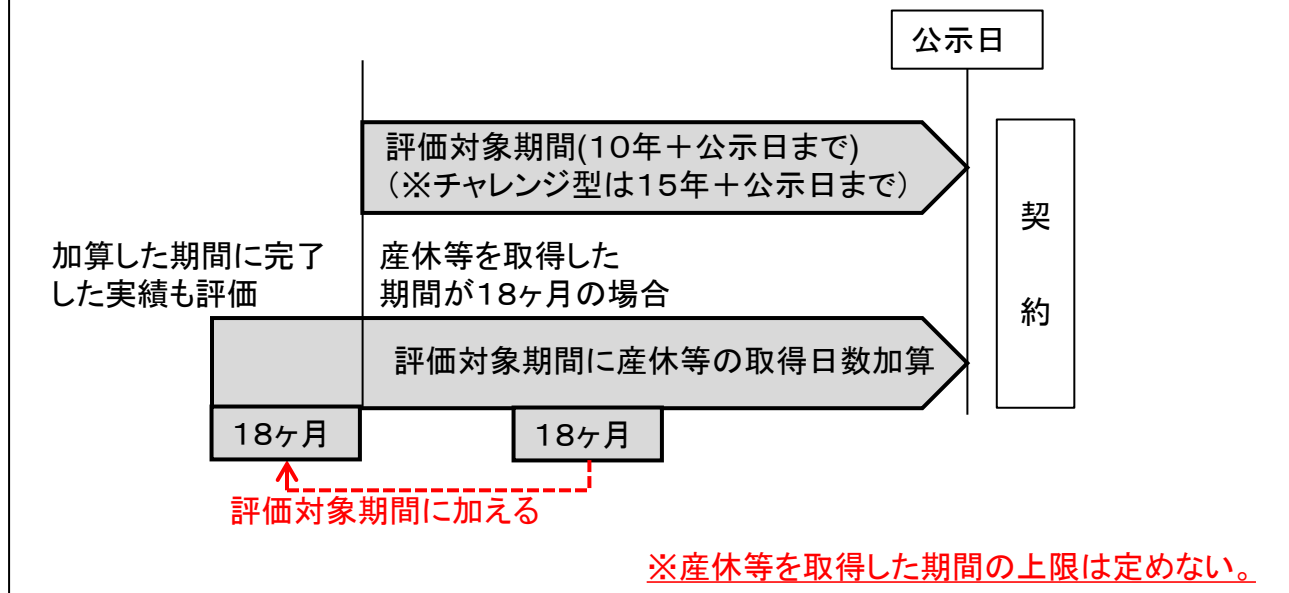
【目的】

- 担い手確保やワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みの一つとして、出産・育児・介護休業(以下、「産休等」という。)が不利にならない技術者評価を行う。

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務において試行。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型、チャレンジ型)の業務を対象。
- 配置予定技術者に求める実績(同種又は類似業務の実績、地域精通度)の評価対象期間に、産休等の取得期間相当分を加算。

【イメージ】産休等の取得期間に相当する期間を評価対象期間に加える措置



10. 要件設定、総合評価関連

(発注者支援業務は対象外)

- ①業務能力評価型を除く全ての業務について、技術提案評価段階における技術者資格の評価を行う。
- ②測量・調査業務及び設計業務について、専門性の高い資格を評価する試行をプロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型)において実施する。

試行A 測量・調査業務(専門資格評価)

試行B 設計業務(複数資格評価)

改正

・競争参加要件として設定した場合の技術者資格の評価をAに見直し

・技術士等の資格にプラスして、当該業務に特化した資格を保有する場合に加点評価(A複)

現行

技術者資格の評価を行う
(業務能力評価型を除く全ての業務)

試行A
専門資格の
評価

試行B
国土交通省
専門性の高い資格の
複数資格評価

継続

改正

令和4年4月以降公告

技術者資格の評価を行う
(業務能力評価型を除く全ての業務)

試行(A複)
国土交通省登録資格のうち
専門性の高い資格の複数資格評価

■配置予定技術者資格の評価の見直し

(発注者支援業務は対象外)

➤国土交通省登録技術者資格のうち、成果品の品質の確保・向上が期待できる業務に特化した資格について、評価順位の見直しを行う。

1. 競争参加要件として設定した技術者資格の評価の見直し

【見直し】

【現行】

A 評価	技術士、博士
B 評価	国土交通省登録技術者資格※
C 評価	上記以外



A 評価	技術士、博士 国土交通省登録技術者資格※（該当業務に特化した以下の資格） <ul style="list-style-type: none"> ・港湾海洋調査士 ・水路測量技術 ・海洋・港湾構造物維持管理士 ・海洋・港湾構造物設計士
B 評価	国土交通省登録技術者資格※ （当該業務に特化した資格を除く）
C 評価	上記以外

※国土交通省登録技術者資格のうち、「資格が対象とする区分」に適合し、有効と判断できる資格のみ。

2. 技術士等の資格にプラスして当該業務に特化した資格を保有する場合に加点評価

(留意点)ただし、「国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格」を複数保有していても、重複して加点措置は行わない。

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

■業務における評価項目のうち、「実施方針等」の配点を見直し

➤ 「その他」として「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」についての提案を求めて評価してきたが「業務理解度」といった項目に比べてより小さな配点となっていたため配点の割合を見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

評価のウェイト	配点	評価の着目点		A評価		B評価		C評価		
		評価テーマ1: 国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点	評価テーマ2: 必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点	(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点	
19.4% (12.5~25%)	70	28 18 18 6	業務理解度 実施方針・実施手順 工程計画 その他	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	28	概ね理解	16.8	理解度が低い	0
				業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	6	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	3.6	左記以外(提案がない)	0



例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

評価のウェイト	配点	評価の着目点		A評価		B評価		C評価		
		評価テーマ1: 国際物流を取り巻く環境変化を把握する上での留意点	評価テーマ2: 必要な港湾物流機能等の検討を行う上での留意点	(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点	
19.4% (12.5~25%)	70	24 18 18 10	業務理解度 実施方針・実施手順 工程計画 その他	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	24	概ね理解	14.4	理解度が低い	0
				業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	10	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	6.0	左記以外(提案がない)	0

※総合評価(1:2)、(1:1)、業務能力重視型においては、原則「その他」の項目を設定しないものとする。

対象: 令和7年4月1日以降公告の業務

■業務における評価項目のうち、「評価テーマに対する技術提案」の配点を見直し

➤「評価テーマ間の整合性」として評価テーマが2つ以上ある場合に原則設定していた項目であるが、評価テーマ間において関連性のある設定が困難であることから、原則設定しない項目とするよう見直す。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	24	概ね整合(整合性がある)	14.4	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
			評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
					着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
				実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
					提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0
			評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	25	概ね整合(整合性がある)	15	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
					着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	25	有効性がある(整理されている)	15	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
				実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	19	普通(説得力がある)	11.4	説得力がない(説得力が不十分)	0
					提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	19	記載されている	11.4	記載されていない	0

例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

55.6% (50~62.5%)	200	評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	整合性が高い(整合性が十分ある)	0	概ね整合(整合性がある)	0	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
			評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	28	概ね整合(整合性がある)	16.8	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
					着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
				実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	22	普通(説得力がある)	13.2	説得力がない(説得力が不十分)	0
					提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0
			評価テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が高い(整合性が十分ある)	28	概ね整合(整合性がある)	16.8	一部不整合な部分がある(整合性が不十分)	0
					着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	有効性が高い(適切かつ論理的に整理されている)	28	有効性がある(整理されている)	16.8	有効性が一部不十分な部分がある(整理が不十分)	0
				実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	説得力がある(説得力が十分ある)	22	普通(説得力がある)	13.2	説得力がない(説得力が不十分)	0
					提案内容を裏付ける類似実績などが記載されている場合に優位に評価する	具体的に記載されている	22	記載されている	13.2	記載されていない	0

業務成績評定対象の拡大

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

これまでの参加企業、技術者の業務成績評定の対象であった地方整備局、沖縄総合事務局に、業務成績評定基準が港湾系と統一された**国土技術政策総合研究所**による成績評定を対象に加える。

■実施対象

公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）

【現行】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務（港湾空港関係）実績で業務成績評定点（業務評定点）が60点以上	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務（港湾空港関係）実績で業務成績評定点（業務評定点）が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務（港湾空港関係）のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点（技術者評定点）。

【見直し】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局、沖縄総合事務局 及び国土技術政策総合研究所 が発注した業務（港湾空港関係）実績で業務成績評定点（業務評定点）が60点以上	地方整備局、沖縄総合事務局 及び国土技術政策総合研究所 が発注した業務（港湾空港関係）実績で業務成績評定点（業務評定点）が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局、沖縄総合事務局 及び国土技術政策総合研究所 が発注した業務（港湾空港関係）のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点（技術者評定点）。

建設コンサルタント等業務において、品質向上に資する表彰実績の効果を明確にするため、H27.9.1より表彰実績の評価について4区分に大別した。**【加点評価方法については、次頁参照】**

表彰実績区分の選別基準

- ・1業務あたり1区分とし以下の区分判断基準で仕分けを行うこととする。
- ・複数の区分にまたがり業務を行っているものについては主たる業務又は業務目的より判断する。

【選別の手順】

手順1. 競争参加資格が建設コンサルタント等業務については①～③、測量・調査業務については④

手順2. 発注者支援業務(管内技術審査補助、施工状況確認等補助、監督補助)については②

手順3. 設計関係業務(予備・基本・細部・実施設計、施工検討※1、構造検討調査・解析、耐震性能検証、技術検討※2、技術開発※2又は維持補修・長寿命化検討業務※2)については③

※1施工検討については、施工検討のみを行っている場合は①、設計を含む場合は③とする。

※2技術検討、技術開発、維持補修・長寿命化検討業務については、「構造検討」を行ったものに限る。

手順4. 手順2.3.に該当しない業務については①

表彰実績区分の選別基準表

区分		区分選別基準
①	建設コンサルタント等 (港湾計画調査関係業務)	②～③以外の建設コンサルタント等業務
②	建設コンサルタント等 (発注者支援関係業務)	管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務に限る。
③	建設コンサルタント等 (設計関係業務)	予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、施工検討、構造検討調査・解析、耐震性能検証、技術検討・技術開発又は維持補修・長寿命化検討業務の業務に限る。 ※上記業務内容に設計に関する業務内容が含まれない場合は区分①とする。
④	測量・調査	競争参加資格が測量・調査業務に限る。

(参考)

・H26d以前については設定の上別途通知。H27dにおけるH27.9.1以前の業務及び総合評価落札方式(業務能力重視型)については表彰段階で選別する。
 ・H27.9.1以降発注のPFI方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型)については公示段階で選別する(表彰実績の評価区分と同じとする) **128**一

他地方整備局での表彰実績を加点対象へ(1/2)

対象:原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、表彰実績の加点対象は、近畿地方整備局(港湾空港関係)による表彰だけであったが、他地方整備局等による表彰実績も加点対象とすることで、表彰対象となる配置予定技術者の意欲向上と業務成果の品質向上を図る。

■実施対象 公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型、簡易型)。業務規模が500万円以下の業務能力重視型は対象としない。

入札説明書事例

【現行】配置予定技術者

【見直し】配置予定技術者

特定段階の評価基準

近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに完了した業務のうち、〇〇〇における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。
(照査技術者の業務経験は認めない)

- ① 局長表彰の実績がある 18点
 - ② 港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある 9点
 - ③ 上記以外 0点
- ※配点は、プロポ、標準型1:3の場合

【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)、建設コンサルタント等(設計関係業務)、測量・調査のいずれかを記載する】

地方整備局又は沖縄総合事務局が発注の令和〇年度から令和〇年度までに完了した業務(港湾空港関係)のうち、□□□における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の有無により下記の順位で評価する。

なお、近畿地方整備局の表彰については、表彰実績区分が〇〇〇の場合優位に評価する。
国土技術政策総合研究所が発注の令和〇年度から令和〇年度までに完了した建設コンサルタント等の業務(港湾空港関係)のうち、建設コンサルタント等における優良業務又は優秀技術者表彰の有無により評価する。
(照査技術者の業務経験は認めない)※配点は、プロポ、標準型1:3の場合

- ① 近畿地方整備局長表彰の実績がある 18点
- ② 近畿地方整備局港湾空港部長表彰又は管内事務所長表彰の実績がある 9点
- ③ 近畿地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰又は国総研所長表彰の実績がある。近畿地方整備局の表彰実績区分が〇〇〇以外。 6点
- ④ 上記以外 0点

【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)又は建設コンサルタント等(設計関係業務)のいずれかを記載する。
□□□には、建設コンサルタント等又は測量・調査のいずれかを記載すること。測量・調査の場合は「なお、近畿・・・に評価する。」③の「近畿・・・以外。」を削除】

* 表彰は、技術者に対して行っており、企業は加点対象としない。
* 表彰は、参加要件確認時の確認事項の対象外。(競争参加資格に影響しない)

他地方整備局での表彰実績を加点対象へ(2/2)

令和2年4月改正
令和8年4月一部改正

現行		見直し		
補足説明	表彰実績区分合致		表彰実績区分合致	表彰実績区分が異なる
①局長表彰の実績がある	18点	①(近畿の)局長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	18点	-
②港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある	9点	②(近畿の)港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	9点	-
-	-	③近畿地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰又は国総研所長表彰の実績がある(業務区分は合うが表彰実績区分が合わないため※)	-	6点
-	-	近畿地方整備局の表彰であっても表彰実績区分が異なる場合(業務区分は合うが表彰実績区分が合わない場合)	-	6点
③上記以外	0点	④上記以外(表彰がない場合)	0点	-

※配点は、プロポ、標準型1:3の場合
※R2.3時点で、近畿と近畿以外の表彰実績区分は異なっている

業務区分

表彰実績区分

業務区分	表彰実績区分	区分選別基準
建設コンサルタント等	① 建設コンサルタント等 (港湾計画調査関係業務)	②～③以外の建設コンサルタント等業務
	② 建設コンサルタント等 (発注者支援関係業務)	管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務に限る
	③ 建設コンサルタント等 (設計関係業務)	予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、施工検討、構造検討調査・解析、耐震性能検証、技術検討・技術開発又は維持補修・長寿命化検討業務の業務に限る。 ※上記業務内容に設計に関する業務内容が含まれない場合は区分①とする。
測量・調査	④ 測量・調査	競争参加資格が測量・調査業務に限る

対象: 令和4年4月以降公示の業務
令和8年4月一部追記

■災害協定に基づく活動実績(表彰・感謝状)の総合評価における加点評価

➤従来の指名段階における災害協定に基づく活動や協定締結の評価から、災害協定に基づく相互協力体制のさらなる充実強化を図るため、入札段階の総合評価においても、災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価を行う。

(例)公募型又は簡易公募型総合評価落札方式(標準)の入札段階

■総合評価における加点

1. 評価対象は、**近畿地方整備局港湾空港部との災害協定に基づく活動に対する「災害対応等の協力者に対する感謝状」**を受けたものとする。
2. 評価は、当該業務に応じた業種区分(建設コンサルタント、測量・設計)で評価する。
3. 感謝状が贈られた取り組みに**配置予定管理技術者が従事していた場合**に評価の対象とする。

※災害協定の締結のみは、入札段階における評価の対象外。

評価の順位)

- ①近畿地方整備局長表彰
- ②近畿地整 部長表彰又は事務所長表彰 **又は局長感謝状(災害)**
- ③近畿地整以外の局長・港湾空港部長・事務所長又は国総研所長表彰又は **部長・事務所長感謝状(災害)**

評価項目	評価の着目点				評価割合			
	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	1:3 1:2		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P20表-1もしくは表-2によって評価する。【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10%(5%~10%)	15%(7.5%~15%)	
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	管理技術者	専門技術力	業務執行	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。 注2：管理技術者あるいは担当技術者(又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者)として従事した実績を評価対象とする。】	15%(15%~20%)	18%(18%~25.5%)
				業務執行	過去〇年間に担当した業務の業務成績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の割合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度未までに完了した業務のうち、全地方整備局及び沖繩総合事務局(ともに港湾空港関係)発注業務の同じ業種区分(測量・調査or建設コンサルタント等)の請負業務成績評定点(技術者評定点)の平均点を下記の順位で評価する。 ①〇〇点以上 ②〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】		
小計					過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度未までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局(港湾空港関係)発注業務の同じ業種区分(測量・調査業務or建設コンサルタント等)で受けた優良業務表彰の経験若しくは 災害協定に基づく活動実績(表彰・感謝状) について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり若しくは 災害協定に基づく活動実績(局長表彰)あり ③ 災害協定の締結に基づく活動実績(感謝状)あり 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】	25%	33%

※近畿は選定段階において適否の判断しかないため、地域貢献度としての災害協定の項目は適用していない。入札段階において表彰区分で上記のとおり加点している。

技術者の手持ち業務量を評価する試行(近畿試行)

令和8年4月公告以降改正

●技術者の手持ち業務量を評価する業務の試行

対象:総合評価落札方式(簡易型(1:1))の測量・調査業務 **R8年度に数件適用**

- ・「入札段階」の評価において、管理技術者の手持ち業務量の評価を試行する。なお、若手管理技術者の登用促進のための技術指導者を配置する場合は、技術指導者の手持ち業務量を評価する。
- ・手持ち業務量とは、公示日現在において、管理技術者または主任技術者、担当技術者となっている契約金額500万円以上の全ての業務(国土交通省以外の発注業務を含む。民間発注の業務も含む。ただし、下請け業務は含まない。)
- ・参加者から申告があった手持ち業務の契約金額及び件数で評価することを基本とするが、発注者においても港湾CALS等により内容を確認すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。
- ・虚偽の申告が判明した場合は、指名停止の措置を行う。

評価方法

公示日現在の手持ち業務の契約金額及び件数を下表のとおり評価する。

※但し、公告年度と契約年度が異なる業務(早期発注等)については、公告日現在を令和〇年(契約年を記載)4月1日現在に変更する。

評価	評価基準	加算点
A評価	全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円未満 かつ契約件数が2件未満	外数で 全体の10%
B評価	全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円以上2億円未満 かつ 契約件数が5件未満 または 全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満 かつ 契約件数が2件以上5件未満	外数で A評価の1/2 (少数切捨)
C評価	上記以外	0

総合評価落札方式における落札者の決定方法

令和8年4月一部改正

総合評価の評価方法の考え方

- 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は、加算方式を基本とする。
- 加算方式以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、財務大臣協議を行った上で当該方法を用いてもよい。

加算方式

1. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2. 価格評価点の設定の考え方

・技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を20点から60点の範囲で決定する。各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3. 技術評価点の算出方法(予定価格が200万円以上※の場合) ※H27.9から適用、R7.4から少額上限変更

・技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎及び④の評価項目を加えて評価を行い、技術評価点を与える。

- ①配置予定技術者の経験及び能力
- ②実施方針等
- ③評価テーマに対する技術提案(1:2及び1:3の場合のみ)
- ④技術提案の履行確実性
- ⑤賃上げ加算点
- ⑥WLB加算点

価格点:技術点 の割合	価格評価点 の配分点	技術評価点 の満点
1:1	60	60
1:2	30	60
1:3	20	60

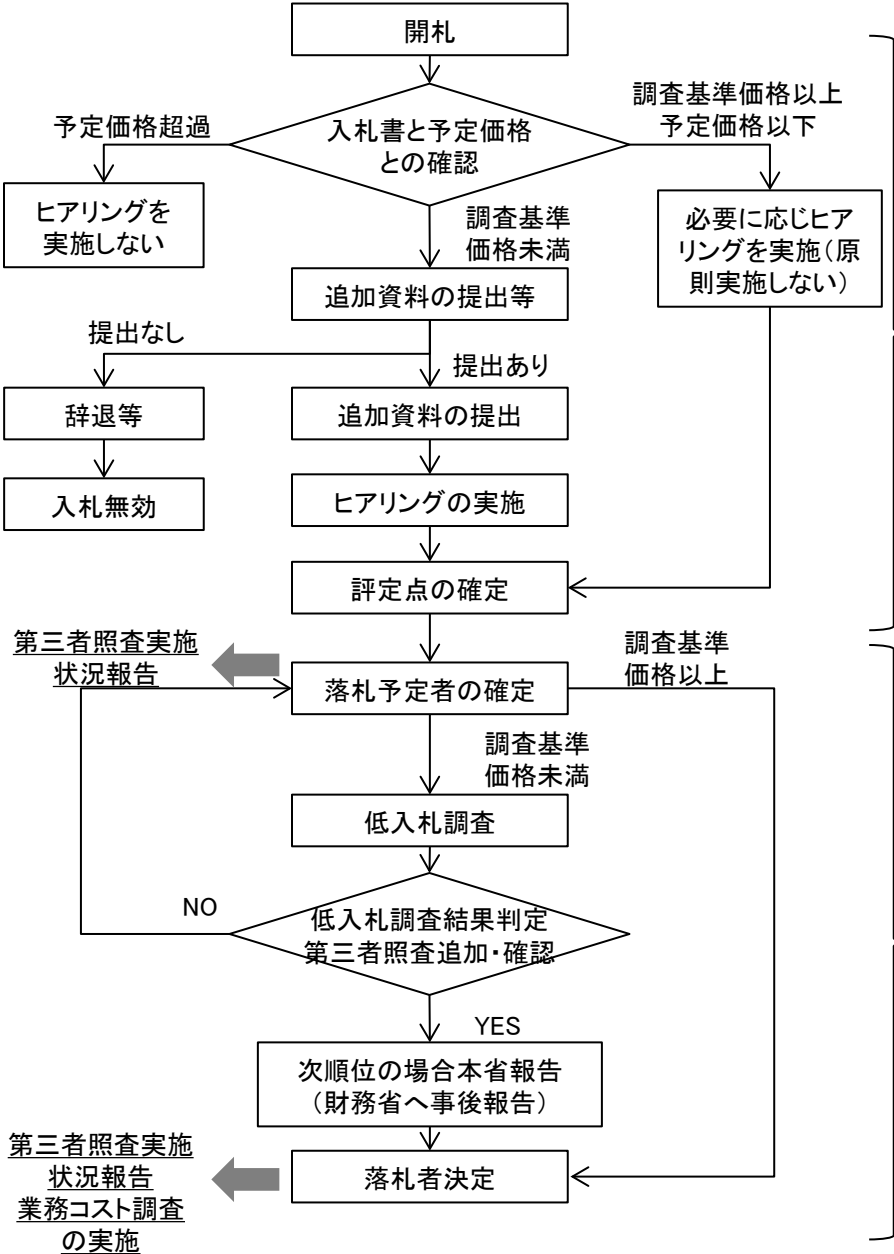


$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計} \{ \text{①の得点} + (\text{②の得点} + \text{③の得点}) \times \text{④の評価}^{\text{※}} \} + \text{⑤の得点} + \text{⑥の得点}}{\text{技術評価の配点合計} (\text{①の配点} + \text{②の配点} + \text{③の配点} + \text{⑤の配点} + \text{⑥の配点})}$$

(※履行確実性度)

(技術評価点の満点)

総合評価方式における「履行確実性」を加えた評価



履行確実性(2百万円超)

低入札調査(10百万円超)

◆調査基準価格(1,000万円以下もこれに準ずる)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	[諸経費] × 5/10	—
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	[その他原価] × 9/10	[一般管理費等] × 5/10
地質調査業務	直接調査費の額	[間接調査費] × 9/10	[解析等調査業務費] × 8/10	[諸経費] × 5/10

◆履行確実性

$$\text{履行確実性度} = \frac{\text{「〇」と審査した項目数}}{4}$$

- (a)業務内容に対応した費用が計上されているか。
- (b)配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- (c)品質管理体制が確保されているか。
- (d)再委託先への支払いは適正か。

「〇」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

・技術評価点

- ①配置予定技術者の経験及び能力
- ②実施方針等
- ③評価テーマに対する技術提案
(価格点:技術点の割合が1:2及び1:3の場合のみ)
- ④技術提案の履行確実性度
- ⑤賃上げの実施に関する評価
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{[(1') + (2' + 3') \times 4] + 5' + 6'}{[1 + 2 + 3 + 5 + 6]}$$

(技術評価点の満点)

※①'、②'、③'、⑤'、⑥'は得点合計
※①、②、③、⑤、⑥は配点合計

11. 発注関係事務の適切な運用に向けた 発注者間の連携体制の強化等

近畿地方整備局(港湾空港関係)

港湾関連の発注関係事務に関する個別具体的な課題・疑問について、気軽に相談できる窓口を各事務所に設置する。

相談窓口 事務所・担当			港湾管理者
舞鶴港湾事務所	担当:工務課 課長	TEL 0773-75-0845	滋賀県・京都府
大阪港湾・空港整備事務所	担当:工務課 課長	TEL 06-6574-8562	大阪府・大阪市
神戸港湾事務所	担当:第一工務課 課長	TEL 078-333-2552	兵庫県・神戸市・洲本市
和歌山港湾事務所	担当:工務課 課長	TEL 073-422-8187	和歌山県

近畿地方整備局

神戸本局

港湾等事業実施円滑化会議

- ・年1回以上の開催(2回目以降は必要に応じて適宜開催)
- ・部長クラスを想定

事務所

窓口

通年、いつでも相談できる窓口を工務課に設置する

- ・整備局における品質確保に関する取り組み状況
- ・業界団体からの要望

相談

対応

相談

対応

港湾管理者

- ・港湾管理者が抱える課題
- ・対応方針等の共有
- ・制度等に係る意見

- ・入札方式
- ・積算
- ・仕様書の記載方法等の相談

